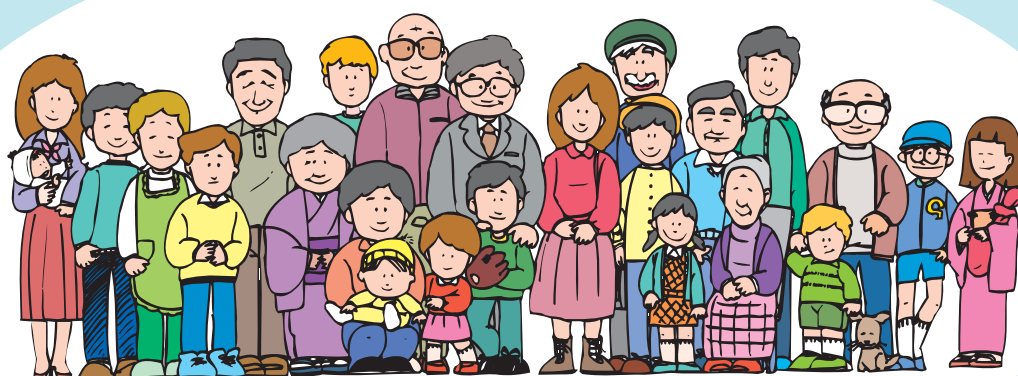


函館市次世代育成支援後期行動計画

(平成22年度～平成26年度)



函 館 市

はじめに



わが国では、急速な少子化の進行等を踏まえ、次の時代を担う子どもたちが健やかに生まれ、そして、育成される環境の整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体および事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

本市としても、子どもは、家族、地域、社会のかけがえのない財産、「宝」であるという考えのもと、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間とする「函館市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域における子育て支援、母子の健康確保と増進、子どもの健やかな成長のための教育環境の整備などに関わる次世代育成支援対策に、行政はもとより、企業や市民活動団体をはじめ、保健・医療・福祉・教育・経済・労働関係者など、地域社会全体が協力して取り組んできましたが、その計画期間が終了することから、このたび、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする「函館市次世代育成支援後期行動計画」を策定いたしました。

この計画の策定にあたっては、前期計画を評価・検証し、必要な見直しを行うとともに、近年の男女共同参画の推進や市町村合併による本市の広域化を考慮し、施策に取り組むうえでの基本的視点に、仕事と生活の調和の実現や地域特性の視点を新たに取り入れるなど、次世代育成支援対策のさらなる拡充を図るものとしており、これまでも増して、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、計画の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

結びにあたり、この計画の策定に際し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市福祉計画策定推進委員会および同次世代部会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成22年2月

函館市長 西尾正範

【目次】

I 計画策定の趣旨等	
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の策定体制	2
II 函館市における少子化等の現状	
第1 少子化等の現状	3
1 人口の推移と推計	3
2 出生数等の状況	5
3 婚姻および出産等の状況	6
第2 世帯の状況	11
第3 産業・就業構造の状況	12
1 産業構造と就業者	12
2 女性の就業状況	13
第4 子育ての実態	18
III 目標年度における児童等の人口推計	21
IV 計画の基本理念と施策の方向等	
1 基本理念	23
2 基本的な視点	23
(1) 子どもの視点	23
(2) 次代の親づくりという視点	23
(3) すべての子どもと家庭への支援の視点	23
(4) 地域社会全体で支援する視点	24
(5) サービス利用者の視点	24
(6) 仕事と生活の調和の実現の視点	24
(7) 地域特性の視点	24
3 施策の方向	25
(1) 地域における子育て支援	25
(2) 母子の健康確保と増進	25
(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	25

(4) 子育てを支援する生活環境の整備	26
(5) 仕事と生活の調和の実現	26
(6) 特別な援助を要する家庭への支援	26
(7) 母子家庭等の自立支援	26
(8) 子育てに伴う経済的負担の軽減	26
4 施策の体系	27

V 施策の展開とサービスの目標量等

第1 地域における子育て支援	29
1 地域における子育て支援サービスの充実	29
(1) 家庭における子育て支援	30
(2) 施設における子育て支援	35
(3) 子育て相談、情報提供体制の充実	39
2 保育サービスの充実	43
(1) 多様な保育ニーズへの対応	43
(2) 保育サービスの質の向上	49
3 子育て支援のネットワークづくり	50
(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進	50
(2) 子育て支援情報の提供の充実	53
(3) 地域における子育て意識の啓発推進	55
4 児童の健全育成	57
(1) 児童の居場所づくりの整備推進	57
(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進	63
第2 母子の健康確保と増進	66
1 子どもや母親の健康の確保	66
(1) 健康診査、保健相談・指導の充実	66
(2) 母子保健の情報提供の充実	71
2 「食育」の推進	73
(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実	73
3 思春期保健対策の充実	76
(1) 思春期保健に関する知識の普及促進	76
(2) 喫煙、薬物等に関する教育の推進	79
4 小児医療の充実	81
(1) 小児医療の充実、確保	81
第3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	83
1 次代の親の育成	83
(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進	83

(2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進	85
2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備	87
(1) 確かな学力の向上	87
(2) 豊かな心の育成	89
(3) 健やかな体の育成	91
(4) 信頼される学校づくりの推進	93
(5) 幼児教育の充実	95
3 家庭や地域の教育力の向上	96
(1) 家庭教育への支援の充実	96
(2) 地域の教育力の向上	97
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	99
(1) 関係業界への自主的措置の促進	99
(2) 情報モラル教育の推進	100
第4 子育てを支援する生活環境の整備	101
1 良質な住宅の確保	101
(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	102
2 良好な居住環境の確保	103
(1) 良好な居住環境の確保	103
(2) 住宅に係る情報提供，相談事業の充実	104
3 安全な道路交通環境の整備	105
(1) 安全な道路交通環境の整備推進	105
4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	107
(1) 交通安全教育の推進	107
(2) チャイルドシート利用環境の整備推進	108
(3) 自転車の安全利用の推進	109
5 安心して外出できる環境の整備	110
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進	110
(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実	112
6 安全・安心まちづくりの推進	113
(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進	113
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	114
第5 仕事と生活の調和の実現	117
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進	117
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進	117
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	120
(1) 多様な働き方に対応した子育て支援	120
(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進	122

第6	特別な援助を要する家庭への支援	124
1	児童虐待防止対策の充実	124
(1)	関係機関との連携等	124
(2)	発生予防, 早期発見・早期対応等	126
2	障がい児施策の充実	128
(1)	障がいの早期発見・早期療育の充実	128
(2)	一貫した総合的な障がい児施策の推進	130
(3)	教育的支援の推進	131
(4)	保育所等における障がい児保育等の推進	133
第7	母子家庭等の自立支援	134
1	母子家庭等の自立支援の推進	134
(1)	子育て・生活支援の充実	135
(2)	就業支援の充実	138
(3)	養育費確保の促進	141
(4)	経済的支援の充実	142
(5)	情報提供および相談体制の充実	143
第8	子育てに伴う経済的負担の軽減	145
1	子育て家庭への経済的支援の充実	145
(1)	各種手当の支給・充実	146
(2)	医療費等の助成, 軽減の実施	148
(3)	就学に係る費用の助成, 軽減の実施	149
VI	計画の推進	151
VII	資料編	
○	函館市福祉計画策定推進委員会委員名簿	153
○	計画策定の経過	154
○	函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱	156
○	次世代育成支援に関する調査	158

I 計画策定の趣旨等

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

わが国では、平成17年に初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人、15歳から49歳までの女性一人が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

平成20年の合計特殊出生率は1.37と若干上昇したものの、依然として、現在の人口を維持するために必要な水準とされる2.07～2.08を大きく下回る状況が続いています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成18年12月に発表した「日本の将来推計人口」では、平成67年（2055年）の合計特殊出生率は1.26と示されていますが、併せて、年間出生数が50万人を下回ることや、15歳未満の年少人口の総人口に占める割合が、平成21年（2009年）の13.2%から低下を続け、平成67年（2055年）には8.4%となることも示されています。

一方、65歳以上の老年人口の総人口に占める割合は、平成21年（2009年）の22.8%から上昇を続けて、平成67年（2055年）には40.5%に達するなど、深刻な少子化による超高齢社会の到来が予想されます。

国勢調査における本市の人口は昭和55年がピークであり、合計特殊出生率については、昭和55年の1.53から25年後の平成17年には過去最低の1.07を記録し、その後若干上昇し、平成20年は1.15となっています。

また、年少人口の総人口に占める割合については、昭和55年の23.2%から低下を続け、平成17年には11.7%と大きく減少しており、出生数についても、昭和55年の4千人強から、平成17年には2千人弱と、25年間で半分以下となっています。

こうした少子化の急速な進行は、自主性や社会性が育ちにくいといった子ども自身の成長への影響とともに、税や社会保障における負担の増加、労働力減少に伴う経済成長の鈍化、地域社会の活力低下など、社会や経済、地域の持続可能性に大きな影響を与えるものであり、子育て支援施策をはじめとする各種施策の充実・強化など、早急な対策が必要となっています。

2 計画策定の趣旨

少子化が進行している状況にありますが、子どもは、家族、地域、社会におけるかけがえのない財産、「宝」です。

国では、急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援を迅速かつ

重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体および事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

本市としても、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を計画期間とする「函館市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域における子育て支援、母子の健康確保と増進、子どもの健やかな成長のための教育環境の整備などにかかわる次世代育成支援対策に地域社会全体で取り組んできましたが、少子化の進行が続くなか、平成22年度から平成26年度までの後期5か年の計画策定にあたっては、前期計画を評価・検証し、必要な見直しを行うとともに、仕事と生活の調和の実現の視点はもとより、市町村合併による本市の広域化を考慮し、地域特性の視点を新たに取り入れるなど、次世代育成支援対策のさらなる拡充を図るものです。

3 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもとその家庭、地域、学校、企業、行政等すべての個人や団体を対象として、本市が今後進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標量等を総合的に定めたものであり、その推進にあたっては、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「函館市基本構想」に即し、他の諸計画との整合・連携を図っていきます。

4 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、5年ごとに、5年を1期として策定することとされています。

前期計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間としており、後期計画は、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とします。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施や関係部局間の協議、さらには、地域の子育て支援の拠点的施設におけるアンケート調査の実施により、各種事業の現状と課題を把握するとともに、日頃から子育てなどの次世代育成支援に深くかかわる立場にある、保健・医療・福祉・教育・経済・労働等の各関係者および一般公募による市民で構成する「函館市福祉計画策定推進委員会」を設置し、計画への意見反映に努めました。

Ⅱ 函館市における少子化等の現状

- 第1 少子化等の現状
- 第2 世帯の状況
- 第3 産業・就業構造の状況
- 第4 子育ての実態

Ⅱ 函館市における少子化等の現状

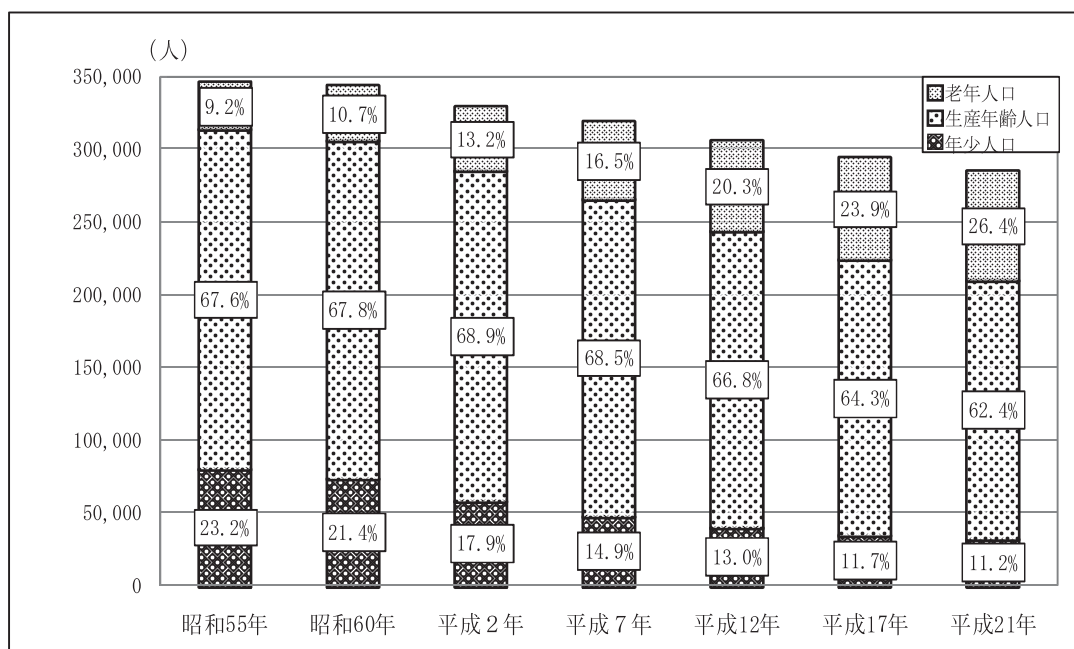
第1 少子化等の現状

1 人口の推移と推計

平成17年国勢調査による函館市の総人口は294,264人であり、昭和55年を頂点に減少を続け、平成21年3月末日の住民基本台帳によると、総人口は284,910人となっています。

また、年少人口（0歳～14歳）は、昭和55年の80,038人から、平成17年には34,369人と半分以下に減少しており、総人口に占める構成割合でも、23.2%から11.7%に減少するなど、少子化が進んでいます。

【年齢階層別人口の推移】



(単位：人)

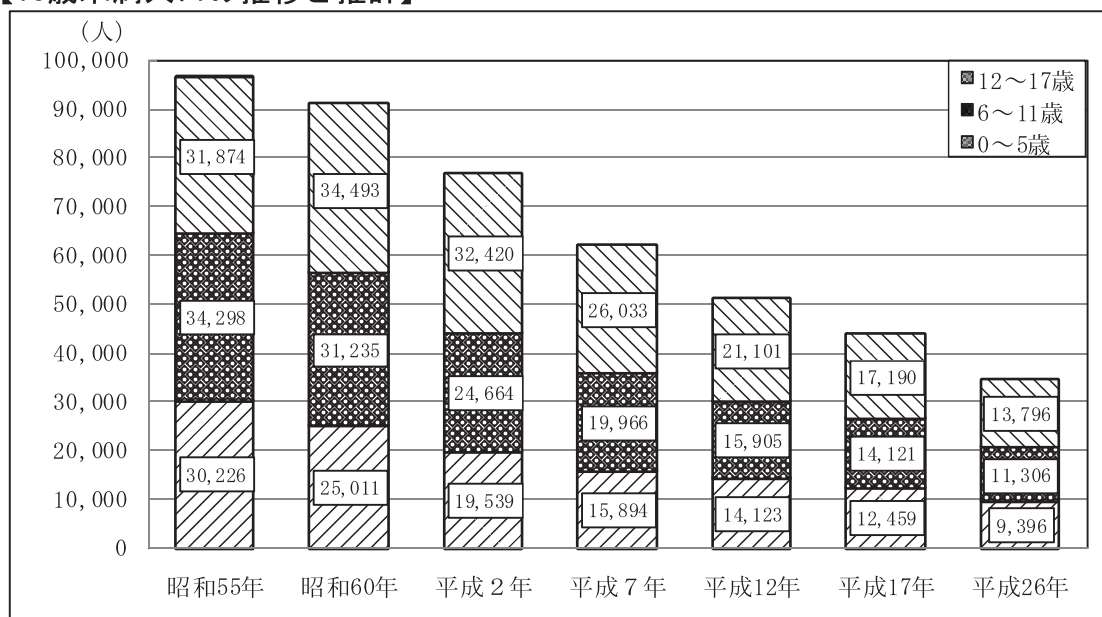
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
年少人口	80,038	73,429	58,732	47,487	39,591	34,369	31,857
生産年齢人口	233,334	232,185	226,263	218,185	203,855	189,327	177,777
老年人口	31,712	36,644	43,411	52,607	61,855	70,459	75,276
年齢不詳	81	282	87	29	10	109	-
合計	345,165	342,540	328,493	318,308	305,311	294,264	284,910

(資料：国勢調査(現在の市域での組替値：以下注釈がない限り同様)，平成21年は3月末日の住民基本台帳)

18歳未満人口も、昭和55年の国勢調査では96,398人でしたが、平成17年には43,770人と半分以下に減少しています。

今後もこの傾向は続くものと思われ、計画の目標年度とする平成26年度の18歳未満人口を、国の示す人口推計手法によって推計すると、約34,500人となり、少子化の一層の進行が見込まれています。

【18歳未満人口の推移と推計】



(単位：人，%)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成26年	17年対比
0歳	4,509	3,823	2,897	2,545	2,242	1,953	1,415	72.5%
1歳	4,750	4,080	3,110	2,503	2,339	1,949	1,489	76.4%
2歳	4,937	4,076	3,184	2,667	2,349	2,089	1,544	73.9%
3歳	5,004	4,161	3,249	2,624	2,333	2,105	1,591	75.6%
4歳	5,345	4,411	3,449	2,740	2,362	2,140	1,654	77.3%
5歳	5,681	4,460	3,650	2,815	2,498	2,223	1,703	76.6%
6歳	6,019	4,671	3,841	3,023	2,459	2,323	1,777	76.5%
7歳	5,987	4,852	3,896	3,156	2,545	2,303	1,858	80.7%
8歳	5,677	4,960	3,961	3,238	2,538	2,323	1,774	76.4%
9歳	5,734	5,263	4,191	3,324	2,633	2,291	1,908	83.3%
10歳	5,462	5,606	4,302	3,523	2,777	2,465	1,997	81.0%
11歳	5,419	5,883	4,473	3,702	2,953	2,416	1,992	82.5%
12歳	5,386	5,936	4,694	3,757	3,107	2,544	2,043	80.3%
13歳	5,550	5,620	4,776	3,828	3,192	2,580	2,215	85.9%
14歳	4,578	5,627	5,059	4,042	3,264	2,665	2,273	85.3%
15歳	5,503	5,595	5,602	4,381	3,564	2,845	2,294	80.6%
16歳	5,528	5,905	6,120	4,919	3,942	3,228	2,519	78.0%
17歳	5,329	5,810	6,169	5,106	4,032	3,328	2,452	73.7%
合計	96,398	90,739	76,623	61,893	51,129	43,770	34,498	78.8%

(資料：国勢調査，平成26年は函館市福祉部子ども未来室推計)

2 出生数等の状況

本市の出生数は、昭和55年で4,137人と人口千人当たりの出生率は12.9でしたが、平成20年では、1,889人と半数近くに減少しており、人口千人当たりの出生率は6.6と全国・全道の数値を下回っています。

【出生数および出生率の推移】

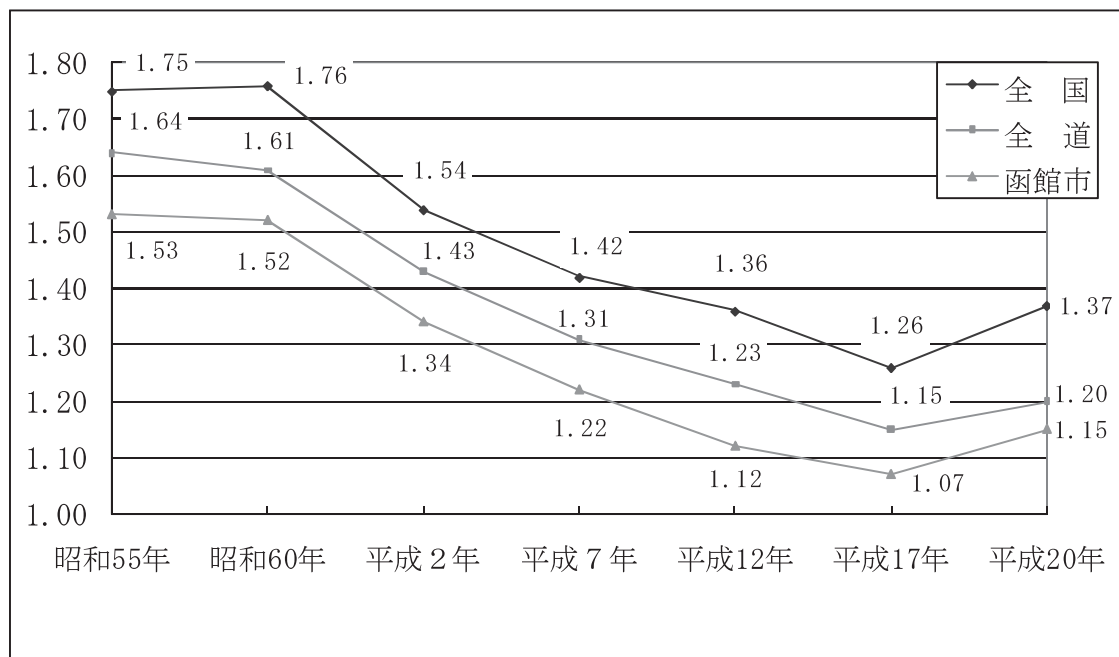
(単位：人)

区 分	出 生 数			出生率（対人口千人）		
	総 数	男	女	函 館 市	全 道	全 国
昭 和 55 年	4,137	2,146	1,991	12.9	13.6	13.6
昭 和 60 年	3,573	1,854	1,719	11.2	11.7	11.9
平 成 2 年	2,777	1,410	1,367	9.0	9.7	10.0
平 成 7 年	2,448	1,234	1,214	8.1	8.8	9.5
平 成 12 年	2,153	1,090	1,063	7.4	8.5	9.5
平 成 17 年	1,947	983	964	6.5	7.4	8.4
平 成 20 年	1,889	989	900	6.6	7.4	8.7

(資料：市立函館保健所(平成17年以降は現在の市域での組替値:以下注釈がない限り同様))

また、現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は2.07～2.08とされていますが、本市では、昭和55年で1.53、平成17年には、過去最低の1.07を記録し、その後若干上昇し、平成20年では1.15となっていますが、これも全国・全道の平均を下回っています。

【合計特殊出生率の推移】

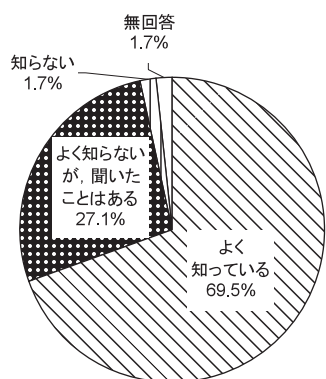


(資料：市立函館保健所)

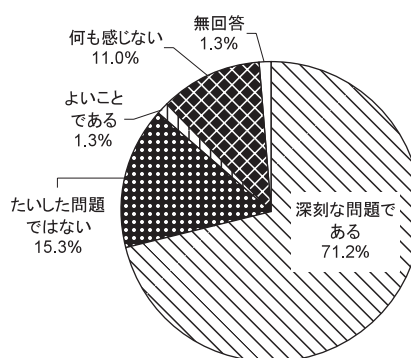
このような出生の動向に対する市民意識については、「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、未成年者（15歳～19歳）の「函館市の少子化に対する認知度」を見ると、69.5%が「よく知っている」、27.1%が「よく知らないが、聞いたことはある」と回答しています。

また、「少子社会に対する問題意識」については、7割以上が少子化は「深刻な問題である」と考えています。

【出生率が低下し、子どもの数が減少していることを知っていますか】



【子どもの数が減少することについて、どのように考えますか】

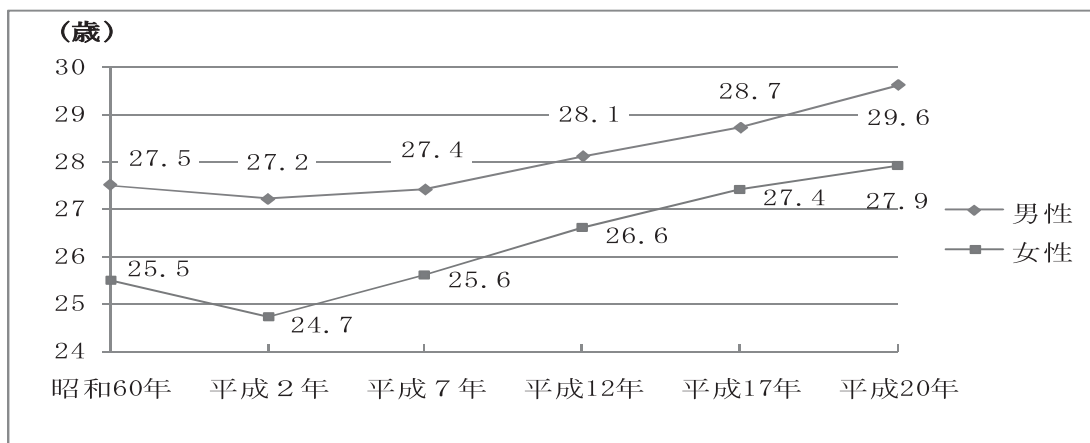


(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

3 婚姻および出産等の状況

少子化の要因の1つとされている晩婚化について、函館市の平均初婚年齢の推移を見ると、昭和60年の男性27.5歳、女性25.5歳に比べ、平成20年では男性29.6歳、女性27.9歳となっており、男性で2.1歳、女性で2.4歳高くなっています。

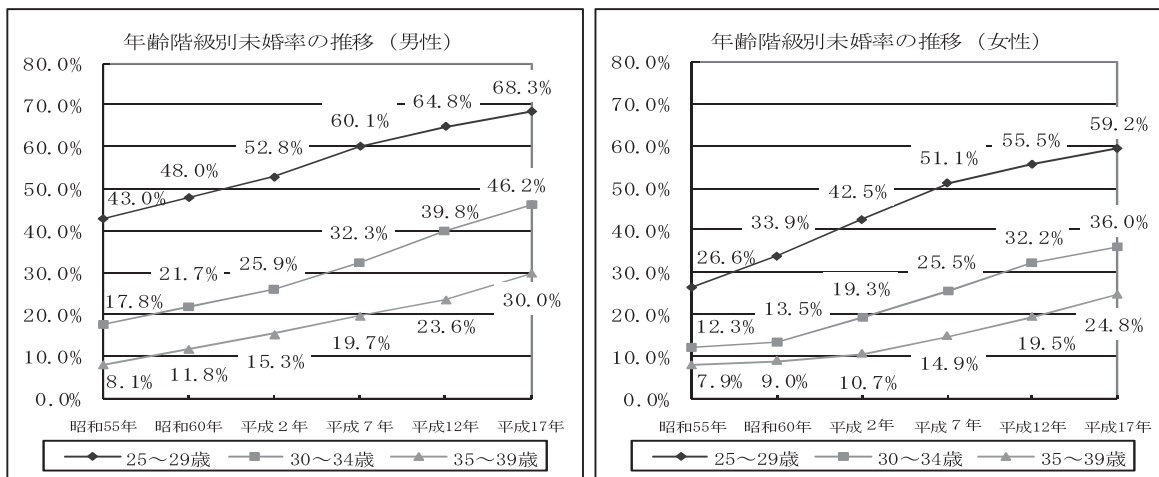
【平均初婚年齢の推移】



(資料：市立函館保健所)

未婚率については、男女とも、25歳から39歳までの各年代で上昇を続けており、平成17年では、25歳から29歳までの男性の約7割、女性の約6割が未婚となっています。

【年齢階級別未婚率の推移】



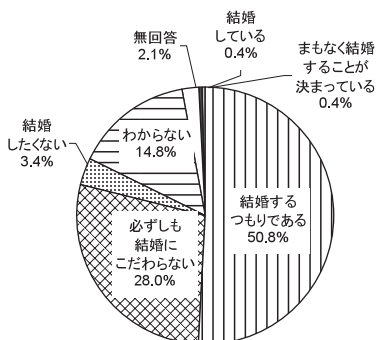
(資料：国勢調査)

本市における婚姻と離婚の状況を、人口千人当たりの割合で見ると、平成20年で婚姻率は4.9で全国の5.8や全道の5.3を下回っている状況にあり、離婚率は2.28と全道の2.42を下回っていますが、全国の2.08を上回っている状況にあります。

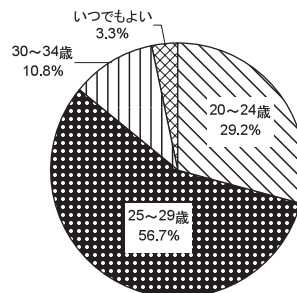
結婚や家庭に関する考え方については、「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、15歳から19歳までの未成年者では、「必ずしも結婚にこだわらない」が3割近くにのぼり、また、「結婚するつもりである」という人が、何歳くらいで結婚したいかについては、「25～29歳」が56.7%、「20～24歳」が29.2%を占めています。

「必ずしも結婚にこだわらない」または「結婚したくない」理由としては、「特に結婚の必要性を感じないから」が全体の約3割を占めています。

【結婚について、どのように考えますか】

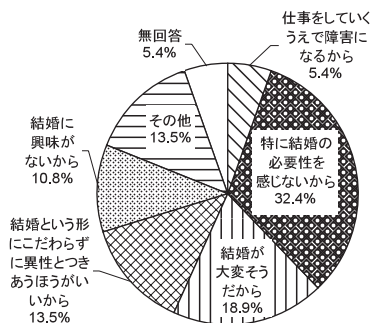


【結婚するつもりである方は、何歳くらいまでに結婚したいですか】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

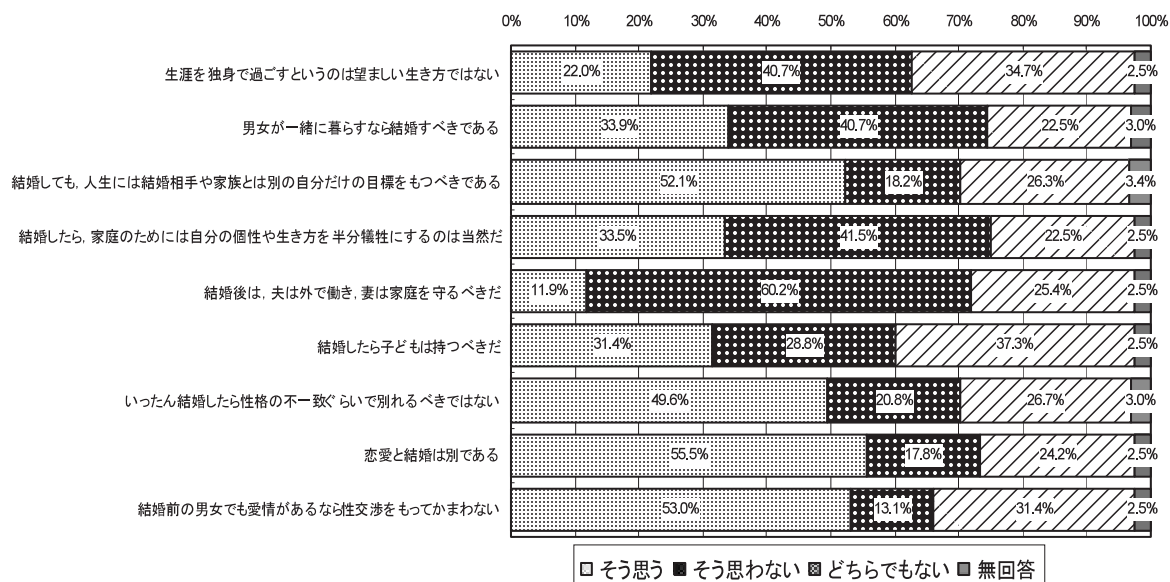
【「必ずしも結婚にこだわらない」「結婚したくない」理由は何ですか】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

また、「結婚などについてどう思うか」については、「生涯を独身で過ごすというのは望ましい生き方ではない」が40.7%、「男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである」が40.7%、「結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ」が41.5%、「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」が60.2%、「結婚したら子どもは持つべきだ」で28.8%が、「そう思わない」と回答しています。

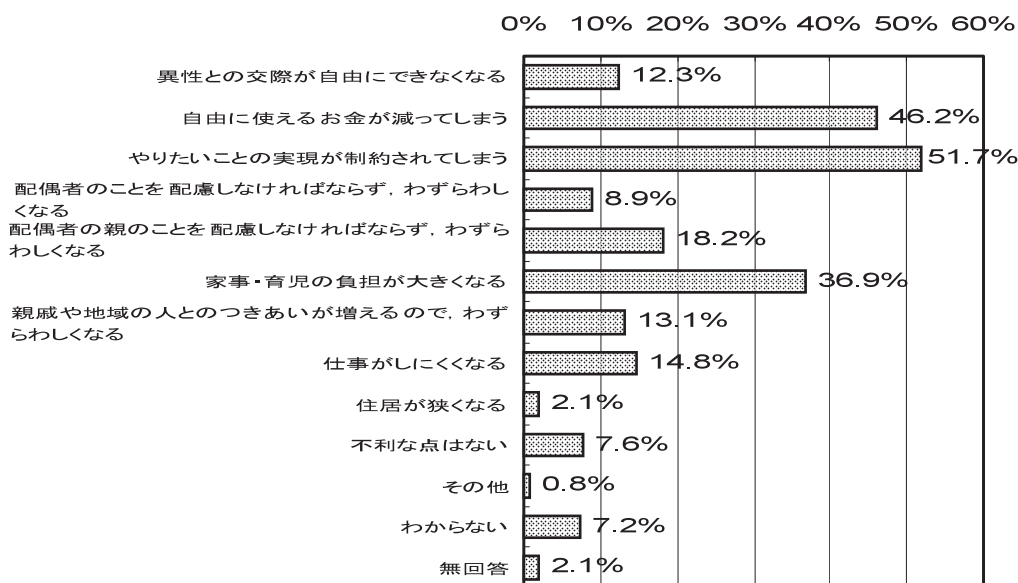
【結婚などについてどう思いますか】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

「一般的に、結婚して不利な点」については、「やりたいことの実現が制約されてしまう」が51.7%、「自由に使えるお金が減ってしまう」が46.2%、「家事・育児の負担が大きくなる」が36.9%と高くなっているほか、「仕事がしにくくなる」という回答も14.8%ありました。

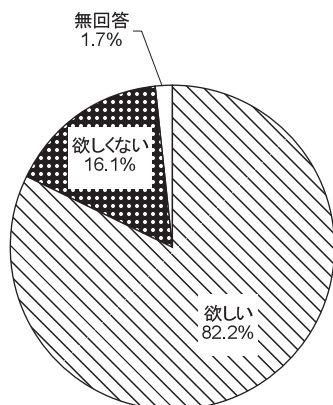
【一般的に、結婚して不利な点とは何だと思えますか（3つまで）】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

「将来子どもが欲しいか」については、「欲しい」が82.2%を占め、「欲しくない」という回答を大幅に上回っています。「子どもが欲しい理由」としては、「子どもが好き」(65.5%)、「人として自然なこと」(39.2%)という回答が多くなっています。

【将来子どもが欲しいですか】



【子どもが欲しい理由は何ですか（複数回答）】

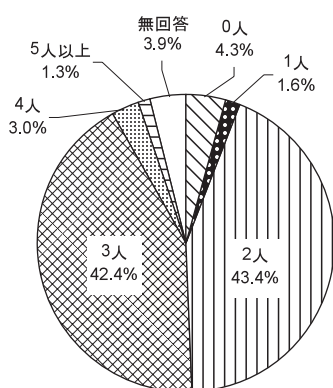
区分	人数	比率
子どもが好き	127	65.5%
人として自然なこと	76	39.2%
大人としての責任	16	8.2%
社会で認められたい	3	1.5%
その他	14	7.2%
無回答	0	0.0%
全体	194	

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

「理想的な子どもの数」と、「現実に持ちたい子どもの数」を比較すると、「理想的な子どもの数」では、「2人」と「3人」がほぼ同数でともに40%を超えているのに対して、「現実に持ちたい子どもの数」では、「2人」が理想と変わらないのに対して、「3人」は15%程度まで減少しています。

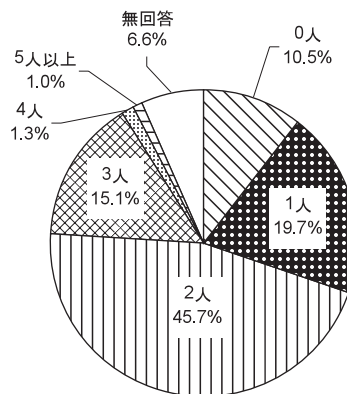
【理想的な子どもの数】

《成年者》



【現実に持ちたい子どもの数】

《成年者》

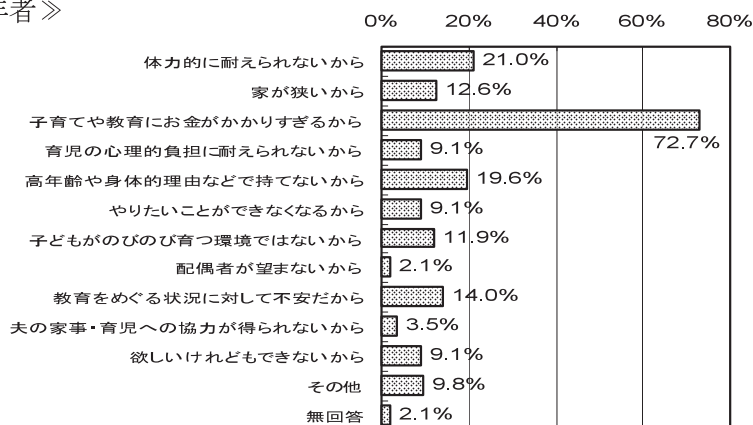


(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

「理想的な子どもの数」より「現実に持ちたい子どもの数」が少ない理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答が最も多くなっています。

【理想と考える子どもの数より現実に持ちたい子どもの数が少ない理由】

《成年者》

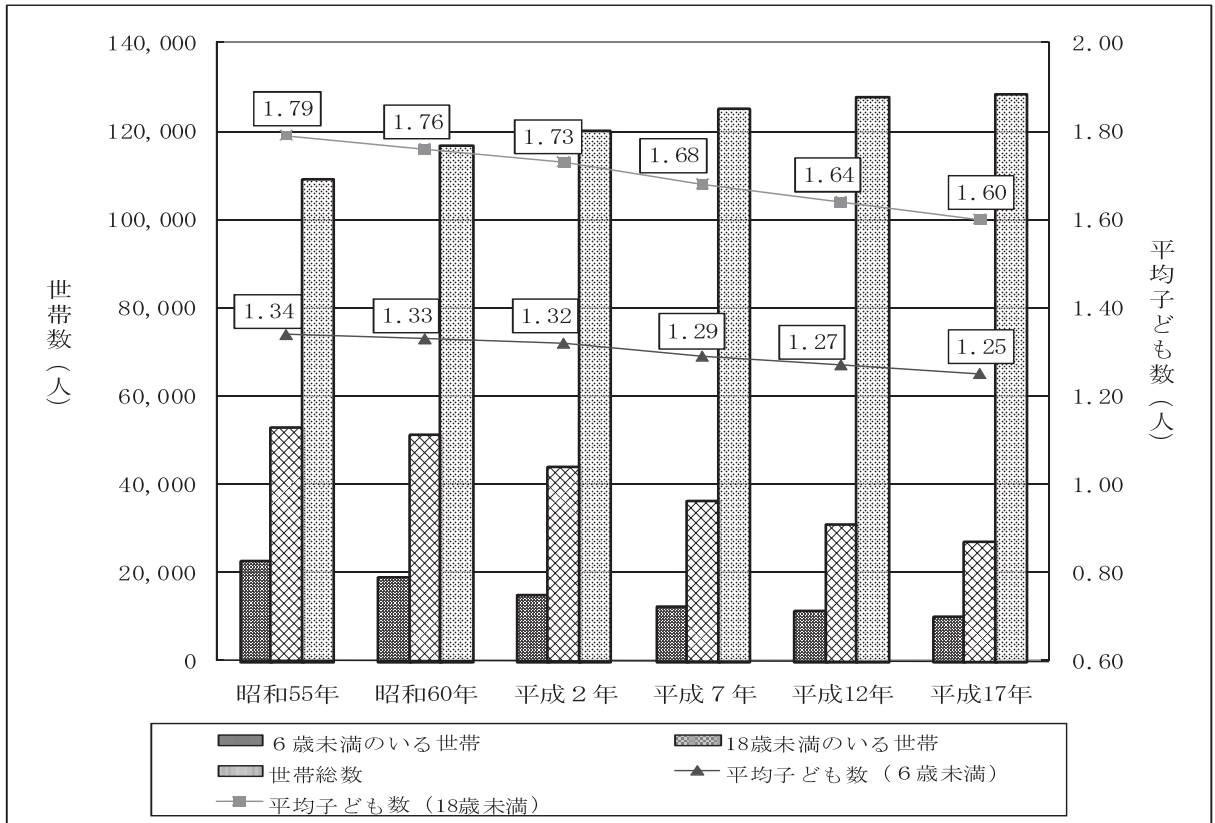


(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

第2 世帯の状況

昭和55年以降，世帯数は一貫して増加を続けていますが，「18歳未満の子どもがいる世帯」や「6歳未満の子どもがいる世帯」は，減少を続けています。

【子どものいる世帯の推移】



区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯総数	世帯数	108,807	116,491	119,900	125,009	127,415	128,132
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18歳未満の 子どものいる 世帯 (内数)	世帯数	52,724	50,895	43,672	36,225	30,598	26,664
	構成比	48.5%	43.2%	36.1%	28.7%	23.8%	20.8%
	平均子ども数	1.79	1.76	1.73	1.68	1.64	1.60
6歳未満の 子どものいる 世帯 (内数)	世帯数	22,489	18,801	14,733	12,286	11,032	9,931
	構成比	20.7%	15.9%	12.1%	9.7%	8.6%	7.8%
	平均子ども数	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27	1.25

(資料：国勢調査)

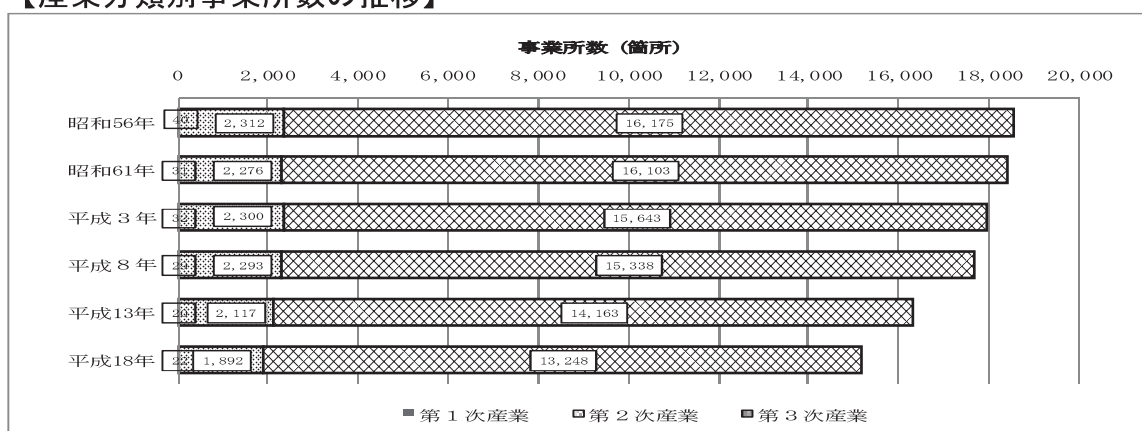
第3 産業・就業構造の状況

1 産業構造と就業者

本市の産業構造は、卸売・小売業、サービス業を主体とした第3次産業の比重が極めて高くなっており、平成18年の「事業所・企業統計調査」では、全事業所15,162か所のうち13,248か所と、全体の87.4%を第3次産業が占めています。

就業者数の推移を見ると、男性が昭和55年の95,572人から、平成17年には71,705人と減少しているのに対して、女性は56,648人から58,235人へと増加していることから、就業者に占める女性の割合が38.7%から44.8%へと増加しており、女性の就業が進んでいます。

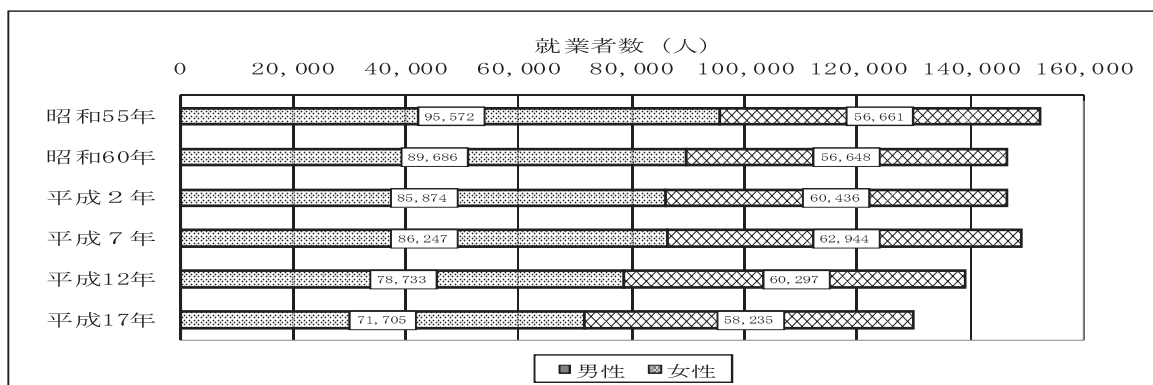
【産業分類別事業所数の推移】



区 分		昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
第1次産業	か 所	40	31	32	29	20	22
	構 成 比	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%
第2次産業	か 所	2,312	2,276	2,300	2,293	2,117	1,892
	構 成 比	12.5%	12.4%	12.8%	13.0%	13.0%	12.5%
第3次産業	か 所	16,175	16,103	15,643	15,338	14,163	13,248
	構 成 比	87.3%	87.5%	87.0%	86.9%	86.9%	87.4%
合 計	か 所	18,527	18,410	17,975	17,660	16,300	15,162
	構 成 比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(資料：事業所・企業統計調査)

【就業者数の推移】

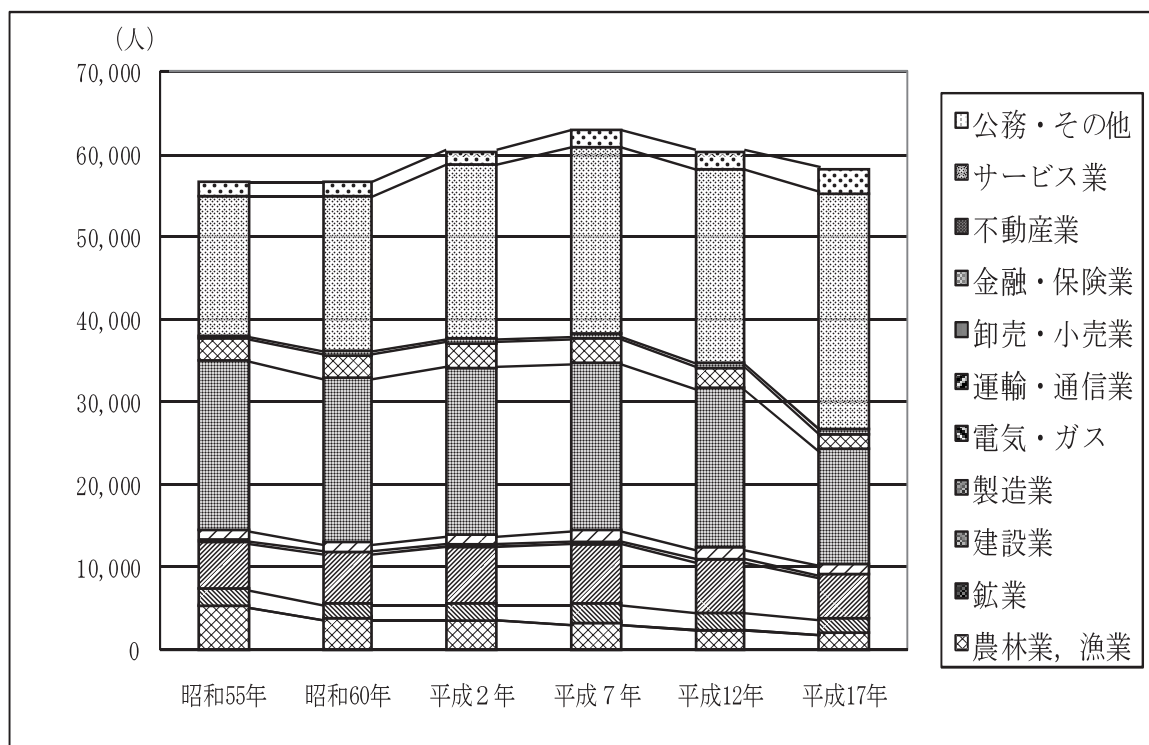


(資料：国勢調査)

2 女性の就業状況

女性の就業者が増加しているのは、ほとんどが第3次産業であり、産業の分類別では、「サービス業」が大きく増加しています。

【女性の産業分類別就業者数の推移】



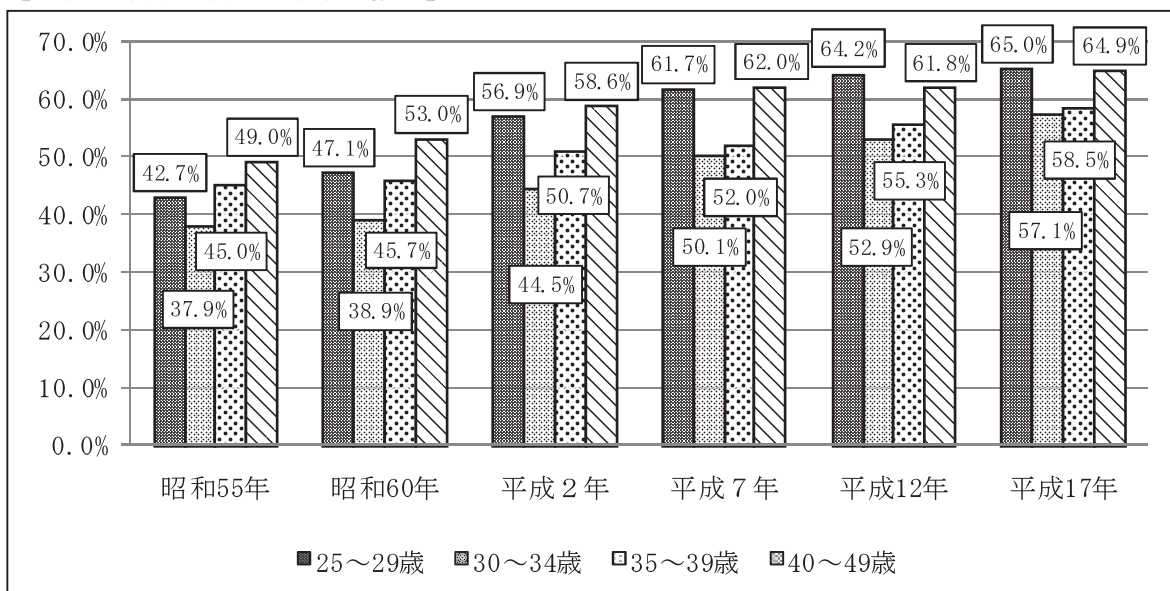
(単位：人)

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
1次 農林業、漁業	5,041	3,523	3,255	2,932	2,157	1,873
2次 鉱業	18	11	20	18	18	6
建設業	2,167	1,776	2,121	2,440	2,105	1,661
製造業	5,732	6,295	7,044	7,320	6,413	5,355
3次 電気・ガス	164	128	142	143	111	88
運輸・通信業	1,282	1,096	1,192	1,425	1,477	1,364
卸売・小売業	20,628	20,044	20,374	20,424	19,457	13,746
金融・保険業	2,514	2,719	2,894	2,811	2,399	1,847
不動産業	437	459	652	605	557	608
サービス業	17,033	18,796	21,114	22,866	23,389	28,782
公務・その他	1,645	1,801	1,628	1,960	2,214	2,905
合計	56,661	56,648	60,436	62,944	60,297	58,235

(資料：国勢調査)

女性の年齢階層別就業率の推移を見ると、全年齢層において増加が見られますが、ほかの年齢層に比べると30歳代の女性の就業率が低くなる傾向があります。

【女性の年齢階層別就業率の推移】

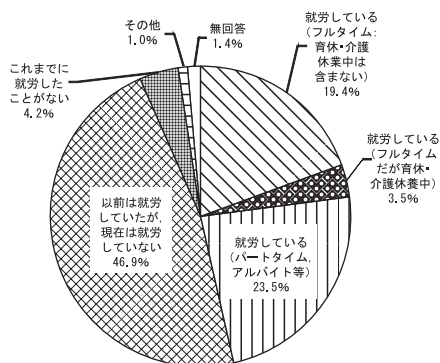


(資料：国勢調査)

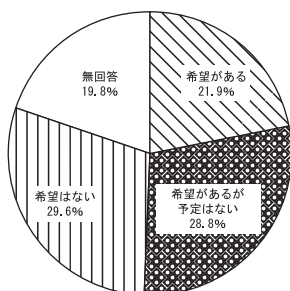
就学前児童を持つ母親の就業状況は、平成15年度は39.9%でしたが、平成20年度には42.9%まで増加しており、現在、パート、アルバイト等をしている人のうち21.9%がフルタイムへの転換希望や就労日数の増加を希望しています。

また、就労していない人のうち24.0%がすぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと考えていますが、希望する就労形態は、パート・アルバイト等が83.6%と多く、フルタイムは13.1%と低くなっています。

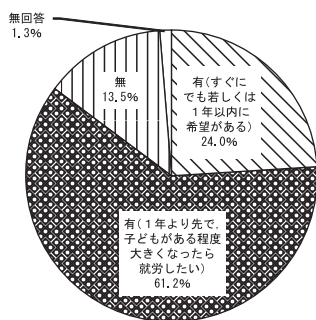
【就学前児童を持つ母親の就業状況】



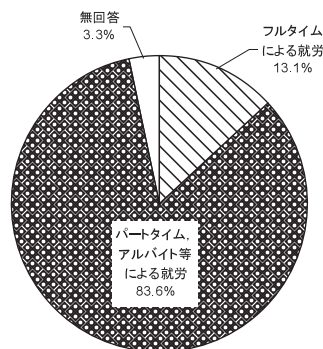
【就労日数の増加やフルタイムへの転換希望（パート、アルバイト等）】



【現在就労していない就学前児童を持つ母親の就労希望】



【現在就労していない就学前児童を持つ母親の希望する就労形態】

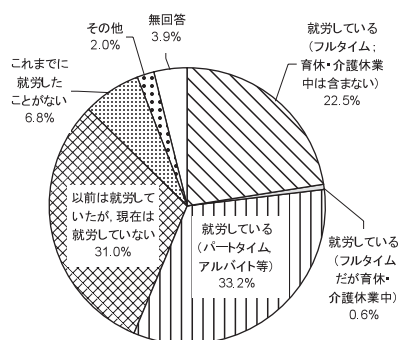


（平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

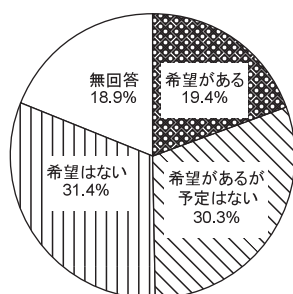
小学校児童を持つ母親の就業状況は、平成15年度は54.5%でしたが、平成20年度には55.7%となっており、現在、パート、アルバイト等をしている人のうち19.4%がフルタイムへの転換希望や就労日数の増加を希望しています。

また、就労していない人のうち30.1%がすぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと回答していますが、希望する就労形態は、パート、アルバイト等が85.6%と多く、フルタイムは11.0%と低くなっています。

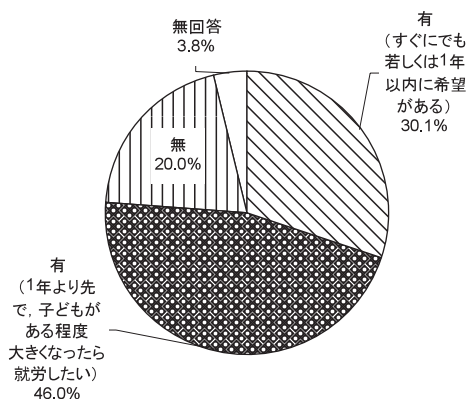
【小学校児童を持つ母親の就業状況】



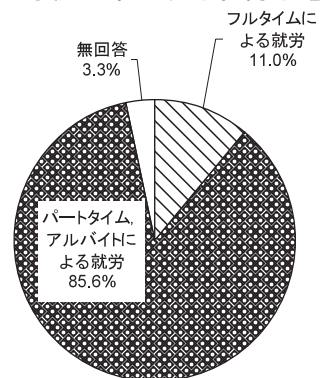
【就労日数の増加やフルタイムへの転換希望（パート、アルバイト等）】



【現在就労していない小学校児童を持つ母親の就労希望】



【現在就労していない小学校児童を持つ母親の希望する就労形態】

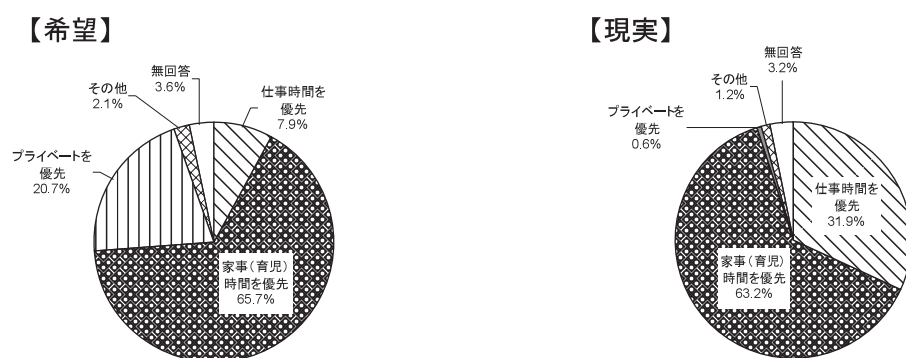


（平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

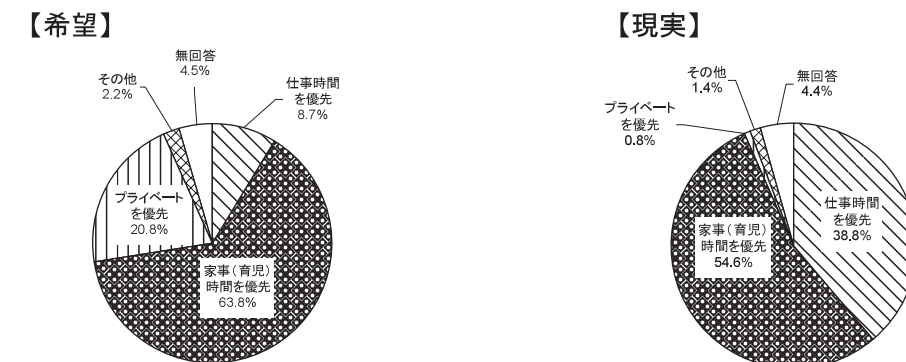
「仕事時間」、「家事（育児）時間」、「プライベート」の優先度では、どの年代でも、希望としては、「家事（育児）時間」の割合が60%以上と最も多く、次に割合が多いのは「プライベート」で、約20%となっていますが、現実としては、子どもの年齢が上がるにつれて「仕事時間」の割合が多くなり、中学校生徒保護者では、「仕事時間」の割合が52.6%と「家事（育児）時間」の割合40.4%を上回り、最も多くなっています。

また、「プライベート」については、ほとんど優先できていない状況にあります。

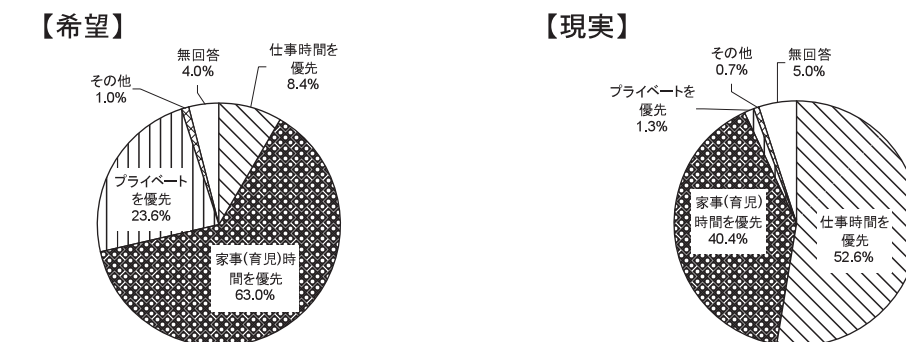
《就学前児童保護者》



《小学校児童保護者》



《中学校生徒保護者》

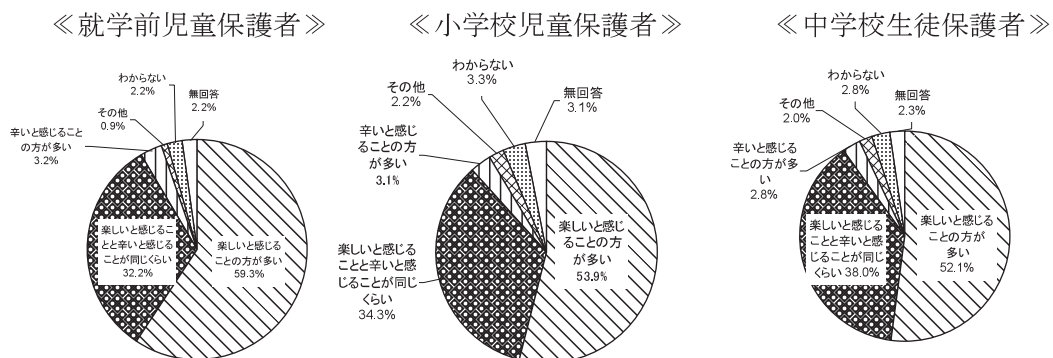


（平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

第4 子育ての実態

就学前児童，小学校児童および中学校生徒の保護者の半数以上が，子育てに関して「楽しいと感じることの方が多い」と回答しています。

【子育てを楽しいと感じることが多いか，辛いと感じることが多いか】

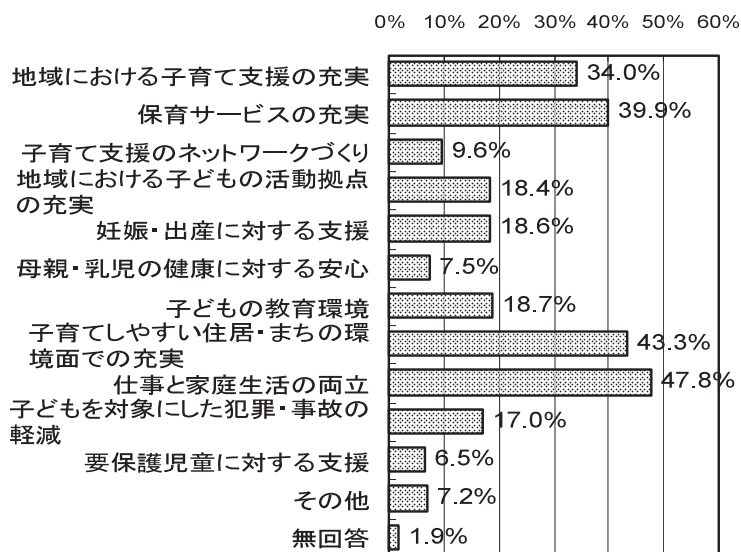


(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

子育てを「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」または「辛いと感じることの方が多い」と回答した人は，子育ての辛さを解消するために必要なことに関して，就学前児童，小学校児童の保護者，中学校生徒の保護者のいずれも「仕事と家庭生活の両立」や「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」を挙げています。

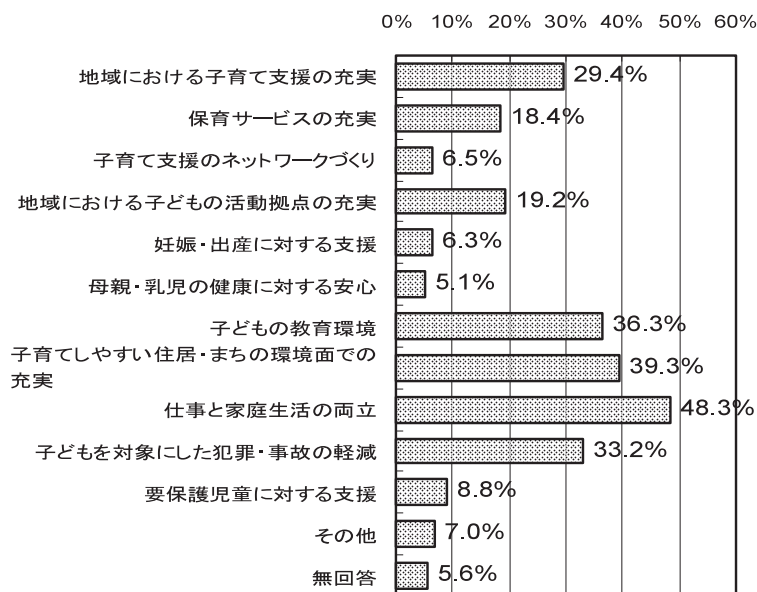
【子育ての辛さを解消するために必要なこと（複数回答）】

《就学前児童保護者》

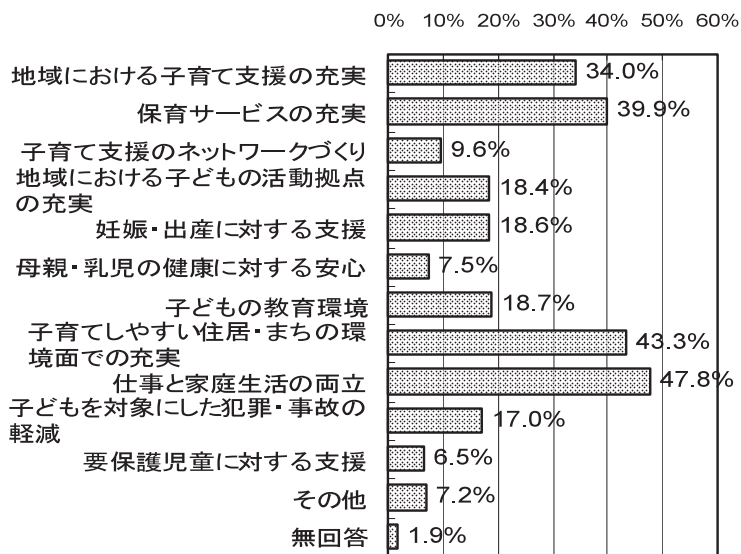


(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

《小学校児童保護者》



《中学校生徒保護者》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

Ⅲ 目標年度における児童等の人口推計

Ⅲ 目標年度における児童等の人口推計

計画の目標年度である平成26年度までの人口は、同じ年に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の人口変化率が今後も継続するものとして、将来人口を推計するコーホート変化率法により推計しました。

各年次における人口は、下表のとおり推計されますが、平成20年の住民基本台帳人口（3月31日）と平成26年の推計を比較すると、総人口では、約20,900人、7.3%の減少ですが、0～17歳児人口では、約6,200人、15.3%の減少となり、少子化がさらに進むことが予想されます。

【人口の推計】

（単位：人）

区 分	平成 20 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳 児	1,817	1,661	1,596	1,533	1,474	1,415
1 歳 児	1,934	1,746	1,678	1,612	1,549	1,489
2 歳 児	1,844	1,828	1,739	1,673	1,607	1,544
3 歳 児	1,973	1,908	1,810	1,722	1,656	1,591
4 歳 児	2,066	1,823	1,905	1,807	1,720	1,654
5 歳 児	2,045	1,951	1,804	1,886	1,789	1,703
0～5 歳 児 計	11,679	10,917	10,532	10,233	9,795	9,396
対 総 人 口 割 合	4.1%	3.9%	3.8%	3.7%	3.6%	3.5%
対 20 年 伸 び 率	—	93.5%	90.2%	87.6%	83.9%	80.5%
6 歳 児（小 1）	2,095	2,032	1,938	1,792	1,873	1,777
7 歳 児（小 2）	2,167	2,015	2,016	1,922	1,778	1,858
8 歳 児（小 3）	2,233	2,073	2,010	2,011	1,917	1,774
9 歳 児（小 4）	2,251	2,153	2,064	2,001	2,002	1,908
10 歳 児（小 5）	2,360	2,217	2,147	2,059	1,996	1,997
11 歳 児（小 6）	2,289	2,240	2,213	2,143	2,055	1,992
6～11 歳 児 計	13,395	12,730	12,388	11,928	11,621	11,306
対 総 人 口 割 合	4.7%	4.5%	4.5%	4.3%	4.3%	4.2%
対 20 年 伸 び 率	—	95.0%	92.5%	89.0%	86.8%	84.4%
12 歳 児（中 1）	2,367	2,341	2,227	2,200	2,130	2,043
13 歳 児（中 2）	2,527	2,366	2,433	2,316	2,287	2,215
14 歳 児（中 3）	2,555	2,444	2,352	2,419	2,303	2,273
15 歳 児（高 1）	2,652	2,502	2,434	2,343	2,409	2,294
16 歳 児（高 2）	2,698	2,661	2,617	2,545	2,451	2,519
17 歳 児（高 3）	2,854	2,774	2,661	2,617	2,546	2,452
12～17 歳 児 計	15,653	15,088	14,724	14,440	14,126	13,796
対 総 人 口 割 合	5.4%	5.4%	5.3%	5.3%	5.2%	5.2%
対 20 年 伸 び 率	—	96.4%	94.1%	92.3%	90.2%	88.1%
0～17 歳 児 合 計	40,727	38,735	37,644	36,601	35,542	34,498
対 総 人 口 割 合	14.2%	13.8%	13.5%	13.3%	13.1%	12.9%
対 20 年 伸 び 率	—	95.1%	92.4%	89.9%	87.3%	84.7%
18 歳 以 上 人 口	246,964	242,400	240,180	237,710	234,798	232,268
総 人 口	287,691	281,135	277,824	274,311	270,340	266,766

（注）平成20年数値は住民基本台帳データによる。また、平成22年以降は各年4月1日の推計値である。

IV 計画の基本理念と施策の方向等

IV 計画の基本理念と施策の方向等

1 基本理念

次代を担う子どもたちが、地域において、人と人とのふれ合いや支え合い、助け合いのなかで、個性豊かにのびのびと健やかにはぐくまれ、子どもたちの生き生きとした笑顔や歓声に包まれた地域社会の構築をめざすため、「函館市次世代育成支援後期行動計画」の基本理念を次のように定めます。

「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

子どもたちはもちろん、子育てをしている家庭を地域で温かく見守り、支えていくなかで、子どもたちが健やかに成長し、生き生きと「ひかり」輝くことは、市民の願いです。

子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、やがては、市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ、生き生きと「ひかり」輝いていく、そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」をめざします。

2 基本的な視点

この計画における各施策の方向と事業の実施については、次の7つの基本的な視点のもとに取り組みます。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービスの対象のほとんどが子ども自身であることから、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めていきます。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、中・長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

(3) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援などの取組みだけでなく、子育てによる孤立などの要因から、児童虐待や引きこもりに至ることを防止するために、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組みを進めていきます。

(4) 地域社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは地域社会の一員でもあることから、子どもを心身ともに健やかにはぐくむためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ地域社会全体が、地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要であり、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

(5) サービス利用者の視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応するため、子育て支援サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価などの取組みを進めるほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するために、サービス利用者の視点に立った取組みを進めていきます。

(6) 仕事と生活の調和の実現の視点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

子育ては男女が協力し合うことが必要であり、また、働き方の見直しには、企業等の理解と協力が不可欠であることから、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを進めていきます。

(7) 地域特性の視点

本市は、先の市町村合併により広域化しており、旧市内と合併町村との間では、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等に差異が生じています。

また、長引く経済不況や雇用環境の悪化など、市全体として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。創意工夫のもと、地域の実情に応じて、その特性を生かした事業展開を図るなど、地域特性の視点に立った取組みを進めていきます。

3 施策の方向

この計画の基本理念の実現に向けて、次の8つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 地域における子育て支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

なかでも、保育サービスについては、子どもの最善の利益を考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、サービスの提供体制を整備します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

さらに、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての友達関係の形成のほか、児童の自主性や社会性の発達などに大きな影響があると考えられることから、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

(2) 母子の健康確保と増進

母子保健は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる基礎でもあることから、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を推進します。

また、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成のほか、思春期保健対策や小児医療の充実に取り組みます。

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

次の時代に親となる子どもが豊かな人間性を形成し、自立できるようはぐくむため、家庭は男女が協力して築くものであること、子どもを生み育てることの意義に関することの教育・広報・啓発に取り組みます。

また、子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような教育環境等の整備を推進します。

さらには、地域社会全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安心して外出できる環境の整備など、子育てに配慮したまちづくりを推進します。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るために関係機関と連携した活動を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携しながら、創意工夫するなかで、地域の実情の応じた取組みを推進します。

また、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

(6) 特別な援助を要する家庭への支援

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見、早期対応など、児童虐待の防止対策等の充実を図ります。

また、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・治療の推進はもとより、障がい児の健全な発達を支援するなど、障がい児施策の充実を図り、身近な地域で安心して生活できる環境の整備を推進します。

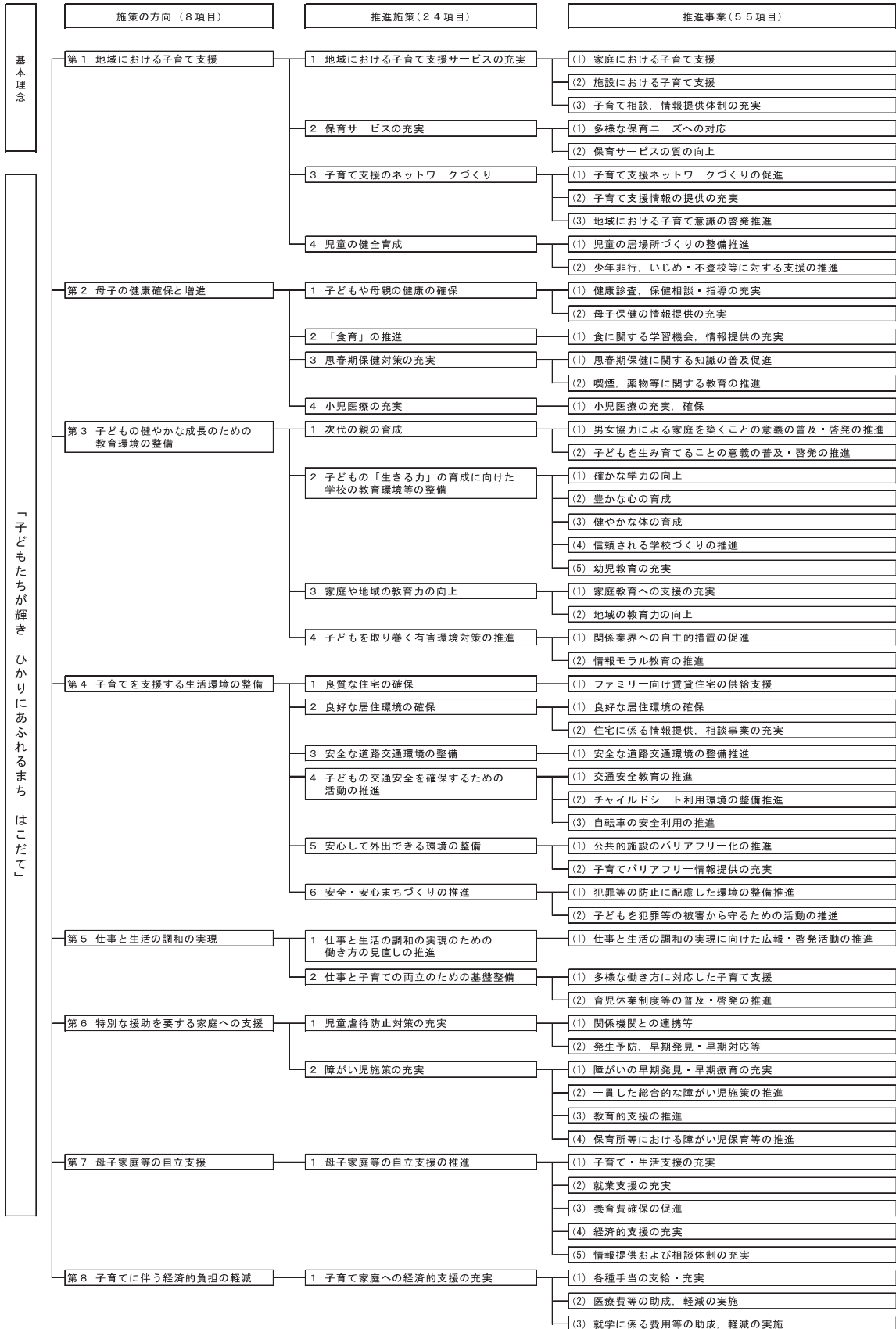
(7) 母子家庭等の自立支援

母子家庭等については、子育てをしながらの就労などの理由により、経済的自立が難しい状況にあるなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るために、子育てや生活の支援策、就業支援策、経済的支援策、さらには養育費の確保対策に取り組めます。

(8) 子育てに伴う経済的負担の軽減

理想と考える子どもの数に対して、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由として、子育てに伴う経済的負担を挙げている保護者が最も多いことから、養育費、教育費、医療費等経済的な負担の軽減に努めます。

4 施策の体系



V 施策の展開とサービスの目標量等

- 第1 地域における子育て支援
- 第2 母子の健康確保と増進
- 第3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 第4 子育てを支援する生活環境の整備
- 第5 仕事と生活の調和の実現
- 第6 特別な援助を要する家庭への支援
- 第7 母子家庭等の自立支援
- 第8 子育てに伴う経済的負担の軽減

第1 地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進行に伴い、家族関係や地域コミュニティが希薄化し、家庭において育児の不安やストレスを抱え、孤立する専業主婦が増えている現代社会において、子育てを、家庭だけではなく社会全体の問題として捉え、共働き家庭はもとより、すべての子育て家庭を対象とした支援を地域社会全体で進めていく必要があります。

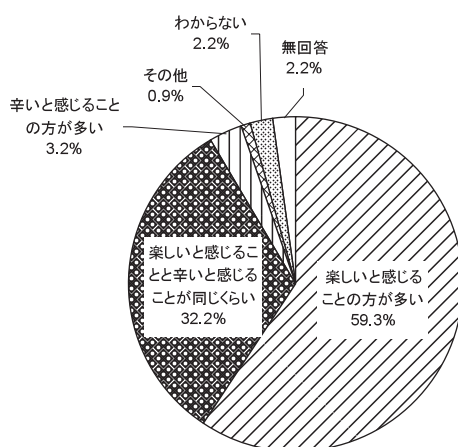
「次世代育成支援に関するニーズ調査」では、就学前児童保護者への「子育てを楽しいと感じることが多いか、辛いと感じることが多いか」という問いに対して、「楽しいと感じることの方が多い」という回答が約59%と多いものの、一方では、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」や「辛いと感じることの方が多い」という回答が合わせて約35%となっています。

このようなことから、身近で気軽に通える地域において、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを推進し、家庭における子育て支援の充実に努めます。

また、共働き家庭等を対象とした施設における子育て支援や子育て相談、情報提供体制の充実を図るとともに、きめ細かなサービス提供に向けて、ボランティアの協力を得るなど、市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れた新たな取組みについても検討を進めるなかで、地域における子育て支援サービスの一層の充実に努めます。

【子育てを楽しいと感じることが多いか、辛いと感じることが多いか】

《就学前児童保護者》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

(1) 家庭における子育て支援

【現状と課題】

家族関係や地域コミュニティが希薄化してきているなか、親や親戚、知人に対して、子どもを預けたり、出産前後の身の回りの世話を頼むことが難しい子育て家庭が多くあり、保護者が短時間の勤務や出産・病気などの場合に、一時的に子どもの世話をしてくれるサービスが求められています。

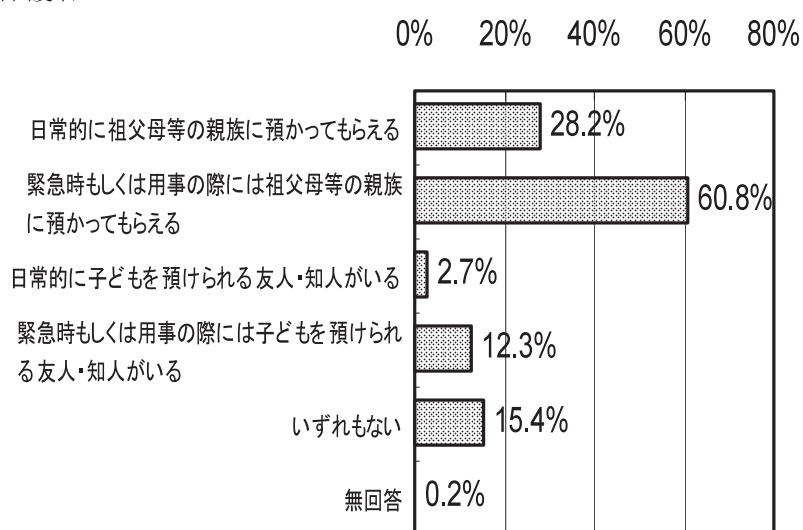
このことは、子育てサロン等において実施した聞き取りによるアンケート調査のなかでも、今後充実が期待されるサービスとして挙げられており、ニーズの高さがうかがえます。

また、子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、社会問題となっている子育て家庭の孤立化の防止についても、その対策が急務となっており、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるうえで、多様化するニーズに即したサービスの充実が必要です。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「預かってもらえる人はいますか」は、次のとおりとなっています。

【預かってもらえる人はいますか（複数回答）】

《就学前児童保護者》



（資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、緊急時等に子どもを預かってもらえるような身近な存在がない場合が多く、家庭における子育て支援として、保護者の緊急時等に、その家庭において、子どもの保育など、身の回りの世話をしてくれるサービスも必要となっていることが分かります。

本市では、育児について援助を受けたい人で行いたい人が助け合う会員組織の「ファミリー・サポート・センター事業」を実施し、様々な子育て支援活動を行っています。

また、子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、子育て家庭の孤立化を防止するため、新たな取組みとして、平成18年度からは、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりとして、「地域子育て支援拠点事業」における「つどいの広場」を実施し、平成19年度からは、乳幼児健康診査（乳幼児健診）等により把握した子育てに過重な負担と不安を感じている家庭に保健師やヘルパー等を派遣する「育児支援家庭訪問事業」を実施、さらに、平成20年度からは、児童館を活用した子育て支援の拠点的取組みとしての「ひろば館事業」と保健師や子育てアドバイザーが生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施しています。

【施策の方向】

今後は、身近で気軽に通える地域において子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「ひろば館事業」、あるいはこれらと同様の取組みの全小学校区での実施をめざすほか、「ファミリー・サポート・センター事業」において病中期の子どもに対応するため、医療機関との連携体制を整備するなど、既存事業の充実や効果的な展開を図ります。

また、地域において子育て支援の気運を高めるとともに、子育て力の向上を図り、家庭において子育てしやすい環境づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなど、子育て支援に市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、子育てアドバイザー等のスタッフが公園等に出向き、親子遊びや絵本の読み聞かせ等を行う「あおぞらひろば事業」や子育ての楽しさやすばらしさを子育て家庭の父親が実感できるような「お父さんのための子育て講座」など、新たな取組みの事業化についても検討します。

《個別事業》

■ 育児支援家庭訪問事業 [次世代育成課]

子どもの養育に係る支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して、過度な負担がかかる前に、保健師やヘルパー等を派遣し、育児や家事支援を行うことにより、その家庭における子どもの養育の安定化を図る事業で、平成19年度から実施しており、今後も継続していきます。

【派遣回数】 平成20年度：保健師17回，ヘルパー65回

■ ひとり親家庭奉仕員派遣事業 [子育て支援課]

ひとり親家庭等の保護者が、技術習得、疾病、出張、事故、看護等の理由で一時的に生活援助などのサービスが必要な場合に奉仕員を派遣する事業で、今後も継続していきます。

【利用者数】 平成20年度：5人

■ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）[子育て支援課]

子育て家庭における子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、親子等の交流の場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、現在、市内では、子育てサロンとして、中央保育園、函館亀田港保育園、函館美原保育園、函館石川保育園、鍛冶さくら保育園、花園保育園、大瀬保育園、函館市社会福祉協議会南茅部支所の計8か所、つどいの広場として、乳児院のさゆり園、函館短期大学の計2か所の合計10か所で実施しています。

今後は、身近で気軽に通える地域において、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、子育てサロンの指導員が地域の公共施設等に出席し子育て支援活動を行う「地域支援活動」に新たに取り組むほか、「ひろば館事業」等の同様の取組みと併せて、全小学校区での実施をめざします。

【実施箇所数】 平成20年度：9か所 → 平成26年度：13か所

■ 家庭的保育事業 [子育て支援課]

保護者の労働その他の理由により、家庭での保育に支障がある場合などに、保育士等の居宅等において適切な設備を整え、少数の児童を対象に保育を行う事業で、本市では未実施ですが、今後、地域の状況に応じて事業化を検討します。

■ **ファミリー・サポート・センター事業** [子育て支援課]

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供会員)が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業です。

本市では、総合福祉センターに1か所設置しており、登録している会員が毎年増加している状況にあります。

援助活動件数も増加傾向にありますので、引き続き、提供会員の確保に努めるとともに、病児・病後児の預かりやひとり親家庭の利用支援に取り組むなど、事業の充実に努めていきます。

【援助活動件数】 平成20年度：5,890件

■ **子育てアドバイザー養成・活用推進事業** [次世代育成課]

子育てに関する専門的な知識や技能を有し、地域において積極的なボランティア活動が期待できる人材を養成し、その活動促進を図る事業で、平成19年度から実施しており、今後も継続していきます。

【認定者数】 平成20年度：66名 → 平成26年度：246名

■ **ひろば館事業** [次世代育成課]

児童館や母と子の家において、子育て支援事業、世代間交流事業、地域への施設開放事業の3事業を柱に、地域住民はもとより、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりを進める事業で、平成20年度から実施しており、今後も継続していきます。

【実施箇所数】 平成20年度：26館（全館）

■ **どさんこ・子育て特典制度** [次世代育成課]

小学生までの子どもを持つ子育て家庭が、ステッカーが目印の協賛店や協賛施設を利用する際に、認証カードを提示することで、商品の割引やグッズの提供などの特典が受けられる制度で、平成20年度から実施しており、今後も継続していきます。

【協賛店等数】 平成20年度：88か所

■ **あおぞらひろば事業** [次世代育成課]

子育てアドバイザー等のスタッフが絵本や遊具等を一式持ち、地域の公園等に出向いて、絵本の読み聞かせや親子遊び等の子育て支援の取組みを行う事業で、未実施ですが、今後、ニーズの把握に努め、その状況に応じて事業化を検討します。

■ **赤ちゃん休憩所設置事業** [次世代育成課]

公共施設等において、おむつ替えや調乳ができる設備を設置し、併せて育児相談の対応等を行う事業で、未実施ですが、今後、ニーズの把握に努め、その状況に応じて事業化を検討します。

■ **お父さんのための子育て講座** [次世代育成課]

子育て中の父親等が、子育ての楽しさやすばらしさを実感できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた子育てに関する学習会や遊びの体験会等を実施する事業で、未実施ですが、今後、ニーズの把握に努め、その状況に応じて事業化を検討します。

■ **子育て応援券プレゼント事業** [次世代育成課]

子育てに関する負担感の解消はもとより、子育て支援サービスの利用促進を図るため、出生世帯等に子育て支援サービスに係るお試し利用券等を配布する事業で、未実施ですが、今後、ニーズの把握に努め、その状況に応じて事業化を検討します。

■ **乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）** [健康増進課]

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を保健師や子育てアドバイザーが訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応する事業で、平成20年度から実施しており、今後も継続していきます。

【訪問数】 平成20年度：1,426人（平成20年4月から平成20年12月まで）

(2) 施設における子育て支援

【現状と課題】

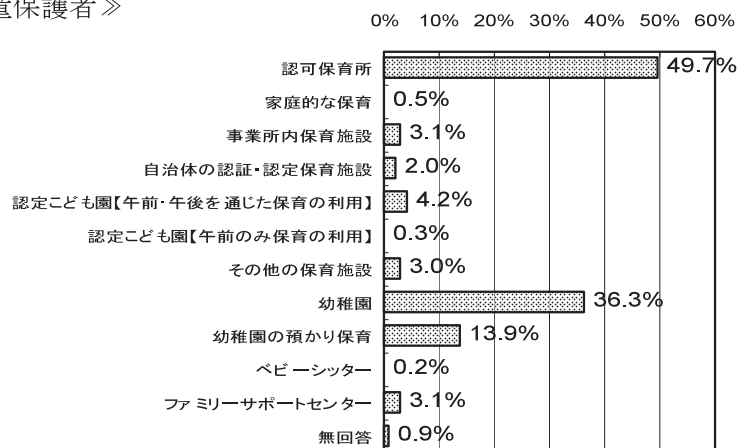
本市では、平成20年度で26か所の認可保育所で「一時預かり事業」を実施するとともに、私立幼稚園においても23か所（全園）で預かり保育を実施しているほか、保護者の疾病等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、保護者に代わって保育する「子育て支援短期利用事業」と保護者が急な残業などの理由で、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設において、子どもに夕食を提供し、保育する「トワイライトステイ事業」を市内2か所の児童養護施設で実施しています。

また、病気回復期にある保育所入所児童を保護者に代わって一時的に預かる「病後児保育事業」を、市内の医療施設に併設した施設1か所で実施しています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「利用している子育て支援サービス」は、次のとおりとなっています。

【利用している子育て支援サービス（複数回答）】

《就学前児童保護者》



（資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、就学前児童を持つ家庭のほとんどが、認可保育所や幼稚園に代表される施設型の子育て支援サービスを利用していることが分かります。

一方、小学校児童の放課後における健全育成のための放課後児童健全育成事業では、平成20年度で、公営と民営を合わせて39か所の学童保育所を開設しています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、小学校児童保護者の「現在、学童保育所を利用している理由」は、次のとおりとなっています。

【現在、学童保育所を利用している理由】

《小学校児童保護者》

区分	人数	比率
現在就労している	226	85.0%
就労予定がある／求職中である	6	2.3%
家族・親族などを介護しなければならない	3	1.1%
病気や障がいがある	3	1.1%
学生である	2	0.8%
その他	4	1.5%
無回答	22	8.3%
全体	266	100.0%

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、学童保育所を利用している理由のほとんどが保護者の就労に関係していることが分かります。

このようなことから、家庭における子育て支援と同様に、家族関係や地域コミュニティが希薄化しているなか、近隣の親戚や知人に子どもを預けることが難しくなっており、短時間の勤務や出産・疾病などの場合に、一時的に子どもの世話をしてくれるサービスが必要であり、特に、子どもの病気時には医療機関等の施設で保育するなど、安心して子どもを預けることができるような子育て支援サービスが求められています。

また、都市化による子どもたちの遊び場の不足や女性の就業機会の増加、さらには、出生率の低下や核家族化の進行により、子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっており、放課後、小学校児童が年齢の異なる友達と遊び、遊びを通じて友達づくりができるよう、児童の健全育成の推進が必要です。

【施策の方向】

今後、多様化するニーズに的確に対応するため、各種の施設における子育て支援サービスの充実に努めるとともに、特に、放課後児童健全育成事業については、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、未設置校区の解消はもとより、入所児童数の増加に伴い、大規模化、狭隘化してきている施設の分割や地域の実情を踏まえたうえで、同一校区内での複数配置について促進します。

《個別事業》

■ 私立幼稚園における季節学童預かり事業 [総務課]

私立の幼稚園の長期休業期間に施設などを利用して、小学校低学年児童を預かる事業で、ニーズが高いことから、今後、事業の拡大に努めます。

【施設数】 平成20年度：5か所 → 平成26年度：10か所

■ 幼稚園預かり保育 [総務課, 教育指導課]

幼稚園に就園している児童で、教育課程に係る教育時間終了後、希望する児童をその幼稚園において引き続き教育するもので、今後も継続していきます。

【施設数】 平成20年度：24か所

■ 幼稚園における託児事業 [総務課, 教育指導課]

幼稚園行事等の際にその施設を利用して、未就園児を対象に、託児する事業で、ニーズが高いことから、今後、事業の拡大に努めます。

【施設数】 平成20年度：8か所 → 平成26年度：20か所

■ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業） [子育て支援課]

保護者が病気、出産、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、7日間以内、保護者に代わって保育する事業で、現在、児童養護施設2か所（くるみ学園、函館国の子寮）で実施しており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成20年度：2か所

■ トワイライトステイ事業 [子育て支援課]

保護者が急な残業などの理由により、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合やその他緊急の用事ができた場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設で夕食を提供し、保育する事業で、現在、児童養護施設2か所（くるみ学園、函館国の子寮）で実施しており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成20年度：2か所

■ **病後児保育事業** [子育て支援課]

保育所入所児童で、病気回復期にあつて、集団での保育が困難な児童を、労働などの理由により、家庭で保育ができない保護者に代わつて、医療機関に付設した施設で一時的に預かり、保育する事業で、今後も継続していきます。

【施設数】 平成20年度：1か所

■ **一時預かり事業** [子育て支援課]

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、保育所で一時的に保育する事業で、今後もニーズに応じて実施していきます。

【施設数】 平成20年度：26か所 → 平成26年度：29か所

■ **放課後児童健全育成事業** [生涯学習課]

保護者等が、就業等の理由により、放課後、家庭等における適切な保護および育成を受けることのできない小学校児童を対象に、学童保育所において、その保護や健全な育成を行う事業で、ニーズが高いことから、引き続き、未設置校区の解消はもとより、入所児童数の増加に伴い、大規模化、狭隘化してきている施設の分割や地域の実情を踏まえたうえで、同一校区内での複数配置について促進します。

【施設数】 平成20年度：39か所 → 平成26年度：52か所

■ **学童保育所における余裕教室の活用促進** [生涯学習課]

民営学童保育所の安定した運営の支援や保護者負担の軽減を目的に、余裕教室を活用した学童保育所実施の開設を推進していきます。

【施設数】 平成20年度：9か所

(3) 子育て相談、情報提供体制の充実

【現状と課題】

本市では、子育てや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、平成19年度から、子ども未来室内に「子どもなんでも相談110番」を開設しています。

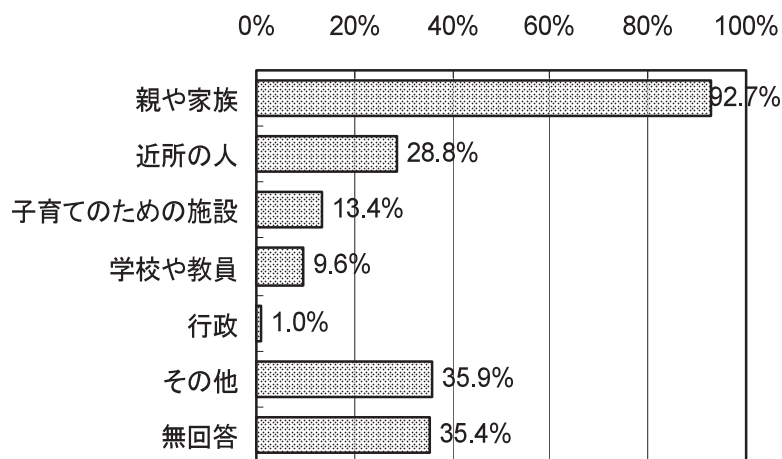
また、市内10か所の保育所等では、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」を実施しているほか、児童館等では、全26か所で「ひろば館事業」、12か所で、月1回程度、子育てサロンの指導員や保健師による子育てや健康に関する講話、育児相談などを行う「子育てサポート教室」を開催しています。

さらに、官民協働による子育て支援の推進を図るため、市民団体から専門機関までの幅広い参加団体により、平成20年度に設立した「函館市子育て支援ネットワーク」では、子育て家庭等を対象に、子育てに役立つ知識や情報等を得る場として「子育て支援ネットワーク研修会」を開催するとともに、幼稚園では、「幼稚園における未就園児施設開放・相談事業」を行っています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「子育てに関する悩みや不安の相談相手、情報入手先」は、次のとおりとなっています。

【子育てに関する悩みや不安の相談相手、情報入手先(複数回答)】

《就学前児童保護者》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、家族や地域コミュニティが希薄化してきているなかにあつて、なお、親や家族、近所の人が多くを占めている状況にあり、子育てのための施設や行政の活用状況は低調になっています。

このようななか、子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、子育て家庭の孤立化を防止するためには、既存事業の効果的なPRに併せて、身近な地域において、気軽に子育てに関する相談や情報交換、交流などができる居場所づくりを効果的に進めていくことが必要です。

また、相談対応にあたっては、問題解決の際に専門的な知識や技術が必要とされる場合もありますが、子育て経験に基づく助言等により安心感を与えることができる場合も多くあり、地域ぐるみによるきめ細かな支援を行うためにも、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力による取組みが重要となります。

【施策の方向】

今後は、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」によりの確な情報提供に努めるとともに、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「ひろば館事業」、あるいはこれらと同様の取組みの全小学校区での実施をめざします。

また、平成21年度からは、子育て家庭等を対象に、子育てに役立つ知識や情報等を得る場として「子育て支援ネットワーク研修会」を実施しているほか、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、子育て家庭への情報提供等を行う「子育て支援総合コーディネーター事業」など、新たな取組みについても検討します。

《個別事業》

■ 幼稚園における未就園児施設開放・相談事業 [総務課・教育指導課]

未就園児と保護者を対象に施設を開放し、未就園児を持つ子育て家庭への支援を行うとともに、その機会に、子育てや幼児教育に関する各種の相談に応じて、必要な情報提供等を行っており、今後も継続していきます。

【未就園児施設開放】

平成20年度：21か所 → 平成26年度：24か所

■ 子どもなんでも相談 110番 [次世代育成課]

子ども未来室内において、教員や保健師の資格を有する専任の相談員を配置し、子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育園・幼稚園・学校での問題、虐待など、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として開設しており、今後も継続していきます。

【相談件数】 平成20年度：350件

■ 子育てサポート教室 [子育て支援課]

市内の児童館・児童センターにおいて、月1回程度、小学校児童等の利用が少ない平日の午前中に、子育てサロンの指導員や保健師による子育てや健康に関する講話、育児相談、親子遊び、絵本の読み聞かせなどを行っており、今後、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「ひろば館事業」の実施状況などを考慮しながら、事業の展開を図ります。

【開催箇所数】 平成20年度：12か所 → 平成26年度：14か所

■ 子育て支援総合コーディネート事業 [次世代育成課]

地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業で、本市においては、未実施ですが、今後、事業化を検討します。

■ 子育てネットらんど [次世代育成課]

子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの19団体に子ども未来室を加えた20団体により構成される函館市子育て支援ネットワークによる地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントで、今後、事業化を検討します。

■ 子育て支援ネットワーク研修会 [次世代育成課]

子育て支援ネットワーク参加団体の実務者や子育て家庭等を対象に、子育てに役立つ知識や情報等を得るための講演会等を開催する事業で、平成21年度から年数回開催しており、今後も継続していきます。

■ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）[子育て支援課]
（再掲，32頁）

- 子育てアドバイザー養成・活用推進事業 [次世代育成課] (再掲, 33頁)
- ひろば館事業 [次世代育成課] (再掲, 33頁)
- あおぞらひろば事業 [次世代育成課] (再掲, 33頁)
- 赤ちゃん休憩所設置事業 [次世代育成課] (再掲, 34頁)
- お父さんのための子育て講座 [次世代育成課] (再掲, 34頁)
- 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) [健康増進課]
(再掲, 34頁)



2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの最善の利益を考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、その充実にあたっては、幼稚園等の民間活力の活用を図るとともに、延長保育や休日保育等の充実により、多様な保育需要に対応するなど、地域の実情に応じた取組みを行うことが必要です。

また、保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育ちと子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などを行うことが必要です。

(1) 多様な保育ニーズへの対応

【現状と課題】

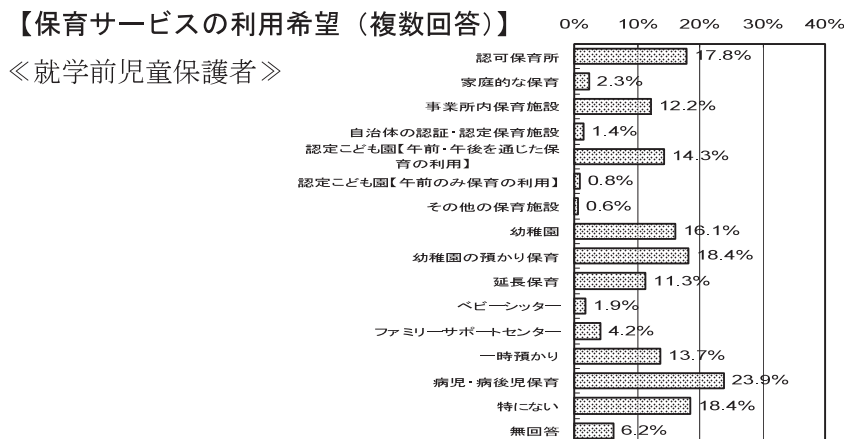
本市の保育所は、平成20年4月1日現在、公立が12園、民間が38園の計50園で、定員総数は3,875人となっており、それに対する入所児童数は、3,452人と定員を下回っていますが、年度の途中で入所児童数が増加し、定員を上回る施設も生じています。

各保育所の施設内容や職員配置、保育内容については、公立、民間を問わず、児童福祉施設最低基準や保育所保育指針に基づき、整備や運営が行われています。

平成20年度において、保育所における「延長保育事業」は、1時間延長を9か所、2時間延長を3か所、4時間延長を2か所で実施しており、また、「休日保育事業」は2か所、「一時預かり事業」は26か所で実施しているなど、現状では、一定程度ニーズに対応できているものと考えます。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「保育サービスの利用希望」と「土曜日と日曜日・祝日の保育サービスなどの利用希望」は、次のとおりとなっています。

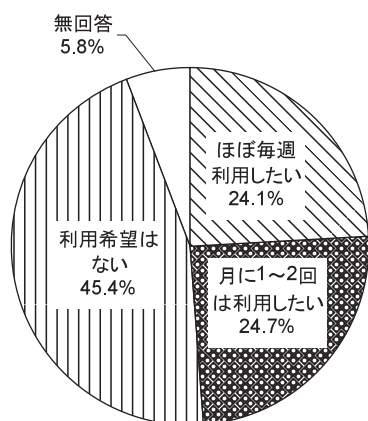
【保育サービスの利用希望（複数回答）】



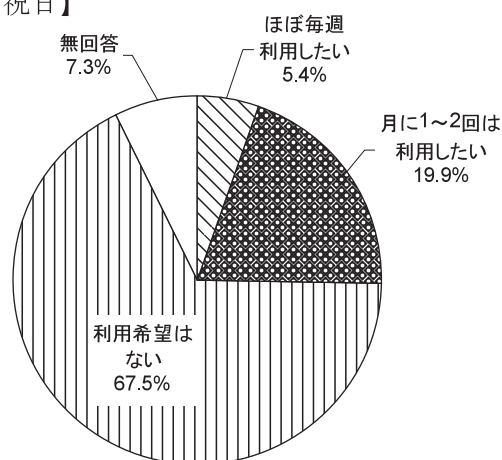
【土曜日と日曜日・祝日の保育サービスなどの利用希望】

《就学前児童保護者》

【土曜日】



【日曜日・祝日】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、現状においても、病児や病後児、休日等に関する保育ニーズが一定程度あることが分かります。

このようなことから、今後、さらに、女性の就業機会の増加とともに、保護者の就業形態が多様化するなかで、保育サービスの充実を図り、多様なニーズに応じた適切なサービスの提供に努めていくことが必要です。

【施策の方向】

女性の就業機会の増加に伴い、保育所の入所率が上昇傾向にあっても、少子化の進行により、保育所において入所児童数の減少は避けられない状況にあり、将来、各保育所の入所率に格差が生じることが予想されることから、今後、公立保育園の民営化や老朽化した施設の整備を進め、定員の適正化はもとより、保育環境の充実を図り、適切な保育サービスの提供に努めます。

また、保護者の就業形態の多様化等に対応するため、ニーズの動向を的確に把握し、幼稚園や認定こども園等の民間活力の活用やその適切な対応を図りながら、「延長保育事業」や「休日保育事業」、「一時預かり事業」の効果的な実施に努めるほか、認可外保育施設における「低年齢児保育対策事業」や「季節保育所」を継続していきます。

このほか、保育所が地域に開かれた施設として、地域のニーズに応じて世代間交流や異年齢児交流、育児講座などを行う「保育所地域活動事業」の促進を図ります。

《個別事業》

■ 幼稚園預かり保育 [総務課, 教育指導課] (再掲, 37頁)

■ 通常保育事業 (認可保育所) [子育て支援課]

保護者の労働や疾病等の理由により、保育を必要とすることが認められる児童を、保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る事業で、今後、公立保育園の民営化や老朽化した施設の整備を進め、定員の適正化はもとより、保育環境の充実を図り、適切な保育サービスの提供に努めます。

【施設数】 平成20年度：(施設数) 50か所

■ 延長保育事業 [子育て支援課]

保護者の就業形態の多様化等に対応するため、通常の開所時間を超えて1時間から4時間まで保育所の保育時間を延長する事業で、今後、各保育所の需要の動向を把握しながら、事業の充実を図ります。

【施設数】

平成20年度：(1時間延長) 9か所	→	平成26年度：(1時間延長) 11か所
(2時間延長) 3か所		(2時間延長) 3か所
(4時間延長) 2か所		(4時間延長) 2か所

■ 休日保育事業 [子育て支援課]

保育所入所児童のうち、保護者の就業形態等により、休日において保育を必要とすることが認められる児童を、保育所において保育を行う事業で、現在、函館駅・大門地区、本町・五稜郭地区の2か所で実施しており、引き続き、商業地域等におけるニーズの動向を把握しながら、事業の充実を図ります。

【施設数】 平成20年度：2か所 → 平成26年度：2か所

■ **保育所における障がい児保育** [子育て支援課]

保護者の労働等の理由により、保育所において保育を必要とすることが認められる心身に障がい（軽度および中度）のある乳幼児を保育する事業で、統合保育における療育効果が高いことから、引き続き、保育士の研修などに取り組み、内容の充実を図っていきます。

【施設数】 平成20年度：12か所 → 平成26年度：17か所

■ **夜間保育事業** [子育て支援課]

夜間に保育を必要とする児童に対して、午前11時から午後10時までを開所時間として保育を行う事業ですが、4時間の延長保育の実施により、夜間保育の需要に対応している状況にあるため、引き続き、ニーズの把握に努め、状況に応じて事業化を検討します。

■ **特定保育事業** [子育て支援課]

保護者が短時間勤務などにより児童を保育することができないと認められ、その就労形態が「通常保育事業」の要件を満たしていない場合に、必要な保育を行う事業です。本市では未実施で、一時預かり事業で対応していますが、引き続き、ニーズの把握に努め、状況に応じて事業化を検討します。

■ **低年齢児保育対策事業（認可外保育施設）** [子育て支援課]

認可保育所の補完的役割を担う認可外保育施設において、委託により低年齢児保育を実施する事業で、今後も保育ニーズに応じて継続していきます。

【施設数】 平成20年度：4か所 → 平成26年度：4か所

■ **季節保育所** [子育て支援課]

市街地から離れた認可保育所未設置地区において、毎年4月から12月までの9か月間、農・漁業の繁忙期等における地域の保育需要に応じて保育を実施する事業で、今後も地域の保育ニーズに応じて継続していきます。

【施設数】 平成20年度：5か所（平成21年度：2か所）

■ **保育所地域活動事業** [子育て支援課]

地域において多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、地域に開かれた社会資源として、保育所が有する専門的な機能を活用し、世代間交流や異年齢児交流、育児講座などを実施する事業で、今後も各保育所の取り組みを促進しながら、継続していきます。

【施設数】 平成20年度：21か所 → 平成26年度：25か所

■ 認定こども園設置への適切な対応 [子育て支援課]

義務教育およびその後の教育の基礎を培うための保育を必要とする幼児のほか、保護者の労働、疾病等の理由により、保育を必要とすることが認められる乳児または幼児の保育を行う、いわゆる、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、就学前児童に対して、教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭への支援を行うものであり、地域の実情に応じた多様化するニーズへの対応が図られることから、今後、その設置にあたっては、地域における就学前児童数や保育ニーズの状況を考慮するなど、適切に対応していきます。

【施設数】 平成20年度：2か所

■ 病後児保育事業 [子育て支援課] (再掲, 38頁)

■ 一時預かり事業 [子育て支援課] (再掲, 38頁)



【認可保育所の入所状況の推移】

(単位：か所，人，%)

区分	施設数・定員		公営	民営	入所 児童 数	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	入所 率	就学前 児童数
	施設	定員											
平成17 年度	施設	48	15	33	3,544	166	432	571	696	798	881	93.1	12,727
	定員	3,805	1,030	2,775									
平成18 年度	施設	49	14	35	3,486	161	449	579	694	764	839	91.6	12,404
	定員	3,805	970	2,835									
平成19 年度	施設	50	13	37	3,408	174	423	598	683	768	762	88.2	12,005
	定員	3,865	900	2,965									
平成20 年度	施設	50	12	38	3,452	173	447	566	704	748	814	89.1	11,679
	定員	3,875	850	3,025									
平成21 年度	施設	49	10	39	3,400	198	445	575	649	764	769	89.0	11,497
	定員	3,820	730	3,090									

(資料：函館市福祉部，各年度4月1日現在)

(2) 保育サービスの質の向上

【現状と課題】

保育所については、子どもの年齢等に応じた適切な発達の援助を行うほか、子どもの健康支援、保護者に対する育児の相談、悩みなどへの指導・助言、地域における子育て支援など、地域の子育て支援拠点としての重要な役割を担っていることから、各保育所において施設内研修を実施するほか、各種研修会へ参加するなど、職員の資質の向上に努めています。

また、各保育所における保育サービスの提供内容については、利用者ニーズに応じた保育所を選択できるように、市の窓口には各施設の保育内容等の情報を備えており、さらに情報誌等でも周知に努めています。

このようななか、保育の質のより一層の向上を図る観点から、国では、保育所保育指針が改定されたほか、保育の質の向上を図るためのアクションプログラムが策定されたことから、本市においても、今後、各種研修の充実を図り、保育所を選択するための目安となる保育サービスの情報の提供に努めるとともに、各保育所における保育士等および保育所の自己評価、第三者評価の取組みを促進するなど、地域における保育所の保育内容の充実や保育の質の向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

保育サービスの質の向上のために、より一層情報の提供に努めるほか、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム（函館市）」を策定するなかで、保育士研修の充実や評価などの取組みを促進していきます。

《個別事業》

■ 保育サービスの情報提供 [子育て支援課]

保育サービスの実施状況等に関する情報を市の情報誌などで提供するとともに、利用者の選択肢を拡げるため、ホームページなどを利用した積極的な情報提供を推進していきます。

■ 保育の質の向上 [子育て支援課]

各種研修会への参加、保育所内研修の積極的な実施を促進するとともに、各種研修機会の充実を図るほか、各保育所における保育士等および保育所の自己評価、第三者評価の取組みなどを促進します。

■ 保育サービス評価システムの導入検討 [子育て支援課]

サービス利用者の選択やサービスの質の向上に資する観点から、保育サービス評価システムの導入について検討します。

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するとともに、各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要です。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、町会や児童館、保育所、子育てサロン、つどいの広場、幼稚園、学校、さらには、地域の企業や子育て支援に関する活動を行う団体など、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが大切です。

(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進

【現状と課題】

本市では、これまで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「ひろば館事業」、「子育てサポート教室」等の実施により、色々な遊びや情報交換等を行いながら、子育て家庭の親子等の交流を図ってきました。

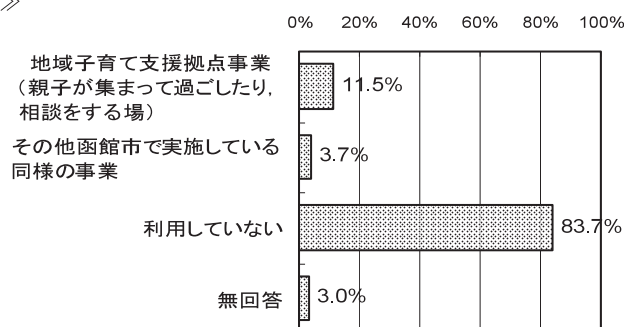
なかでも、子育てサロンでは、参加親子等のネットワーク化を図り、互いに支え合う子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児サークルの育成にも取り組んでいます。

また、親子等のふれあいや交流、情報交換はもとより、子育てへの父親の参加を促進するため、子育てサロンとつどいの広場の合同による「ちびっこあそびの広場」を年2回開催しています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「地域子育て支援拠点事業を利用していますか」は、次のとおりとなっています。

【地域子育て支援拠点事業を利用していますか】

〈就学前児童保護者〉



（資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」を利用していないという回答が意外と多いことが分かりますが、一方、子育てサロン等において実施した聞き取りによるアンケート調査では、利用者の満足度が高く、定期的に利用している実態もあることから、「ひろば館事業」等の同様の取組みを含めて、より身近に感じることができるよう、地域に密着した事業展開を図るとともに、効果的なPRが必要です。

また、子育て家庭が互いに支え合う環境づくりとともに、子どもたちの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域全体で支えていくための仕組みづくりが必要であることから、本市では、子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの幅広い構成による「函館市子育て支援ネットワーク」を平成20年度に設立し、官民協働により、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成に取り組んでいます。

今後、きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的かつ効率的に提供し、地域を挙げて子育て支援を進めていくうえで、官民協働体制によるネットワークの強化が重要となりますが、子育てへの父親の参加を促すなかで、育児サークル等が互いに支え合い、連携して活動できるようなネットワークづくりへの支援も必要となってきました。

【施策の方向】

子育てサロンでの育児サークルの育成・支援はもとより、函館市子育て支援ネットワークにおける団体間の連携体制の充実・強化を図り、市民総ぐるみによる子育て支援のネットワークづくりに努めていきます。

《個別事業》

■ ちびっこあそびの広場 [子育て支援課]

色々の遊びを通じて、子育て家庭の親子等がふれあい、交流し、情報交換を行うほか、育児・栄養相談などを行う子育てサロンとつどいの広場の合同事業で、子育てへの父親の参加の促進もねらいとしており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：年2回 → 平成26年度：年2回

■ 子育て支援ネットワーク事業 [次世代育成課]

子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの19団体に子ども未来室を加えた20団体により函館市子育て支援ネットワークを構成しており，官民協働により子育て支援を推進するため，地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントや研修会等を実施する事業で，今後も継続していきます。

■ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン，つどいの広場） [子育て支援課]
（再掲，32頁）

■ ひろば館事業 [次世代育成課] （再掲，33頁）

■ あおぞらひろば事業 [次世代育成課] （再掲，33頁）

■ お父さんのための子育て講座 [次世代育成課] （再掲，34頁）

■ 子育てサポート教室 [子育て支援課] （再掲，41頁）



(2) 子育て支援情報の提供の充実

【現状と課題】

各種の子育て支援サービスについては、その内容等を利用者に十分かつ的確に情報提供することが重要です。

このため、本市では、子育てに関する各種情報を掲載した「すくすく手帳」を作成し、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、赤ちゃんが生まれたすべての家庭に配布しているほか、就学前の子どもを持つ家庭が転入してきた場合にも、その手続きの際に配布しています。

また、社会環境や生活習慣の変化等により、多様化した母子保健情報に関するニーズに対応した知識の普及や技術体験の提供が求められていることから、乳幼児健診の受診時に、育児情報誌「すくすく」を配布しています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「子育て支援サービスの認知度・利用度」は、次のとおりとなっています。

【子育て支援サービスの認知度・利用度】

《就学前児童保護者》

区分	知っている			これまでに利用したことがある			今後利用したい		
	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
両親学級	75.2%	19.0%	5.8%	29.6%	60.4%	10.0%	16.9%	67.6%	15.5%
市立函館保健所の情報・相談サービス	64.8%	29.6%	5.6%	18.5%	70.1%	11.4%	37.5%	47.3%	15.2%
こんにちは赤ちゃん事業	25.5%	69.1%	5.5%	5.0%	81.3%	13.6%	16.5%	67.5%	16.1%
函館市南北海道教育センター	14.2%	79.8%	6.0%	5.0%	81.3%	13.6%	17.5%	66.0%	16.5%
幼稚園の園庭等の開放	48.7%	45.6%	5.7%	24.4%	64.3%	11.3%	50.7%	35.2%	14.1%
児童館（ひろば館事業等）	66.5%	28.0%	5.5%	30.4%	59.0%	10.6%	55.6%	30.0%	14.4%
児童館（子育てサポート教室）	60.6%	33.8%	5.5%	22.5%	65.8%	11.7%	45.6%	39.9%	14.5%
子どもなんでも相談110番	62.4%	32.5%	5.1%	1.4%	86.1%	12.6%	39.1%	46.4%	14.5%
函館市子育てサポートブック「こそだて〜る」	35.2%	59.2%	5.6%	19.3%	67.7%	13.0%	42.3%	43.0%	14.6%

（資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、各種サービスの認知度に較差が生じており、今後は、多様化している子育て支援に関する情報へのニーズに対応して、知識の普及はもとより、子どもの年齢などに応じた的確で効果的な情報提供が必要です。

【施策の方向】

函館市子育てサポートブック「こそだて〜る」をリニューアルし、情報誌としての機能に加え、子どもの成長記録の書き込みなどができる「すくすく手帳」として作成・配布するなど、各種情報誌の充実を図るとともに、インターネットや携帯電話の普及を踏まえ、ホームページ等による情報提供の充実にも取り組みます。

《個別事業》

■ 「すくすく手帳」の発行 [次世代育成課]

子育てに関する情報誌機能と、写真やプリントシールの添付とともに、子どもの成長記録の書き込みができるアルバム機能を併せ持ち、母子健康手帳も一体で保管できるバインダー式の手帳を作成し、すべての出生世帯と就学前児童を持つ転入世帯に配布する事業で、これまでの函館市子育てサポートブック「こそだて〜る」に替わり、平成21年度から発行しており、今後、公共的施設における子育て家庭等が利用しやすい設備やサービスの状況等の子育てバリアフリー情報を盛り込んだマップの掲載など、内容の充実を図りながら、継続していきます。

【配布数】 平成20年度：2,100部（こそだて〜る）

→ 平成26年度：3,000部

■ 子育て支援情報提供事業 [次世代育成課]

子育て家庭を対象に、携帯電話を活用した登録制によるイベント案内や各種サービスの情報提供など、子育て支援に関する情報掲載のメールマガジンの配信を行う事業で、未実施ですが、今後、ニーズの把握に努め、その状況に応じて事業化を検討します。

■ 育児情報誌「すくすく」の発行 [健康増進課]

子どもの年齢に応じた母子保健に関する育児情報誌を作成し、乳幼児健診等で配布する事業で、その内容を保健所のホームページにも掲載しており、今後も内容の充実を図りながら、継続していきます。

【配布数】 平成20年度：8,000部 → 平成26年度：8,000部

(3) 地域における子育て意識の啓発推進

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行に伴い、家族関係や地域コミュニティが希薄化し、地域における子育て力や教育力が低下してきている状況にあつて、子育て家庭の孤立化や、児童虐待が社会問題になるなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このようななか、主任児童委員や児童委員は、それぞれが担当する地域において、子どもを持つ世帯における家庭の状況を把握し、子育て支援等の制度やサービスに関する情報提供や相談への対応など、その家庭の状況に応じた支援活動を行っています。

また、子育ての責任は、第一義的には父母その他の保護者にありますが、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長は、市民共通の願いでもあることから、子育て支援の充実は、行政、企業、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題とし、地域住民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援に関する機運の醸成はもとより、子育てに関する意識啓発等の取り組みの推進が必要となっています。

意識の啓発等にあたっては、町会や母親クラブ、育児サークル、子育て支援に関わる市民団体、主任児童委員、児童委員などの地域活動団体等、社会福祉協議会や保育所、幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者、高齢者や障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することが重要です。

【施策の方向】

子育て家庭への「すくすく手帳」や育児情報誌「すくすく」の配布や、インターネットを活用した情報提供はもとより、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）」や「ひろば館事業」等の各種の子育て支援事業を進めるにあたっては、子育てアドバイザーをはじめ、主任児童委員や児童委員、町会や老人クラブで活動する高齢者等の地域住民の協力により、世代間交流や地域交流を深めるなかで、地域における子育て意識の啓発に努めていきます。

《個別事業》

■ 主任児童委員，児童委員の活動の促進 [社会課]

児童の健全育成や虐待防止の取組みなど，子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めるため，主任児童委員，児童委員の活動を促進していきます。

【委員定数】 平成20年度：児童委員710人（うち主任児童委員58人）

■ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン，つどいの広場） [子育て支援課] （再掲，32頁）

■ ひろば館事業 [次世代育成課]（再掲，33頁）

■ あおぞらひろば事業 [次世代育成課]（再掲，33頁）

■ 子育てサポート教室 [子育て支援課]（再掲，41頁）

■ 子育て支援ネットワーク事業 [次世代育成課]（再掲，52頁）

■ 「すくすく手帳」の発行 [次世代育成課]（再掲，54頁）

■ 子育て支援情報提供事業 [次世代育成課]（再掲，54頁）

■ 育児情報誌「すくすく」の発行 [健康増進課]（再掲，54頁）

4 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として、放課後や週末等に、地域住民の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

また、地域における中学生や高校生の活動拠点の整備や青少年の健全育成に資するために、自然体験など多様な体験活動の機会の提供なども必要となります。

一方、性の逸脱行動等の問題点については、教育や啓発を推進することが必要であり、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、さらには、保護者の子育て支援はもとより、引きこもりや不登校への対応については、学校や児童相談所、警察、保護司等の連携体制を整備し、地域社会全体で対処することが必要です。

(1) 児童の居場所づくりの整備推進

【現状と課題】

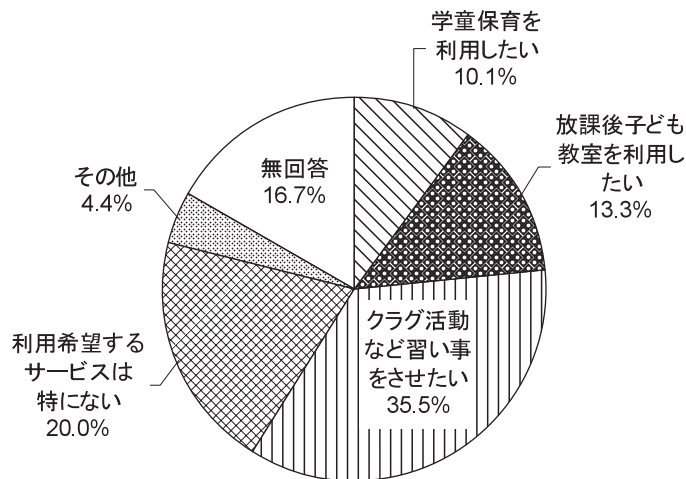
本市では、子どもの放課後の生活を豊かにし、異年齢児童間での集団的な遊びを通じて、地域における子どもたちの交流を促し、児童の健全育成を図るため、「児童館」を25か所、「母と子の家」を1か所、「児童遊園」を42か所設置しています。

また、青少年の健全育成の場として、「亀田青少年会館」や「青少年研修センター」を設置しているほか、図書館における「絵本の読み聞かせ」や「公民館」での各種講座、小・中学校のグラウンドや体育館等を市民のスポーツ活動等に開放する「学校開放事業」、さらには、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力のもと、遊びや交流活動等を行う「放課後子ども教室推進事業」などに取り組んでいます。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、小学校児童保護者の「小学4年生以降の放課後の過ごし方についての希望」と中学校生徒保護者の「日常的な子どもの時間帯ごとの過ごし方」、小学校児童・中学校生徒の「近所にどのような遊び場がほしいですか」は、次のとおりとなっています。

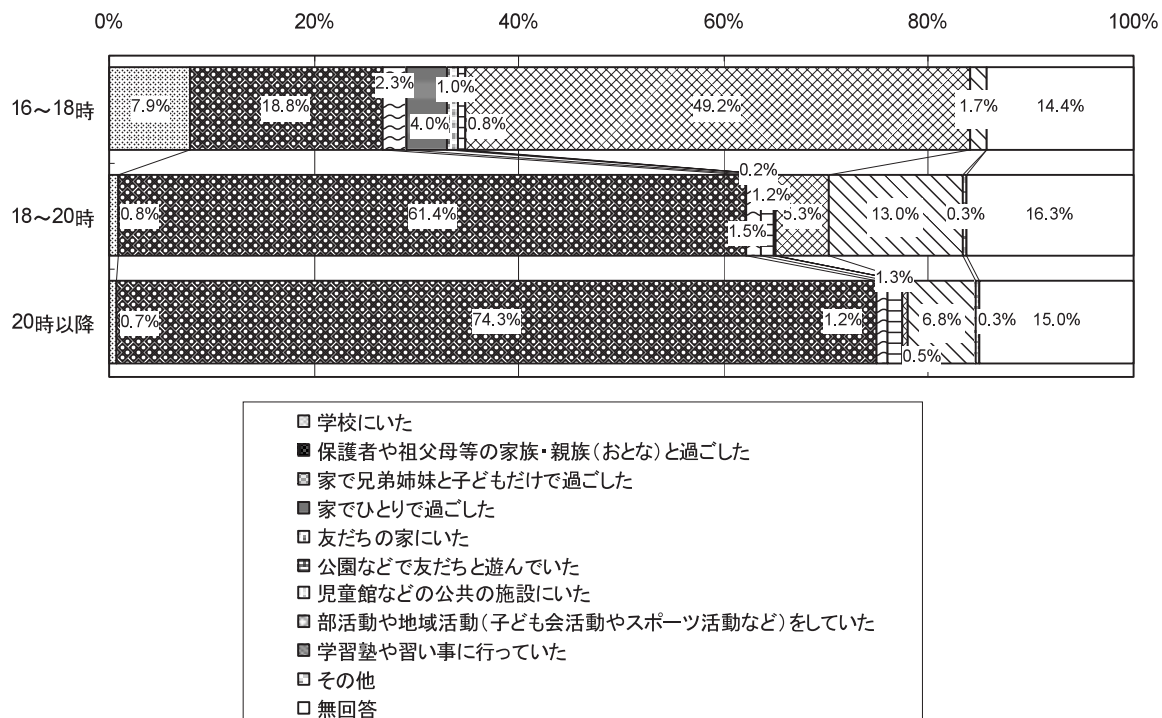
【小学4年生以降の放課後の過ごし方についての希望】

《小学校児童保護者》



【日常的な子どもの時間帯ごとの過ごし方】

《中学校生徒保護者》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

【近所にどのような遊び場がほしいですか（複数回答）】

区分	小学校児童		中学生生徒	
	人数	比率	人数	比率
図書館や児童館の図書室	206	31.9%	141	23.4%
サッカーや野球など屋外でスポーツができるグラウンドや公園	285	44.1%	226	37.5%
バスケットや卓球など室内でスポーツができる体育館や児童館の遊戯室	269	41.6%	299	49.6%
ゲームなどの遊びをしたり、遊びを教えてくれる児童館	134	20.7%	68	11.3%
自然とふれあえたり、砂場やブランコがある公園や遊園地	266	41.2%	174	28.9%
青少年科学館や水族館などの施設	308	47.7%	292	48.4%
その他	30	4.6%	83	13.8%
無回答	17	2.6%	14	2.3%
全体	646		603	

（資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、多くの中学生は、放課後を部活動で過ごしていることが分かりますが、一方、放課後を家で過ごす子どもたちが、青少年科学館などの施設やスポーツ等で思い切り体を動かして遊ぶことができる体育館やグラウンドでの遊びを希望していることが分かります。

このようなことから、児童の健全育成を図るうえで、新たな施設の整備等について検討することも必要ですが、子どもたちが希望する機能を一定程度備えた児童館や学校、公民館、青少年会館等の既存の公共施設を積極的かつ有効に活用する必要があり、また、それらの運営等に当たっては、施設の職員はもとより、町会や子ども会等のボランティアの協力を得るなど、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりが必要です。

【施策の方向】

ソフト、ハードの両面の充実を図り、児童の居場所づくりの確保に努めるとともに、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりを進めていきます。

《個別事業》

■ 児童館、母と子の家 [次世代育成課]

児童に集団的、個別的な遊びの指導を行い、健康を増進するとともに、豊かな情操を育み、児童の健全育成を推進するための施設で、今後、残る未設置地区の神山・陣川地区への整備を図ります。

【施設数】 平成20年度：児童館25か所、母と子の家1か所

→ 平成26年度：児童館26か所、母と子の家1か所

■ 根崎生活館 [次世代育成課]

児童生徒育成事業として、書写教室や絵画教室、習字教室を実施しているほか、小・中学校の夏休みや冬休み期間には、工作や折り紙、そば打ちなどの特別教室も実施しており、地域住民の協力を得るなかで、今後も事業内容の充実を図っていきます。

■ 魅力ある児童館づくり推進事業 [次世代育成課]

児童館や母と子の家において、職員が創意工夫し、地域住民の協力を得るなかで、各種の文化・スポーツ活動等の拡充や新たな展開により、地域に根ざした児童館や母と子の家づくりを推進し、児童の健全育成を図るための事業で、平成21年度から実施しており、今後も継続していきます。

【実施施設数】 平成21年度：児童館25か所、母と子の家1か所

■ 児童遊園遊具等整備事業 [次世代育成課]

児童遊園の遊具等を維持補修していきます。

【施設数】 平成20年度：42か所 → 平成26年度：41か所

■ ひろば館事業 [次世代育成課] (再掲, 33頁)

■ 公園の整備 [緑化推進課]

公園の整備にあたっては、公園が不足している地域の整備を進めます。

なお、整備にあたっては、町会等と協議を進めるなど、子どもの遊び場や地域住民の憩いの場として、地域に親しまれる公園づくりに努めます。

【都市公園の箇所数】 平成20年度：318か所

■ 亀田青少年会館 [生涯学習課]

市内に在住または勤務する勤労青年や児童、生徒、学生の、健全育成を図るための施設で、青少年のための教養講座等も実施しており、今後も継続していきます。

■ 青少年研修センター [生涯学習課]

青少年の健全育成と市民の生涯学習活動の促進を図るための宿泊研修施設で、社会性や思いやりの心など、青少年の豊かな人間性をはぐくむ各種体験活動事業を実施しており、今後も継続していきます。

■ 公民館 [生涯学習課]

小学生対象の公民館講座として、陶芸教室や絵画教室、書道教室を実施しており、今後も継続していきます。

【実施回数、受講者】 平成20年度：40回，78人

■ 放課後子ども教室推進事業 [生涯学習課]

小学校の余裕教室等を放課後の児童の活動場所として提供し、地域住民や保護者、学生などにボランティアとして協力を得るなかで、遊びや交流活動を通じて児童の健全育成を図る事業で、今後、実施校を拡大していきます。

【実施校】 平成20年度：8校 → 平成26年度：20校

■ 放課後子どもプラン指導員研修会 [生涯学習課]

放課後児童健全育成事業および放課後子ども教室推進事業を一体的に推進する放課後子どもプランに携わる指導員およびボランティアを対象に、児童の健全育成に関する必要な知識習得のための研修会を実施しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：7回 → 平成26年度：7回

■ ウィークエンド・サークル活動推進事業 [生涯学習課]

休日に、障がいのある児童・生徒に対して、学生ボランティアと一緒に活動できる体験の場と機会を提供しており、今後も継続していきます。

■ 放課後児童健全育成事業 [生涯学習課] (再掲，38頁)

■ 学童保育所における余裕教室の活用促進 [生涯学習課] (再掲，38頁)

■ 学校開放事業 [スポーツ振興課]

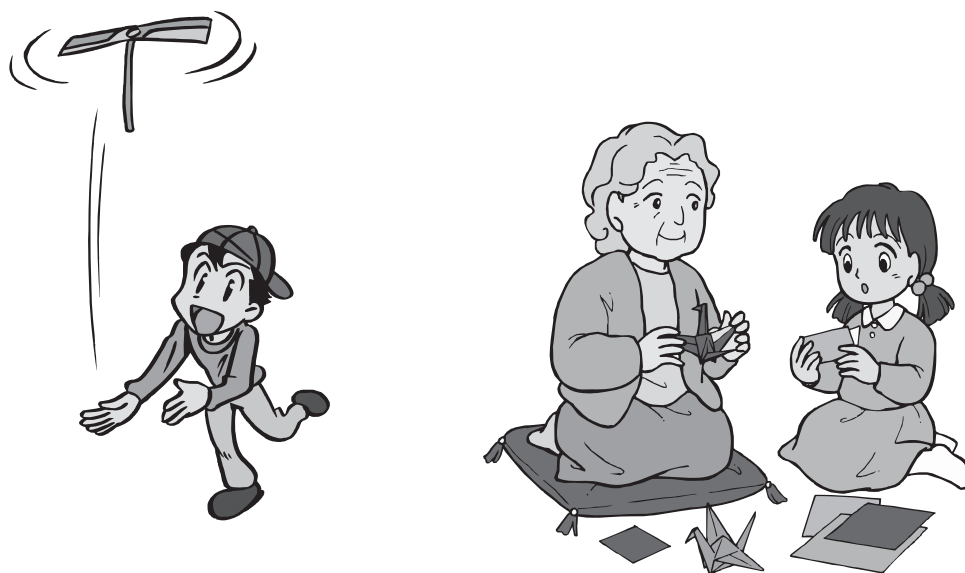
市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲でスポーツ活動等に開放する事業で、特に、校庭開放として小学校児童や保護者の付き添いのある幼児を対象に体育館とグラウンドを開放しているほか、プール開放として成人の引率者がいることを条件に児童・生徒の団体を対象に遊泳のためにプールを開放しており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成20年度：校庭開放16校，プール開放25校

■ 絵本の読み聞かせ [図書館]

子どもの時期から本に親しみ、本と接する機会の提供等を目的に、ボランティアによる紙芝居や絵本を使った読み聞かせの実演をしており、今後も継続していきます。

【実施回数, 参加者】 平成20年度 : 341回, 7,392人



(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進

【現状と課題】

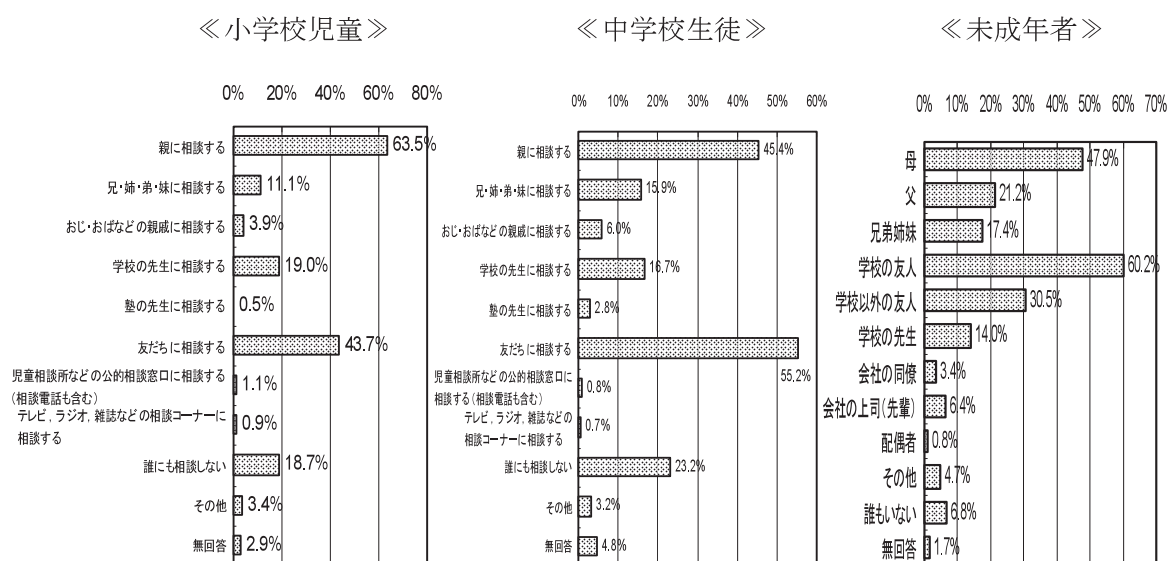
青少年の健全育成を図るため、カラオケボックスやゲームセンター等での子どもたちへの「声がけ」などの補導活動を行う「非行防止活動」や、社会環境浄化のため、書店やビデオレンタル店での有害図書等の取り扱いや陳列方法等のほか、インターネットカフェやカラオケボックスへの深夜入場制限などについての立入調査を行う「有害図書等販売状況一斉立入調査」を実施しています。

また、不登校児童・生徒に対しては、個別や小集団での相談や指導を行う「適応指導教室の開設」により、再登校に結びつけているほか、児童・生徒のいじめや不登校等の問題への具体的な対応策を見いだすため、啓発用リーフレットを作成・配布するとともに、講演会や地域集会の開催や子どもの悩み相談電話の開設などを行う「いじめ不登校等対策推進事業」を実施しています。

このほか、子ども未来室内に、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を開設しています。

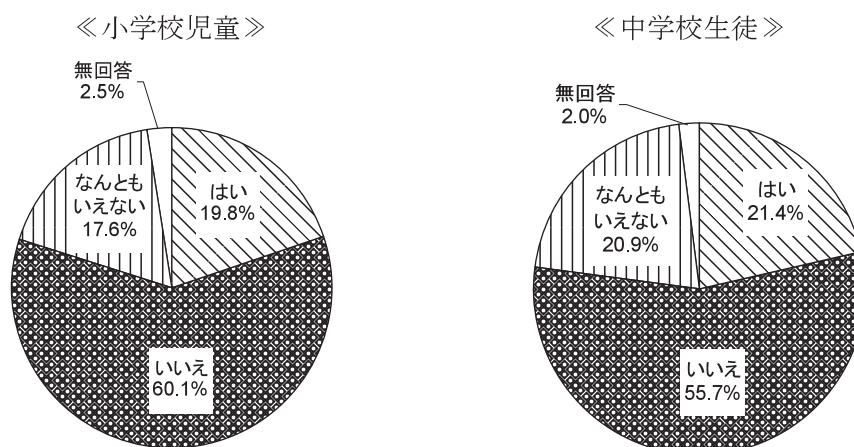
「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、小学校児童・中学校生徒・高校生を含む未成年者の「不安や悩みの相談相手」や「いじめられたことがありますか」、「悩みごとや心配ごとを相談するとしたら、どのような窓口がよいか」は、次のとおりとなっています。

【不安や悩みの相談相手（複数回答）】



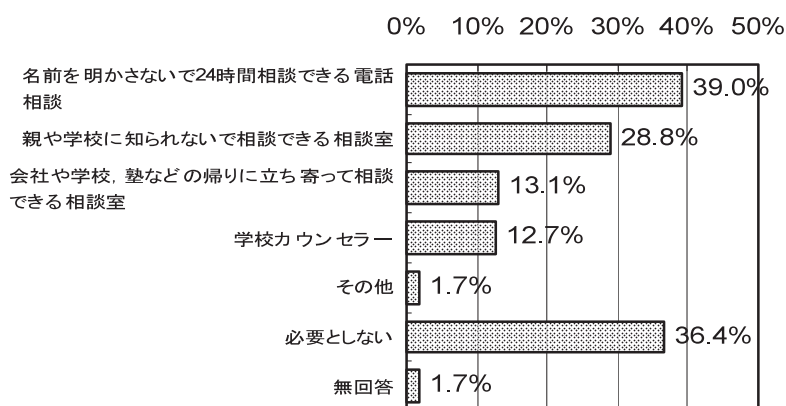
(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

【いじめられたことがありますか】



【悩みごとや心配ごとを相談するとしたら、どのような窓口がよいか】

《未成年者》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、不安や悩みを一人で抱え込んでいる子どもたちが多くことやいじめを受けたと感じている小・中学生が相当数いることが分かります。

このようなことから、子どもが家庭や学校、地域において孤立しないよう、身近な相談窓口の充実や、家庭や学校、地域が一体となって子どもを見守り、支えていけるような、地域ぐるみの支援ネットワークの整備などが必要です。

【施策の方向】

家庭や学校、地域による連携体制の整備により、各種事業の充実を図り、子どもたちの見守りを強化するなかで、少年非行の防止やいじめの根絶などに取り組んでいきます。

《個別事業》

■ 子どもなんでも相談110番 [次世代育成課] (再掲, 41頁)

■ 非行防止活動 [生涯学習課]

函館市補導センターの専任補導員5名および少年補導員(教員に委嘱)により、大型店舗やカラオケボックス、ゲームセンター等で「声がけ」を行いながら補導活動を実施しており、今後も継続していきます。

■ 有害図書等販売状況一斉立入調査 [生涯学習課]

青少年を取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い、陳列方法等について、書店やレンタルビデオ店等への立入り実態調査を一斉に行い、店主等への指導や協力要請を行う事業で、今後、活動を強化していきます。

【調査店舗数】 平成20年度：27店舗 → 平成26年度：37店舗

■ 適応指導教室の開設 [教育指導課]

集団生活への不適応、学業に対する不安などによって、登校できない状況にある児童・生徒を対象に、家庭訪問のほか、「やすらぎ学級」(南北海道教育センター)における個別や小集団での指導や相談を行っており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成20年度：1か所 → 平成26年度：1か所

■ いじめ不登校等対策推進事業 [教育指導課]

児童・生徒のいじめや不登校に関する問題について、その対応に係わる協議等を行い、啓発用リーフレットの作成・配布や子どもの悩み相談電話(南北海道教育センター)の開設、講演会や地域集会の開催(年1回)などに取り組んでおり、今後も継続していきます。

【配布数】 平成20年度：23,000部 → 平成26年度：23,000部

第2 母子の健康確保と増進

1 子どもや母親の健康の確保

家族にとって、妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、生活が大きく変化し、「子育て」という責任が生じます。

このため、この時期にある親子や家族に配慮する職場環境や社会環境が求められています。

子どもや家族の健康の確保のためには、安心して子どもを生み、ゆとりをもって健やかに育てるための環境を整備していく必要があります。

また、子どもと家族の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達ができるように支援することが重要です。

(1) 健康診査、保健相談・指導の充実

【現状と課題】

これまで、多胎・若年妊婦などのいわゆるハイリスク妊婦に対して保健指導等を行ってききましたが、妊娠の届出が30週以降の場合もハイリスク妊婦として妊娠期からの関わりを持ち、産後の支援につなげているほか、平成19年度からは、医療機関からの連絡等により、ハイリスク産婦の情報を把握し、保健師が家庭訪問を行う「産後うつ・育児支援事業」を実施しています。

このようななか、妊娠11週以内の届出の割合は増加傾向にあり、妊娠早期からの把握が可能となることで、ハイリスク妊婦への早期からの支援が開始できるようになってきています。

また、乳幼児を対象とした健康診査（健診）は、3～4か月、10か月、1歳6か月、3歳の時点で実施しており、平成20年度の受診率は3歳児健診を除いて9割を上回っています。

さらに、乳幼児健診の二次健診として、経過観察健診（訓練含む）や小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）を実施するなど、様々な場面で、保健相談・指導を行うことにより、適切な知識の普及・啓発に努めています。

なお、「定期予防接種」については、接種率が向上しているものの、流行の防止に必要な接種率95%に達していないものがあり、疾病の発病が散見されます。

一方、妊産婦や乳幼児への歯科保健意識の向上、フッ素塗布の実施を促すとともに、「周産期母子医療センターとの連携」や「特定不妊治療助成制度」にも取り組んでいます。

母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は、母としての自覚を形成するためにも早期の届出が重要であることから、妊娠11週以内の届出をさらに周知徹底する必要があります。

また、多胎妊婦や若年妊婦などハイリスク妊婦に対しては、妊婦・産婦訪問などを充実する必要があります。

さらに、乳幼児健診受診率の向上と未受診児の把握と支援、予防接種率の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

妊娠期から、子育てについての健康教育・健康相談等を一層充実させることにより、生命を大切にし、安心して子育てができるよう支援します。

また、引き続き、子どもとその家族の健康を守り、良好な親子の愛着形成を支援し、出産・子育ての不安等を解消するために、妊娠・出産・乳幼児期における各種健診の充実を図るほか、未受診児対策として、関係機関との連携をはじめ、家庭訪問等の実施により、未受診理由の把握や受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

さらに、予防接種率についても、広報・啓発活動の強化により、その向上に努めます。

《個別事業》

■ 妊婦健康診査 [健康増進課]

母子健康手帳交付時、初回～39週前後の妊婦健康診査受診券を交付し、健診費用の一部を助成してきましたが、平成21年度からは通常必要とされる健診を受けられるよう助成回数を最大14回に拡大しており、今後も実施していきます。

【受診率】

- ・ 一般健康診査(初回) 平成20年度：94.8%

■ 妊産婦保健指導 [健康増進課]

妊娠11週以内の届出率の向上を図るほか、妊産婦訪問や電話相談への対応など、保健指導を充実・強化するとともに、母子支援連絡会や母子支援連絡票の活用等、母子保健支援システム事業の活用により、ハイリスク妊産婦への支援を強化していきます。

【11週以内届出率】 平成20年度：70.1%

【母子支援連絡会の開催】 平成20年度：16回 → 平成26年度：16回

【母子支援連絡票】 平成20年度：100%支援 → 平成26年度：100%支援

■ 乳幼児健康診査 [健康増進課]

3～4か月, 10か月, 1歳6か月, 3歳児の健康診査事業および小児科医師の指示により発達相談を行うとともに, 受診率の向上を図ります。

【受診率】

- ・ 3～4か月児健康診査 平成20年度 : 100%
- ・ 10か月児健康診査 平成20年度 : 93.4%
- ・ 1歳6か月児健康診査 平成20年度 : 92.1%
- ・ 3歳児健康診査 平成20年度 : 88.5%

■ 乳幼児健康診査 二次スクリーニング [健康増進課]

乳幼児健診において経過観察が必要とされる子どもに, 発育・発達に遅れがあると思われる子どもを対象とする経過観察健診(訓練含む)および肥満予防対策が必要な子どもを対象とする小児肥満フォロー児健診(のびっこ健診)を実施しており, 今後も継続していきます。

【実施回数】 ・経過観察健診(訓練含む)

平成20年度 : 24回 → 平成26年度 : 24回

・小児肥満フォロー児健診(のびっこ健診)

平成20年度 : 12回 → 平成26年度 : 10回

■ 乳幼児保健指導 [健康増進課]

乳幼児健診での保健指導を行うとともに, 低体重児, 多胎児, 障がい児に対する訪問指導, 来所相談や電話相談などの乳幼児相談事業, ことばの相談を行っていますが, 今後も継続していきます。

■ 定期予防接種 [健康増進課]

感染症を防止するために, 主に乳幼児に, ポリオ, BCG, 麻しん, 風しん, 三種混合等のワクチンを接種していますが, 今後も接種率の向上に努めます。

【接種率】

- ・ ポリオ 平成20年度 : 91.2% → 平成26年度 : 100%
- ・ BCG 平成20年度 : 97.3% → 平成26年度 : 100%
- ・ 麻しん風しん混合
 - 第1期 平成20年度 : 91.9% → 平成26年度 : 100%
 - 第2期 平成20年度 : 89.5% → 平成26年度 : 100%
- ・ 三種混合 平成20年度 : 96.9% → 平成26年度 : 100%
- ・ 二種混合 平成20年度 : 80.5% → 平成26年度 : 100%

■ 妊産婦歯科健診・相談 [健康増進課]

妊産婦を対象として、歯科健診、相談、歯科保健に関する啓発を行っており、今後も啓発に努めていきます。

【実施回数】

- ・ 妊産婦歯科健診・相談 平成20年度：76回 → 平成26年度：80回

■ 乳幼児歯科健診・相談 [健康増進課]

10か月児健診時に歯科相談を、1歳6か月児健診、3歳児健診時に歯科健診と歯科相談を行っており、また、1歳以上の幼児を対象にフッ素塗布を行っており、今後も受診率等の向上に努めるとともに、むし歯有病者率の減少を図ります。

【受診率等】

- ・ 10か月児健康診査 平成20年度：93.4%
- ・ 1歳6か月児健康診査 平成20年度：92.1%
※むし歯有病者率 平成20年度：5.4%
- ・ 3歳児健康診査 平成20年度：88.5%
※むし歯有病者率 平成20年度：30.0%
- ・ 3歳児までにフッ素塗布を3回以上の実施
平成20年度：29.5%

■ 周産期母子医療センター（道事業）との連携 [健康増進課]

ハイリスク妊婦等を対象として、分娩に伴う妊婦、乳児の死亡を減少させるため、状況に応じて市内の全産婦人科が周産期母子医療センター（総合周産期母子医療センター：函館中央病院）への搬送を行っています（道事業）が、退院後の支援のため、同センターとの定期連絡会等を実施するなど、今後も同センターとの連携を促進していきます。

【周産期医療センター定期連絡会】

平成20年度：12回 → 平成26年度：12回

【母子支援連絡票による支援】 平成20年度：100% → 平成26年度：100%

【妊産婦死亡】 平成20年度：0人 → 平成26年度：0人

【周産期死亡率】（人口千対） 平成20年度：4.7 → 平成26年度：0.0

【乳児死亡率】（人口千対） 平成20年度：3.7 → 平成26年度：0.0

【新生児死亡率】（人口千対） 平成20年度：1.6 → 平成26年度：0.0

■ 特定不妊治療助成制度 [健康増進課]

指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っており、今後も継続していきます。

【助成制度】 平成20年度：111件

■ 産後うつ・育児支援事業 [健康増進課]

ハイリスク産婦およびハイリスク乳児を持つ母親を対象に、保健師による家庭訪問を行い、乳児の健康状態の把握や育児相談など、必要な支援を行う事業で、今後も継続していきます。

【支援率】 平成20年度：95.5% → 平成26年度：100%

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） [健康増進課]

（再掲，34頁）



(2) 母子保健の情報提供の充実

【現状と課題】

母子保健に関する情報提供として、育児情報誌「すくすく」を作成し、乳幼児健診の場などで配布しているほか、10か月児健診時に、絵本と接する機会の創出とともに保護者と子どものふれあいを深めるため、読み聞かせサークルによる実演や情報提供を行っています。

また、「両親学級」を開催し、健康管理や出産、育児に関する知識や事故防止の周知・啓発に取り組んでいます。

少子化や核家族化などにより、地域社会のなかで、子育ての知識や技術の継承が困難になっていることや、インターネットなどの普及に伴い、様々な育児情報が流通していることなどから、自分に適した情報を選択できるような情報提供の方法が求められています。

【施策の方向】

親子が自分にあった母子保健に関する基本的な知識や考え方を持つことができるよう、保健・福祉等の関係機関の連携により、情報提供の充実に努めるとともに、メール等を利用した、より気軽に情報を得られる取組みを検討します。

また、様々な機会を通じて、乳幼児等の事故防止について、周知・啓発に取り組めます。

《個別事業》

■ 「すくすく手帳」の発行 [次世代育成課] (再掲, 54頁)

■ 子育て支援情報提供事業 [次世代育成課] (再掲, 54頁)

■ 事故防止周知啓発事業 [健康増進課]

両親学級、乳幼児健診、子育てサポート教室等において、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発を行うとともに、心肺蘇生法などの対処方法についての知識の普及・啓発を行い、事故による死亡などの防止に努めていきます。

※不慮の事故による死亡(平成20年1～12月) 0～4歳児: 1件

■ 両親学級 [健康増進課]

妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識を普及・啓発するため、実習や体験学習および講演会を行う事業で、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：12回 → 平成26年度：12回

■ プレパパ・プレママのためのセミナー（両親学級講演会）[健康増進課]

妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識、食事や歯科保健の重要性などについて普及・啓発するため、講演会を行う事業で、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：3回 → 平成26年度：3回

■ 初まご教室 [健康増進課]

初めての孫を持つ祖父母に対して、最近の子育てについての情報提供のほか、講話や実習を行う事業で、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：2回 → 平成26年度：1回

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） [健康増進課]

（再掲，34頁）

■ 育児情報誌「すくすく」の発行 [健康増進課] （再掲，54頁）

■ 産後うつ・育児支援事業 [健康増進課] （再掲，70頁）

■ えほんふれあい事業 [図書館]

絵本の読み聞かせを通じて、保護者と子どものふれあいを深め、安定した関係をつくることを目的として、10か月児健診時に読み聞かせサークルによる読み聞かせを実演し、推薦絵本と読み聞かせ案内についての情報を提供する事業で、今後も継続していきます。

【実施回数】 平成20年度：年39回

2 「食育」の推進

食事は、健康を維持し、子どもたちが健やかに成長するために、欠くことのできないものです。

また、食事を楽しく食べることは、身体・精神の健全な発達のための重要な要素となっており、健やかな生涯を築くうえでも、食育の推進が求められています。

(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実

【現状と課題】

生涯を通じた健康づくりの基礎は、子どもの時期の食習慣が大きく影響するものですが、核家族化や生活様式の多様化などにより、食環境も大きく変化しており、それに伴い、近年、欠食、孤食、肥満など、子どもの食に関する問題が取り上げられています。

市立函館保健所が実施したアンケート調査において、「朝食を欠食する子どもの割合」、「おやつの与え方をどのようにしているか」は次のとおりとなっています。

【朝食を欠食する子どもの割合】

区 分	比 率
幼児	7.2%
小学1・2年生	13.2%
小学3・4年生	11.4%
小学5・6年生	12.3%

【おやつの与え方をどのようにしているか】

区 分	比 率
特に気をつけていない	23.2%
時間を決めてあげることが多い	37.6%
欲しがるときにあげることが多い	24.0%
おやつでも栄養に注意している	11.2%
甘いものは少なくしている	17.6%
甘い飲み物やお菓자에偏ってしまう	13.6%
スナック菓子を与えることが多い	18.4%
その他	11.2%

(資料：平成18年度「幼児を持つ親へのアンケート調査」
平成18年度「たばこ、お酒、生活習慣に関するアンケート調査」)

この結果を見ると、朝食を欠食する子どもが1割程度いるほか、近年、子どものおやつとして、清涼飲料水等の甘い飲み物や、スナック菓子などが多く利用されているなどの状況が分かり、幼稚園等に持参する弁当についても、一般的に、子どもの喜ぶ冷凍食品などの既製品をそのまま利用するなど偏った傾向が見られることなどから、保護者に幼児期の食の大切さについて認識してもらうため、規則正しい生活や食事に関する知識の啓発が必要となっています。

また、離乳食をどのように作るのか、どのように食べさせたら良いのかわからない、周囲に相談できる人がいない、ベビーフードのみを離乳食としているなどの状況もあることから、食事についての相談はもとより、離乳食についての学習の機会の提供などが必要です。

さらに、子どもたちが食を通じて豊かな人間性をはぐくみ、「生きる力」を身につけていくため、保健所と保育所、幼稚園、学校等が連携を図り、乳幼児期からの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を図っていく必要があります。

【施策の方向】

引き続き、離乳食の進め方に関する情報の提供や栄養相談を実施するため、離乳食教室を継続していきます。

また、子どもが適切な食習慣を身に付け、自らの健康を保持・増進していく能力を培うため、小・中学校に学校教育指導を通じて食に関する指導を行うとともに、栄養教育研究会等と連携して、食育の取組みについての普及・啓発を行います。

《個別事業》

■ 食育だよりの発行と講演会の開催 [子育て支援課]

乳幼児を持つ保護者を対象に、食事が心身の発達に与える影響など、食事の重要性について周知・啓発を図るため、リーフレットの配布や講演を実施しており、今後も継続していきます。

【発行回数】 平成20年度：年12回 → 平成26年度：年12回

■ 「すくすく手帳」の発行 [次世代育成課] (再掲, 54頁)

■ 離乳食教室 [健康増進課]

乳幼児を持つ保護者を対象に、離乳食についての意識啓発を図るため、講話と調理実習、食事相談などを実施しており、今後は、開催回数を増やすなど、事業の充実に努めていきます。

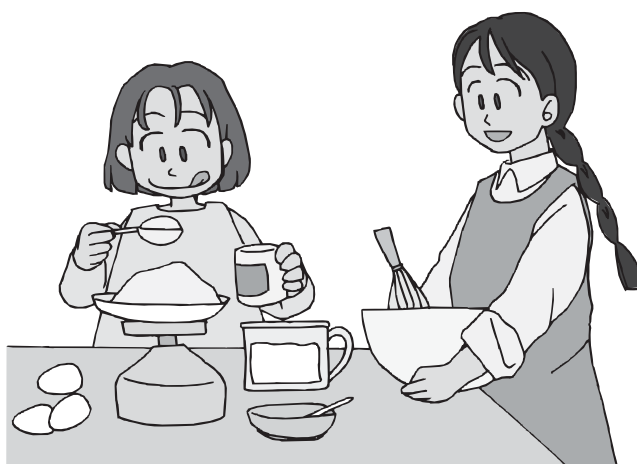
【開催回数】 平成20年度：年2回 → 平成26年度：年6回

■ 育児情報誌「すくすく」の発行 [健康増進課] (再掲, 54頁)

■ 乳幼児健康診査 [健康増進課] (再掲, 68頁)

■ 食育の推進 [教育指導課]

食に関する指導について、各学校教職員に対する指導助言を行うとともに、栄養教育研究会と連携して、学校における食育を推進しており、今後も継続していきます。



3 思春期保健対策の充実

思春期は人生のうちで、心身の変化が最も大きい時期であり、子どもらしさと大人の能力を併せ持ち、明るく旺盛な活動力の反面、性行動の活発化に伴う望まぬ妊娠・人工妊娠中絶や性感染症、喫煙、飲酒等の種々の問題が生じやすい時期でもあります。

これらの問題は、本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる心身の健康や次世代を担う子どもを生み育てることへの悪影響も心配されることから、思春期保健に関する知識の普及促進を図るとともに、喫煙や飲酒等に関する教育の推進により、思春期の心と体の健康づくりを進めることが重要です。

(1) 思春期保健に関する知識の普及促進

【現状と課題】

市内の中学生、高校生を対象に「思春期教室」を開催しており、保健所職員が講師として学校に出向き、性教育などに関する健康教育を出前健康教育として実施しているほか、乳児の抱っこ体験や赤ちゃんを持つ母親から話を聞く場を設けたり、思春期教材の貸出し、さらには学校文化祭の行事で性の知識の普及に努めています。

このような取り組みのなか、10代の人工妊娠中絶数は平成15年度と比較して半分以上となっています。

※10代の人工妊娠中絶数 平成15年度：168件→20年度：69件

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、未成年者の「赤ちゃんを抱いた経験」、「子どもが好きですか」、「将来子どもが欲しいですか」の回答は、次のとおりとなっています。

【赤ちゃんを抱いた経験】

《未成年者》

区分	人数	比率
よくある	33	14.0%
たまにある	141	59.7%
ない	59	25.0%
無回答	3	1.3%
全体	236	100.0%

【子どもが好きですか】

《未成年者》

区分	人数	比率
好き	107	45.3%
まあ好き	80	33.9%
どちらともいえない	24	10.2%
あまり好きでない	20	8.5%
嫌い	3	1.3%
無回答	2	0.8%
全体	236	100.0%

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

【将来子どもが欲しいですか】

《未成年者》

区分	人数	比率
欲しい	194	82.2%
欲しくない	38	16.1%
無回答	4	1.7%
全体	236	100.0%

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、赤ちゃんを抱いた経験がない子どもが4分の1に上っており、今後、より一層、乳幼児とのふれあいなどを通じた、生命の尊厳の尊重や健全な父性や母性をはぐくむ取組みが必要です。

【施策の方向】

思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、保護者や保健・医療・福祉・教育等、思春期にある子どもたちに係わる関係者を対象に、講演会等、学習の機会を提供します。

思春期の子どもたちには、生命の尊さや将来、子育ての当事者になることの自覚を促す体験型の学習や、性に関して、男女の関係や相互理解の必要性、身体についての正確な情報を得て、自分で判断し自ら健康管理できるように、学校と連携した健康教育を行っていきます。

学校においても、スクールカウンセラーの配置などを進めており、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し、思春期の心と身体の健康づくりを進めるための支援システムの整備に取り組みます。

《個別事業》

■ ひろば館事業 [次世代育成課] (再掲, 33頁)

■ 特定感染症検査等事業 [保健予防課]

エイズ・HIV感染の早期発見とまん延防止のため、HIV抗体検査を実施するとともに、相談体制の充実および知識の普及・啓発を推進する事業で、今後も継続していきます。

【HIV検査数】 平成20年度：242件 → 平成26年度：436件

■ エイズ対策促進事業 [保健予防課]

若年者や教育機関関係者を対象とした研修会・健康教育等を開催し、エイズに係る正しい知識の普及・啓発および予防教育を推進する事業で、今後も継続していきます。

【開催回数】

- ・ エイズ研修会 平成20年度：年1回 → 平成26年度：年1回
- ・ 健康教育 平成20年度：年1回 → 平成26年度：年3回
- ・ パネル展 平成20年度：年3回 → 平成26年度：年3回

■ 思春期保健講演会 [健康増進課]

思春期の子どもを持つ保護者、関係機関等を対象に、思春期の特徴や性行動を含めた問題行動の現状や対応方法について講演会を開催しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：年1回 → 平成26年度：年1回

■ 思春期教室 [健康増進課]

思春期の子どもたちが、生命の尊さや人間尊重、男女平等の精神に基づいた異性観を持ち、適切な行動がとれるよう、出前健康教育や、あかちゃんだっこ教室などの体験学習を実施するほか、教材の貸出しや情報提供などを行っています。

今後も教育委員会や学校、性と薬物を考える会等との連携を一層強化し、思春期教室の拡充に努めます。

【開催回数等】

- ・ 出前健康教育 平成20年度：17回（16校）
（内訳）保健所 5回（4校）
性と薬物を考える会 12回（12校）
- ・ 体験学習 平成20年度：5回（3校）
- ・ 思春期教材の貸出し 平成20年度：20回（17施設）
※10代の人工妊娠中絶数 平成20年度：69件

■ 思春期保健相談 [健康増進課]

思春期における身体的、精神的問題や性に関する不安や悩み等について、個々のケースに応じた相談を行っています。

■ 思春期保健関係機関連絡会 [健康増進課]

問題解決のため、関係機関のネットワークを構築し、思春期保健対策を推進していきます。

【開催回数】 平成20年度：年2回 → 平成26年度：年2回

(2) 喫煙、薬物等に関する教育の推進

【現状と課題】

喫煙防止や薬物等の使用防止には、早い時期からの普及・啓発が求められることから、喫煙が本人や周囲の健康に及ぼす害について理解を深めるための健康教育、飲酒や薬物使用の防止のための啓発に取り組んでいます。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、未成年者の「飲酒経験」、「飲酒頻度」、「この30日間にたばこを吸ったか」の回答は、次のとおりとなっています。

【お酒を飲んだことがありますか】

《未成年者》

区 分	人 数	比 率
ある	76	32.2%
ない	159	67.4%
無回答	1	0.4%
全体	236	100.0%

【どのくらいの頻度で飲みましたか】

《未成年者》

区 分	人 数	比 率
1週間に1回以上	11	14.5%
1ヶ月に1回以上	21	27.6%
1年に1回以上	43	56.6%
無回答	1	1.3%
全体	76	100.0%

【この30日間にたばこを吸いましたか】

《未成年者》

区 分	人 数	比 率
吸った	24	10.2%
吸わない	208	88.1%
無回答	4	1.7%
全体	236	100.0%

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、飲酒、喫煙の経験がある未成年者が相当数いることが分かり、なかでも、約3割が飲酒の経験があるなど、その防止対策が必要な状況にあり、また、全国的に薬物使用の低年齢化が進んでいる状況にあることから、小学校児童、中学校生徒を対象とした飲酒・喫煙防止および薬物使用防止のための取組みが必要です。

【施策の方向】

喫煙や飲酒の健康に及ぼす害についての理解を深め、思春期の心と体の健康づくりを進めるとともに、薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

《個別事業》

■ 薬物乱用防止普及事業（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動）〔医務薬事課〕

「ヤング街頭キャンペーン」として、街頭啓発を行うとともに、中学校・高校等での講話を行い、若年層の薬物乱用防止の普及・啓発を図っており、今後も継続していきます。

【啓発活動】 平成20年度：29回 → 平成26年度：30回

■ アルコール関連予防事業〔保健予防課〕

小学5～6年生を対象として、講話やアルコールパッチテストを行うことにより、アルコールに関する知識等の普及・啓発を図っており、今後も継続していきます。

【アルコールキッズ教室実施校】 平成20年度：5校 → 平成26年度：5校

■ 未成年者防煙対策事業〔健康増進課〕

児童・生徒や父母等を対象として、たばこの健康への影響に関する知識についての講習会を行っており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：年5回 → 平成26年度：年5回

4 小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、その充実は非常に重要です。

(1) 小児医療の充実、確保

【現状と課題】

救急医療に関しては、一次・二次・三次の救急体制が整備されており、新生児・未熟児医療に関しては、総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか、未熟児の養育のために、入院に要する費用の一部を給付しています。

また、近年、夜間に本来重症患者の治療にあたるべき二次救急医療機関に比較的軽症の患者が集中し、救急医療体制に大きな影響が出ています。函館市夜間急病センターにおける受診者の状況は次のとおりとなっています。

区分	急病センター利用者の科目内訳			二次病院 への転送 者数
	小児科	その他 (内科, 外科)	計	
平成18年度	4,515	8,455	12,970	368
平成19年度	4,550	8,231	12,781	341
平成20年度	6,099	12,061	18,160	627

(資料：平成20年度 函館市の保健衛生)

子どもの疾病は短期間で重症化することがあり、後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは、子どもの将来にとって重要です。

そのため、未熟児・新生児医療、小児救急医療をはじめとした小児医療の充実・確保のほか、救急医療体制の堅持のため、夜間における適切な受診の普及・啓発、また、長期にわたる慢性疾患は経済的負担が大きいことから、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進を図る必要があります。

【施策の方向】

小児科医の専門分野に関する情報の提供を促進するとともに、救急体制の周知・啓発に努めます。

《個別事業》

■ 小児救急電話相談事業（道事業）の普及啓発 [保健企画課]

道が実施する，子どもを持つ保護者が，夜間，電話により専門家から子どもの症状に応じた適切な助言を受けることができる「小児救急電話相談事業」の普及・啓発を図っていきます。

■ 小児救急に関する情報の提供 [保健企画課]

子どもによくある病気の症状における応急処置のポイントや，時間外でもすぐに病院・診療所を受診した方が良い時のポイントなどの情報についてホームページに掲載するなど，情報提供を実施しており，今後も継続していきます。

■ 未熟児養育医療給付 [健康増進課]

養育のために病院等に入院することを必要とする未熟児に対して，その養育に必要な医療費を給付しており，今後も継続していきます。

【給付人数】 平成20年度：45人

■ 小児慢性特定疾患治療研究事業 [健康増進課]

慢性疾患の治療研究の対象となる疾病の治療方法に関する研究等に資する医療に要した費用の一部を給付しており，今後も継続していきます。

【給付人数】 平成20年度：162人

第3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 次代の親の育成

次の時代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、やがては自立して家庭を築くことができるようはぐくむための取組みが必要です。

家庭は男女が協力して築くものであること、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、関係機関、団体等が連携しつつ、効果的な取組みを推進することが求められており、特に中学生、高校生等がその意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、保育所、幼稚園、児童館や乳幼児健診の場などを活用し、乳幼児とふれあう機会を広げることが必要です。

(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画推進事業として、情報誌、小・中学生を対象とした啓発誌の発行、男女共同参画の意識の高揚を図るための啓発パネル展を行っているほか、講演会やパネルディスカッションなどの形式による男女共同参画フォーラムに取り組んでいます。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、中学校生徒の「望ましいと思われる男女の役割分担」への回答は、次のとおりとなっています。

【望ましいと思われる男女の役割分担】

区 分	主に男性の役割		両方同じ程度		主に女性の役割		その他	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
掃除	15	2.5%	288	47.8%	252	41.8%	48	8.0%
洗濯	11	1.8%	183	30.3%	361	59.9%	48	8.0%
食事のしたく	15	2.5%	179	29.7%	360	59.7%	49	8.1%
食事の片付け	46	7.6%	318	52.7%	187	31.0%	52	8.6%
家計管理	27	4.5%	179	29.7%	344	57.0%	53	8.8%
買い物	10	1.7%	286	47.4%	258	42.8%	49	8.1%
子どもの教育	36	6.0%	457	75.8%	61	10.1%	49	8.1%
子どものしつけ	70	11.6%	435	72.1%	49	8.1%	49	8.1%
親の介護	37	6.1%	431	71.5%	76	12.6%	59	9.8%
近所づきあい	10	1.7%	338	56.1%	204	33.8%	51	8.5%

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画の意識づくりや機運を盛り上げる必要があります。

【施策の方向】

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義の普及・啓発のために、「思春期教室」をはじめとする各種事業の充実を図ります。

また、男女共同参画社会を推進するため、普及・啓発にかかる各種事業に取り組むとともに、函館市男女共同参画推進条例に基づき、関連施策を推進します。

《個別事業》

■ 男女共同参画推進事業 [男女共同参画課]

男女共同参画社会を推進するうえで必要な情報誌、啓発誌などによる広報・啓発活動を行う事業で、今後も継続していきます。

【事業内容】

- ・ 情報誌の発行 平成20年度：年2回 → 平成26年度：年2回
- ・ 啓発誌の発行 平成20年度：年1回 → 平成26年度：年1回
- ・ 啓発パネル展 平成20年度：年1回 → 平成26年度：年1回

■ はこだて男女共同参画フォーラム [男女共同参画課]

市内の女性団体等で構成する実行委員会形式により、男女共同参画社会の実現を目的として、講演会やパネルディスカッションなどを開催しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：年1回 → 平成26年度：年1回

■ お父さんのための子育て講座 [次世代育成課] (再掲, 34頁)

■ 両親学級 [健康増進課] (再掲, 72頁)

■ 思春期教室 [健康増進課] (再掲, 78頁)

(2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進

【現状と課題】

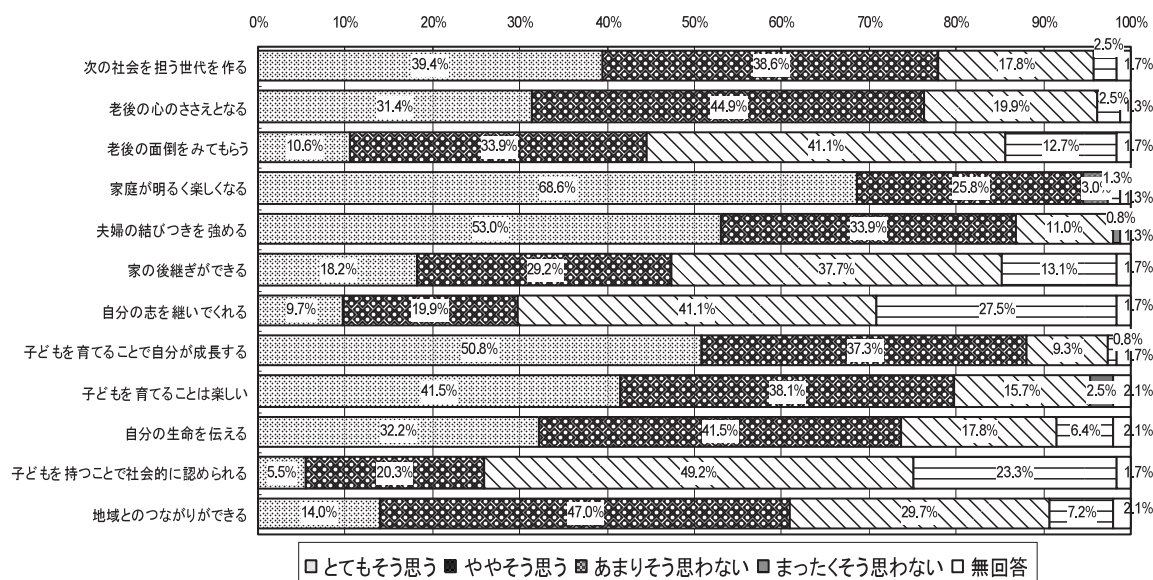
思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ、精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といわれています。

思春期の子どもたちが、生命の大切さや人権・人格の尊重、男女平等の精神に基づいた異性観を持ち行動できるように「思春期教室」を開催し、健康教育、中学生・高校生等の乳児の抱っこなどの体験学習のほか、思春期保健教材の貸出し等により、性の知識の普及に努めています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、未成年者の「子どもを持つことについての考え方」の回答は、次のとおりとなっています。

【子どもを持つことについての考え方】

《未成年者》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

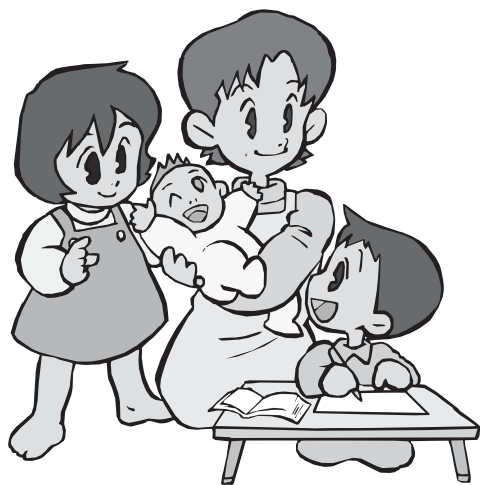
子どもたちは、インターネットや携帯電話の普及などにより、氾濫する性などの情報のなかに置かれていることから、早い時期に性知識等を獲得し、自分で情報を取捨選択する力を養うこと、さらには体験学習を通じて、母性・父性のかん養や生命の尊厳について学ぶことが必要となっています。

【施策の方向】

思春期の子どもたちの心身の健康を守るとともに、子どもを生き育てることの意義の普及・啓発のため、保健所と学校の連携をより密にし、講師派遣や教材の貸出しなどに取り組むほか、保健・医療・福祉・教育等の関係者に、思春期に関する現状や対処方法等に係る情報を提供するなど、思春期保健の充実に努めていきます。

《個別事業》

- 思春期保健講演会 [健康増進課] (再掲, 78頁)
- 思春期教室 [健康増進課] (再掲, 78頁)



2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備

今日、子どもたちは、少子化、都市化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化や子どもに係わる人々の意識の変化、価値観の多様化、核家族化などによる生活様式の変化等により大きな影響を受け、とりわけ、日常生活においては、物質的にも恵まれ、インターネットや携帯電話などの普及により、あふれるばかりの情報のなかに置かれています。

このようななかで、次代を担う子どもたちが、自らの個性を存分に発揮し、主体的に生きていくことができる資質や能力を身に付けることが重要となっています。

そのためには、子ども一人ひとりに、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる確かな学力と他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの豊かな人間性、さらには、たくましく生きるための健康や体力など、「生きる力」を育成することが強く求められています。

また、各学校においては、教育環境等の整備として、家庭や地域との連携により、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進するとともに、幼児教育においても、「生きる力」の基礎を培う取組みの充実が求められています。

(1) 確かな学力の向上

【現状と課題】

子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、市立小学校4年生児童および中学校1年生生徒を対象とした標準学力検査や、小学校6年生児童および中学校3年生生徒を対象とした全国学力・学習状況調査により、学習状況を把握し、学習指導上の課題を明確にするとともに、子どもの学習意欲を高める指導方法等の改善を図ることが必要です。

【施策の方向】

子どもに確かな学力を身に付けさせるため、学習状況を的確に把握し、学習指導の充実に努めます。

《個別事業》

■ 教育用コンピュータ整備事業 [学務課]

コンピュータの操作をとおして，その役割や機能について理解させ，情報を適切に活用する基礎的な能力を養うため，市立小・中学校にコンピュータ機器の整備およびインターネットの整備を実施しており，今後も継続していきます。

【整備済校数】

- ・ 小学校 平成20年度：30校 → 平成26年度：47校
- ・ 中学校 平成20年度：27校 → 平成26年度：28校

■ 学力向上推進事業 [教育指導課]

市立の小・中学校において標準学力検査を実施し，検査の結果集約，データの分析・考察，学習に係わる児童の意識調査の実施・分析，学習指導の工夫・改善に係わる実践上の課題等についての検討を行っており，今後も継続していきます。

【標準学力検査実施校数】

- ・ 小学校 平成20年度：48校 → 平成26年度：47校
- ・ 中学校 平成20年度：28校 → 平成26年度：28校

(2) 豊かな心の育成

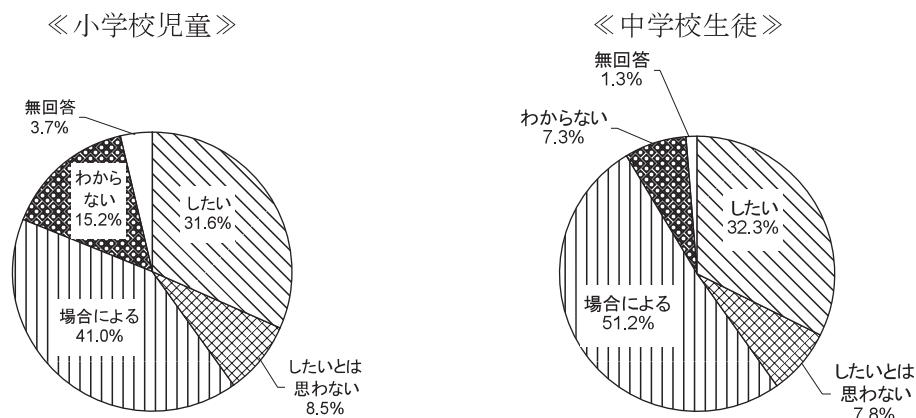
【現状と課題】

各学校においては、新しい学習指導要領に基づき子ども一人ひとりの豊かな心の育成をめざし、地域の特性を生かした全体計画や道徳の時間の年間指導計画の見直しを図るとともに、ボランティアなどの様々な体験活動を生かした道徳教育の工夫や学校での道徳教育の充実を図る学校教育指導を行っています。また、生涯学習の観点から、小学校の余裕教室等を放課後の児童の活動場所として提供し、地域住民や保護者、学生などの参画を得ながら、遊びや交流活動をとおして子どもたちの健全育成を図る「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでいます。

さらに、いじめや不登校に対応して、南北海道教育センターにおける教育相談を実施するとともに、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として子ども未来室内に「子どもなんでも相談110番」を開設しています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、小学校児童、中学校生徒の「ボランティアについてどう思いますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【ボランティアについてどう思いますか】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、ボランティアを「したい」と回答した児童・生徒も一定程度見られますが、「したいと思わない」や「場合による」など、ボランティアに消極的な児童・生徒が多く見られます。

このようなことから、地域や社会に貢献するといったボランティア精神はもとより、豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する取組みが必要です。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化のほか、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりなども必要です。

【施策の方向】

今後も道德教育の充実のために、学校教育指導の充実を図り、関係教育団体との連携を強化していくとともに、他者への思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさを家庭や同じ地域で暮らす多くの人たちとのふれあいのなかではぐくむ「放課後子ども教室推進事業」を拡充していきます。

また、子どもや保護者の不登校やいじめに係わる悩みや不安に対応するため、「南北海道教育センターにおける教育相談」および「子どもなんでも相談110番」の活用を推進します。

《個別事業》

■ 子どもなんでも相談110番 [次世代育成課] (再掲, 41頁)

■ 放課後子ども教室推進事業 [生涯学習課] (再掲, 61頁)

■ 道德教育の充実 [教育指導課]

豊かな心の育成をめざすため、学校教育指導を通じて各学校に指導を行うとともに、道德教育に係る学校教育指導資料等の作成、函館市道德教育研究会との連携のもとでの公開研究会等における助言等を行っていきます。

■ 南北海道教育センターにおける教育相談 [南北海道教育センター]

幼児、児童・生徒の教育上の諸問題の解決を図るため、本人、保護者、学校教育関係者の申し出により、適応、進路および適性に関する相談を実施しており、今後も適切な対応に努めていきます。

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】

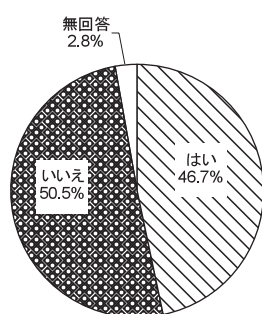
近年、子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等現代的課題が指摘されています。

このため、学校におけるスポーツ環境の整備として、屋内運動場への暖房設備の整備を進めているほか、スポーツ・レクリエーションの普及・拡大に向けて、指導者を育成するため、スポーツ・レクリエーション指導者育成事業に取り組んでいます。

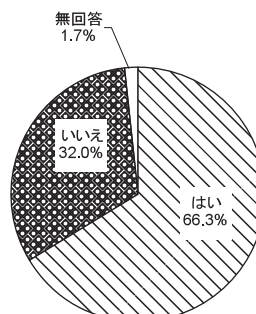
「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、小学校児童，中学校生徒の「スポーツ活動をしていますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【スポーツ活動をしていますか】

《小学校児童》



《中学校生徒》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、スポーツ活動を行っていない子どもが多く見られ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成することが必要となっており、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善などを進め、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが求められています。

また、子どもに生涯にわたる心身の健康増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要です。

【施策の方向】

引き続き、子どもの心身の健康の保持増進と適切な生活習慣を身に付けさせるために各種事業の充実を図ります。

《個別事業》

■ 屋内体育館暖房設備整備 [施設課]

学習環境の充実や各種集会など諸行事に快適な場を提供するとともに、災害時の避難所としての機能を充実するため、小・中学校の体育館に暖房設備を整備しており、未整備の16校について、順次整備を行います。

【整備済校数】 平成20年度：47校 → 平成26年度：57校

■ スポーツ・レクリエーション指導者育成事業 [スポーツ振興課]

スポーツ・レクリエーションの資格取得に要する経費の一部を補助しており、今後も継続していきます。

【養成対象人員】 平成20年度：6名／年 → 平成26年度：16名／年



(4) 信頼される学校づくりの推進

【現状と課題】

保護者や地域住民の意向を把握し、反映させながら、開かれた学校運営を推進するため、市立の幼稚園や小・中・高等学校のすべてで「学校評議員制度」を実施しているほか、各種研修等の実施により教員の資質向上に努めています。

さらに、市立の小・中・高等学校では、子どもたちの豊かな成長を図るため、各学校が知恵を絞り、子どもの実態を踏まえ、地域の特色を生かした教育活動を展開する「創意ある学校づくり推進事業（知恵の予算）」を実施しているほか、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、「校舎・屋内運動場大規模改造」等にも取り組んでいます。

今後も地域、家庭、学校の緊密な連携のもと、地域に根ざした信頼される学校づくりにより、児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

【施策の方向】

学校評議員制度を継続するなかで、創意ある学校運営に努めるとともに、学校施設の適切な整備を図るなど、信頼される学校づくりを推進します。

《個別事業》

■ 校舎・屋内運動場大規模改造 [施設課]

老朽化した校舎・屋内運動場の大規模改造を行っていきます。

【実施校数】 平成26年度：4校

※ 整備対象校6校

■ 校舎・屋内運動場改築 [施設課]

老朽化した校舎・屋内運動場の改築を行っていきます。

【整備済校数】 平成20年度：1校 → 平成26年度：1校

※ 整備対象校2校

■ 学校施設の耐震化 [施設課]

旧耐震基準の施設について、耐震診断を実施し、必要に応じて、耐震改修を実施していきます。

【実施済校数】

- ・耐震診断 平成20年度：4校 → 平成26年度：44校
- ・耐震改修 平成20年度：0校 → 平成26年度：13校

■ 学校評議員制度 [学務課]

学校長が、保護者や地域住民など学校外の有識者から、学校経営に関して幅広く意見を聞くとともに、必要に応じて、助言を求める制度であり、今後も市立の全校（園）で継続していきます。

【設置校数】 平成20年度：80校（園） → 平成26年度：76校（園）

■ 創意ある学校づくり推進事業（知恵の予算）[学務課]

市立の小・中・高等学校において、子どもたちの豊かな成長を図るため、各学校が知恵を絞り、子どもの実態を踏まえ、地域の特色を生かした教育活動を展開する事業で、平成19年度から実施しています。



(5) 幼児教育の充実

【現状と課題】

幼稚園・保育園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるように、幼稚園や保育園における子どもの保育等に関する記録を小学校へ引き継いでいます。

なかでも、幼稚園においては、小学校との連絡協議会を設置し、幼稚園連携体制の整備を図っているほか、私立幼稚園の教育活動や教育環境の充実のために私学助成金を交付しています。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園や保育所などを通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要です。

また、幼児期は、自我が芽生え、他者の存在を意識して、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる人間形成の過程で重要な時期であるため、幼児期の特性を考慮し、発達段階に応じた教育が必要です。

【施策の方向】

今後も幼児教育の充実のために、幼稚園や保育所などと小学校の連携を密にしながら、私立幼稚園に対する支援および保育の質の向上、さらには、幼児教育に携わる職員の資質向上に努めます。

また、幼稚園と保育所と小学校との連携についても体制の強化を図ります。

《個別事業》

■ 私立学校運営費補助金 [総務課]

私立学校の教育条件の維持向上、父母負担の軽減と私立学校の経営の健全性を高めるため、幼稚園から大学までの私立学校を設置する学校法人に対して補助金を交付しており、今後も継続していきます。

■ 保育の質の向上 [子育て支援課] (再掲, 49頁)

■ 学校(園)教育指導の充実 [教育指導課]

市立幼稚園が取り組んでいる子育てに係わるセミナーおよび函館市幼児教育研究会による幼稚園・小学校連絡協議会において、幼児教育の研究協議を行うとともに、幼稚園・小学校の連携を図っており、今後も継続していきます。

3 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、互いに連携しながら、地域社会全体で子どもを育てるとの観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を図っていくことが必要です。

(1) 家庭教育への支援の充実

【現状と課題】

乳幼児健診など多くの保護者が集まる機会を活用し、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行っているほか、子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できるように地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場）などに取り組んでいます。

家庭での教育力は教育の原点となるものですが、都市化、核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることから、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組みを関係機関が連携して行うことが必要です。

【施策の方向】

家庭の教育力の向上のために、「家庭教育支援事業」をはじめとする関連事業の充実に努めます。

《個別事業》

- 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン、つどいの広場） [子育て支援課]
（再掲，32頁）
- 子育てサポート教室 [子育て支援課] （再掲，41頁）
- 乳幼児健康診査 [健康増進課]（再掲，68頁）
- 家庭教育支援事業（家庭教育セミナー） [生涯学習課]
保護者や教職員，地域の関係者が集まる機会に講師を派遣し，家庭教育に関する学習機会を提供しており，今後も継続していきます。
【実施回数】 平成20年度：14団体 → 平成26年度：24団体

(2) 地域の教育力の向上

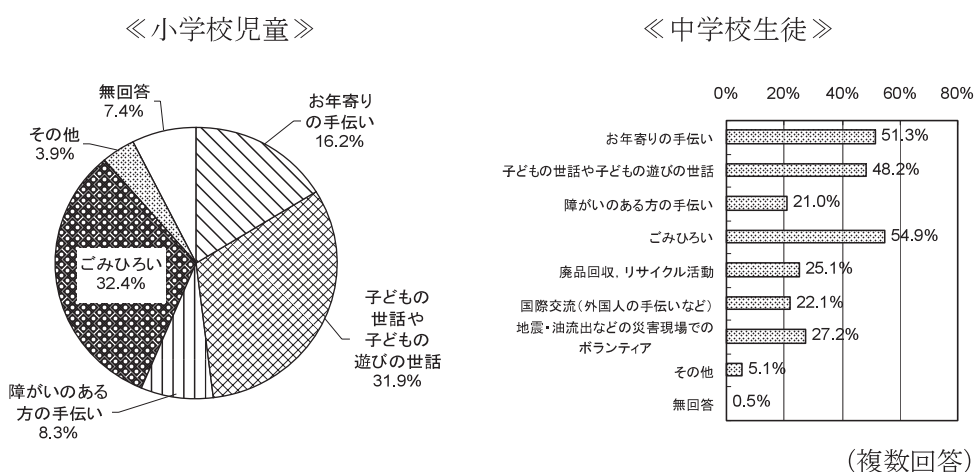
【現状と課題】

都市化や地域コミュニティの希薄化などにより、地域社会のなかで世代間交流やボランティア等を体験する機会が減少しているうえ、子ども会やスポーツ少年団の指導者の確保も難しい状況となっています。

このようななか、地域住民や関係機関などの協力を得ながら、子どもに対する多様な体験活動の機会の提供や世代間交流を図るため、放課後子ども教室を推進しているほか、学校施設の地域への開放、総合型地域スポーツクラブの育成支援、スポーツ・レクリエーション指導者の育成などに努めています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、ボランティアをしたいと回答した小学校児童・中学校生徒のうち、「どんなボランティアをしたいですか」に対する回答は、次のとおりとなっています。

【どんなボランティアをしたいか】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、ボランティアとして、ごみひろいやお年寄りの手伝いをしたいという子どもが多くなっていますが、ボランティアに消極的な子どもも多く見られることから、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断、行動し、問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を地域社会全体ではぐくむ力を向上させることが必要です。

【施策の方向】

地域の教育力の向上のため、地域資源を活用し、関連事業の充実に努めます。

《個別事業》

■ 子ども放送局 [生涯学習課]

文部科学省によるインターネット放送の子ども向け番組を亀田福祉センターにおいて提供し、ボランティアの指導による工作や実験などの体験学習に取り組んでいます。

【参加者数】 平成20年度：477人

■ 子ども会への助成 [生涯学習課]

地域で子どもたちの健全育成を図る役割を担っている子ども会に補助金を交付しており、今後も継続していきます。

■ 放課後子ども教室推進事業 [生涯学習課] (再掲, 61頁)

■ スポーツ少年団への助成 [スポーツ振興課]

青少年へのスポーツの普及, 体力の向上, さらに青少年の健全育成のために, 少年野球をはじめとする各種スポーツ大会の開催を行っている団体に運営費用の一部を補助しており, 今後も継続していきます。

【加盟団体】 平成20年度：74団体

■ 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業 [スポーツ振興課]

地域に根付いた生涯スポーツの振興を図るため, 総合型地域スポーツクラブに対して, その活動に要する費用の一部を補助しており, 今後も継続していきます。

【対象団体】 平成20年度：3団体 → 平成26年度：5団体

■ 学校開放事業 [スポーツ振興課] (再掲, 61頁)

■ スポーツ・レクリエーション指導者育成事業 [スポーツ振興課] (再掲, 92頁)

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報は、子どもに悪影響を及ぼすものであることから、そのような内容の雑誌等を販売している一般書店やコンビニエンスストアなどの関係業界に対して、自主的措置を講じるよう働きかけるとともに、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめなどについての対策を講じる必要があります。

(1) 関係業界への自主的措置の促進

【現状と課題】

青少年を取り巻く環境浄化活動として、有害図書等の取扱いや陳列方法等について、書店やレンタルビデオ店への立入調査の実施をはじめ、図書自動販売機の設置状況、有害刃物の取扱状況、インターネットカフェ等での有害情報の閲覧を防止するフィルタリングソフトの活用状況および深夜入場状況、カラオケボックス店への深夜入場状況等について立入実態調査を行い、店主等へ指導や協力要請を行っています。

情報の氾濫や出会い系サイトなどにより、青少年が性犯罪などに巻き込まれる事件が増加してきていることから、社会環境浄化活動を強化する必要があります。

【施策の方向】

青少年を取り巻く社会環境を整備するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、健全育成を図るため、立ち入り実態調査の対象を増やすなど、活動の強化に努めていきます。

《個別事業》

- 有害図書等販売状況一斉立入調査 [生涯学習課] (再掲, 65頁)

(2) 情報モラル教育の推進

【現状と課題】

情報社会で適正な活動を行うために必要な情報モラルの普及をめざし、小・中学校において児童・生徒の利用実態に応じた指導を行うとともに、保護者等への周知・啓発を行っています。

携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上のいじめや有害情報から子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等に努めることが必要です。

また、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に触れないよう、学校、家庭および地域における情報モラル教育を推進することが必要です。

【施策の方向】

情報モラルを身に付けるための指導の充実を図るとともに、保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行います。

■ 情報モラル教育の推進 [教育指導課]

情報活用場面における自他の権利や責任、ネットワーク上のルールやマナーなど、情報社会で適正な活動を行うために必要な情報モラルを児童・生徒に身に付けさせ、各学校の指導の充実を図るとともに、保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行います。

第4 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

子育てをしている若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組みが必要です。

また、持家、借家を含め、広くゆとりある住宅の確保のための情報提供等を推進することも求められています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、中学校生徒保護者、成年者の「子育てに適した地区」の回答は、次のとおりとなっています。

【子育てに適した地区】

区 分	中学生生徒保護者		成 年 者	
	人数	比率	人数	比率
歴史的景観地区などの西部地区	72	11.9%	35	11.5%
駅周辺などの中心市街地区	6	1.0%	3	1.8%
五稜郭公園付近などの中央部地区	181	29.9%	93	30.6%
産業道路周辺の市街地	110	18.2%	47	15.5%
上記以外の市内の地域	66	10.9%	38	12.5%
函館市以外	79	13.0%	56	18.4%
無回答	92	15.2%	32	10.5%
全体	606	100.00%	304	100.00%

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「子育てに適した地区」として、「中学生生徒保護者」、「成年者」それぞれの29.9%、30.6%が「五稜郭公園付近などの中央地区」としており、「産業道路周辺の市街地」が、同じく18.2%、15.5%となっております。

また、「歴史的景観地区などの西部地区」については、それぞれ11.9%、11.5%と低いことから、居住人口の増加や賑わいの創出など、新たな魅力づくりに取り組んでいく必要があります。

(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援

【現状と課題】

旧市街地では、高地価などが要因となって、負担能力に見合った家賃や価格の住宅の確保が難しい状況となっていることから、若年層や中堅ファミリー層を中心とした世帯の郊外、市外への流出を招いてきましたが、特に、西部地区は、住宅の建て詰まりや狭小の敷地、未接道の敷地など住環境水準の低下が見られ、地域人口の減少、高齢化の進行、商店街の衰退など、地域社会の衰退や空洞化が進行しています。

このため、西部地区の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して、家賃の一部補助を実施しているほか、西部地区の空家・空地の流通促進を図るため、住民への情報提供や住宅相談などに取り組んでいます。

このような状況にある西部地区のほか、市内全域において、ファミリー向けの賃貸住宅の供給が求められています。

【施策の方向】

西部地区の定住人口の確保と活性化を促進し、若年世帯の地区外流出を抑止し、新たな居住を支援することにより、西部地区居住者の年齢構成バランスの適正化を促進するため、今後も関連事業の充実を図ります。

《個別事業》

■ 西部地区空家・空地相談室 [街づくり推進課]

西部地区の空家・空地の流通促進を図るため、所有者の意向を確認し、インターネットや相談窓口で情報提供を行うとともに、西部地区の住民に、建物の改修方法など住み続けるためのアドバイス等を行うほか、空家・空地の活用を円滑に進めるため、専門的な助言を行う実地アドバイザーを派遣しています。

さらに、函館市居住サポートガイドブック「西部地区の住まい方」を作成し、広く市民に周知しており、引き続き、相談業務等の充実に努めていきます。

■ 西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援事業 [住宅課]

西部地区内における若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、地区内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に、家賃の一部を補助しており、今後も継続していきます。

【補助件数】 平成20年度：新規43件

2 良好な居住環境の確保

子育て家庭が安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化など、子育て家庭の居住環境に対するニーズへの対応を図ることにより、子育てを支援することが必要です。

(1) 良好な居住環境の確保

【現状と課題】

平成19年度に改訂した函館市公営住宅等ストック総合活用計画（ストック総合活用計画：平成15年度策定）に基づき、建替、新規供給、既存団地について個別に活用計画を定め、市営住宅の適切な供給とともに、人口が減少傾向にあり、市街地の空洞化が進行している西部地区と中央部地区における良質な賃貸住宅の供給促進と定住人口の確保を図っていますが、さらに、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い市内中心部等での居住を希望する子育て家庭のニーズに対応することが求められています。

【施策の方向】

借上げ市営住宅などの活用を図りながら、西部地区など、利便性の高い市内中心部等における居住を希望する子育て家庭のニーズに対応していきます。

《個別事業》

■ 借上市営住宅制度 [住宅課]

西部地区において、市が事業者に建設費の補助を行い、建設した住宅を借り上げ、良質な賃貸住宅の供給を図っています。

【供給数】 平成21年度現在：12棟333戸

(2) 住宅に係る情報提供、相談事業の充実

【現状と課題】

財団法人函館市住宅都市施設公社において住宅相談事業を行い、適切な指導・助言を行っていますが、今後においては、子育て家庭を含め、市民に対して、住宅や住宅地に係わる相談や既存住宅のバリアフリー化などの改築、さらには、室内空気環境の安全性を確保する観点からのシックハウス対策など、住宅に係わる相談事業の充実が求められています。

【施策の方向】

住宅相談事業の一層の周知を図り、事業の充実に努めていきます。

《個別事業》

■ 住宅相談事業 [函館市住宅都市施設公社]

住宅相談窓口を設け、適切な指導・助言を行っており、今後も充実に図りながら、継続していきます。

【相談件数】 平成20年度：1,047件

3 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安全に安心して通行することができる道路交通環境を整備することが必要です。

(1) 安全な道路交通環境の整備推進

【現状と課題】

幼稚園、保育所、小学校の周辺にスクールゾーンを設けたり、児童館などのある地域には幼児ゾーンを設定し、警戒標識の設置を行うなど、交通事故防止対策に取り組んでいます。

また、子育てサロン等において実施した聞き取りによるアンケート調査では、ベビーカーで安心して歩行できる、道路のバリアフリー化についての要望もあることから、すべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

【施策の方向】

安全な道路交通環境の整備のために、道路等のバリアフリー化を推進するほか、スクールゾーンや幼児ゾーンの設定を、引き続き行っていきます。

《個別事業》

■ スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置 [交通安全課]

幼児、児童の交通事故防止を目的に、幼稚園、保育所、小学校の半径500メートルをスクールゾーンとして、また、児童館および児童・幼児公園の半径100メートルを幼児ゾーンとして設定して、警戒標識を設置し、運転者の注意を喚起しており、引き続き、必要な地域の把握に努めるとともに、計画的な設置を推進していきます。

【設置数】 平成20年度：スクールゾーン3本

→ 平成26年度：スクールゾーン4本、幼児ゾーン4本

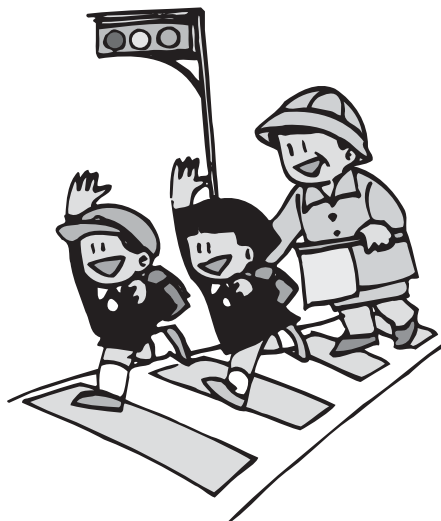
【スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置状況】

区 分	スクールゾーン				幼児ゾーン			合 計
	小学校	幼稚園	保育所	小 計	公 園	児童館等	小 計	
施設数	50	26	47	123	143	26	169	292
うち設置済み	44	20	19	83	71	19	90	173
箇所数	253	30	27	310	102	33	135	445

(資料：市民部交通安全課 平成21年4月現在)

■ 道路のバリアフリー化整備 [道路建設課]

歩行系幹線道路における歩道の縦断こう配と横断こう配の改善，線状誘導ブロックを含めた点字ブロックの設置や縁石の段差の解消を進めていきます。



4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、町会、関係民間団体などの相互の連携体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

(1) 交通安全教育の推進

【現状と課題】

交通指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに、交通遊具、ゴーカート、自転車等を配備し、楽しみながら交通ルールを学ぶための交通公園を設置しているほか、交通指導員の研修を実施し、指導力の向上に努めています。

また、市内の交通事故は、発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの、交通事故撲滅に向けて、引き続き、交通安全防止対策を推進していく必要があります。

【施策の方向】

交通安全教育指針に基づき段階的、体系的な交通安全教育に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化していきます。

《個別事業》

■ 交通安全教室の開催 [交通安全課]

交通指導員による交通安全教室を計画的に実施しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成20年度：676回 → 平成26年度：680回

■ 梁川交通公園の設置運営 [交通安全課]

交通遊具をはじめとして、ゴーカート、自転車等を配備し、市内の幼児・小学校児童等が、楽しみながら交通ルールを学んでおり、今後も継続していきます。

■ 交通指導員の研修 [交通安全課]

交通安全教育を推進するため、関係団体主催の研修会に参加するなど、交通指導員の指導力の向上に努めていきます。

(2) チャイルドシート利用環境の整備推進

【現状と課題】

交通安全パネル展を開催し、交通安全教材や交通事故統計資料、広報・啓発資料などを展示し、交通安全の意識の向上に努めていますが、チャイルドシートの誤用や未装着による子どものけがなどを防止し、チャイルドシートの適切な使用の徹底を図るため、適切な使用方法やその使用効果について、普及・啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向】

チャイルドシートの再利用活動など、チャイルドシートの利用しやすい環境づくりを促進します。

《個別事業》

■ 交通安全パネル展の開催 [交通安全課]

交通安全に関するパネルや展示物等により、交通安全意識の一層の向上を図っていきます。

【開催回数】 平成20年度：1回 → 平成26年度：1回

(3) 自転車の安全利用の推進

【現状と課題】

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、少子化対策や子育て支援の観点から幼児2人同乗用自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討することが必要です。

【施策の方向】

幼児2人同乗用自転車の利便性、安全性などの周知を含め、その普及に向けた取組みについて検討します。

《個別事業》

■ 幼児2人同乗用自転車普及促進事業 [交通安全課・次世代育成課]

幼児2人同乗用自転車に関する情報提供や自転車の貸出制度、助成制度の導入等について検討します。

5 安心して外出できる環境の整備

妊婦や子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安心して外出できるような環境整備はもとより、公共的施設のバリアフリー化、子育て家庭にやさしいトイレ等の整備などの状況についての情報提供等が求められています。

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

「福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの市民が利用する公共的施設について整備基準を定め、妊婦をはじめとするすべての人が無理なく利用できるようにするほか、民間の公共的施設に対しては「福祉のまちづくり施設整備費補助制度」により整備費の一部を市が補助するなど、公共的施設のバリアフリー化の推進に取り組んでいますが、利用の促進を図るため制度のさらなる周知が必要となっています。

また、子育てサロン等において実施した聞き取りによるアンケート調査では、すべての人が安心して外出できる道路環境の整備のほか、公共的施設において、子育て家庭が利用しやすい設備の設置やサービスの提供などのソフト面でのバリアフリー化、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。

【施策の方向】

福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設のハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進に取り組んでいきます。

《個別事業》

■ 福祉のまちづくりの推進 [福祉推進課]

病院、百貨店、ホテル、飲食店など多数の人が利用する公共的施設について、バリアフリー化に係わる整備基準の周知のほか、人を思いやる心などの意識の醸成を図るため、「心のバリアフリー」化に向けた取組みとしてパネル展の開催、出前講座、広報誌などによる啓発活動を推進していきます。

【パネル展開催回数】 平成20年度：1回 → 平成26年度：1回

■ 福祉のまちづくり施設整備費補助金 [福祉推進課]

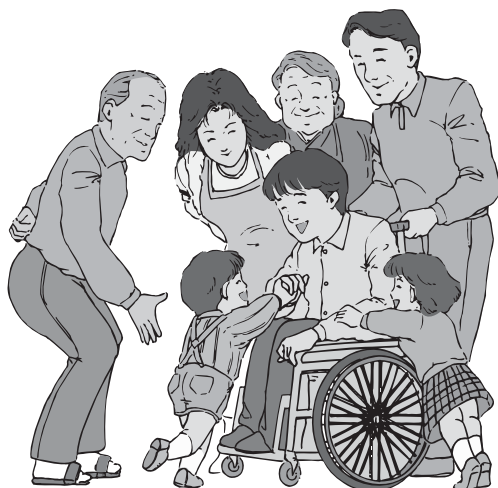
既存の公共的施設について、整備基準に沿ったバリアフリー化整備を行う際に整備費用の一部を市が補助しており、より多くの人に利用してもらうため、今後も一層のPRに努めていきます。

■ 赤ちゃん休憩所設置事業 [次世代育成課] (再掲, 34頁)

■ 道路のバリアフリー化整備 [道路建設課] (再掲, 106頁)

■ 公園のバリアフリー化整備 [緑化推進課]

高齢者，障がい者を含むすべての人々が，安全に緑の空間を享受できるよう，公園の出入り口や園路の勾配・段差について，公園の特性などを考慮し，その解消に努めていきます。



(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実

【現状と課題】

妊婦や子ども連れの保護者等が安心して外出できるようにするため、ハード面での整備のほか、公共的施設における子育て家庭等が利用しやすい設備やサービスの状況など、子育てバリアフリー情報の提供を推進することが求められており、現状把握に基づき、適切な情報提供を図るため、マップの作成等の検討が必要です。

【施策の方向】

子育てバリアフリー化の実態把握に努め、子育てバリアフリー情報の適切な提供に努めていきます。

《個別事業》

- 「すくすく手帳」の発行 [次世代育成課] (再掲, 54頁)

6 安全・安心まちづくりの推進

全国的に子どもたちが犯罪等に巻き込まれる事件が起きており、市内においても児童・生徒が見知らぬ人から声をかけられるなどの事例もあることから、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、特に、道路や公園等においては、犯罪等の防止に配慮した整備が必要です。

また、住民の自主防犯活動を促進し、子どもを犯罪等の被害から守るため、町会や警察、学校など、地域を取り巻く関係機関による情報交換をはじめ、連携体制の整備が必要です。

(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進

【現状と課題】

夜間の交通安全、犯罪防止などの観点から、市道上で既存電柱を利用して街路灯の設置を行っているほか、町会等が設置する街路灯については、その設置費用や電灯料の一部を市が補助していますが、設備の老朽化等により維持管理費は増加傾向にあります。

【施策の方向】

通学路等における交通安全や犯罪防止のため、今後も街路灯の整備を進めるとともに、町会等への設置補助や電灯料補助を継続していきます。

《個別事業》

■ 街路灯設置費補助事業 [市民課]

町会等が街路灯の新設、取替えをする際、費用の一部を市が補助しており、今後も継続していきます。

【新設・取替数】 平成20年度：1,018灯 → 平成26年度：1,000灯

■ 街路灯電灯料補助事業 [市民課]

町会等が設置する街路灯の電灯料の一部を市が補助しており、今後も継続していきます。

■ 街路灯の整備 [維持課]

交通量の多い市道交差点において、街路灯設置が交通事故減少に効果的と見られる箇所に既存電柱等を活用して街路灯を設置しており、今後も継続していきます。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

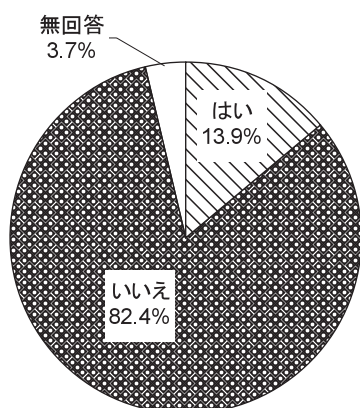
地域における各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会および函館西防犯協会に対して補助金を交付し、犯罪のない明るい社会づくりに向けた活動を支援しています。

また、子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所を確保し、逃げ込む場所を明らかにする少年・少女セーブサポート運動に取り組んでいます。

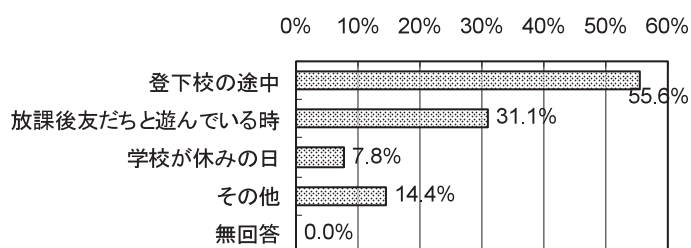
「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、小学校児童・中学生徒の「見知らぬ人に声をかけられたなどの経験」、「そのときの状況」、「そのときの行動」は、次のとおりとなっております。

【見知らぬ人に声をかけられたなどの経験】

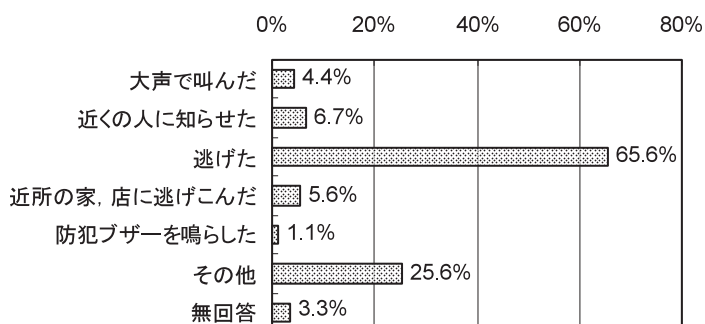
《小学校児童》



【その時の状況(複数回答)】



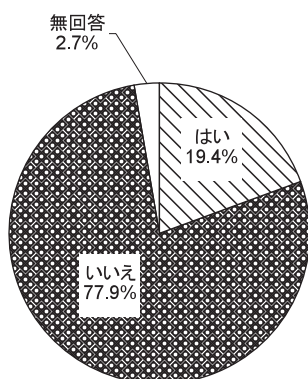
【その時の行動(複数回答)】



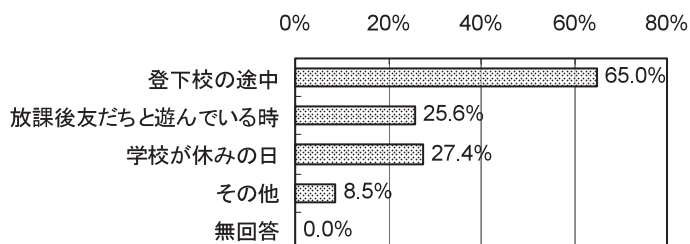
(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

【見知らぬ人に声をかけられたなどの経験】

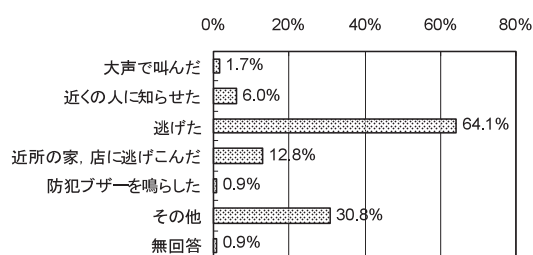
《 中学校生徒 》



【その時の状況（複数回答）】



【その時の行動（複数回答）】



（資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、「見知らぬ人に声をかけられたなどの経験」では、小学生児童は13.9%、中学生生徒は19.4%に及んでおり、子どもを犯罪等から守るため、地域住民による見回りなどの自主的な防犯活動を促進することが必要になっています。

【施策の方向】

防犯協会との連携を強化するとともに、少年・少女セーブサポート運動の取組みを拡大していきます。

《 個別事業 》

■ 防犯協会補助事業 [市民課]

各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会、函館西防犯協会に補助金を交付しており、引き続き、連携を強化していきます。

■ 少年・少女セーブサポート運動 [教育指導課]

子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として、通学路などに面した商店や公共施設のほか、一般家庭に依頼してステッカーを貼り、逃げ込むことができる場所を周知するとともに、地域住民の子どもの安全確保に対する意識高揚を図っていきます。



第5 仕事と生活の調和の実現

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

仕事と生活の調和の実現については、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ、国民が積極的に取り組むことや国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があります。

市としては、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携し、創意工夫するなかで、地域の実情に応じた取組みを進めることが必要です。

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

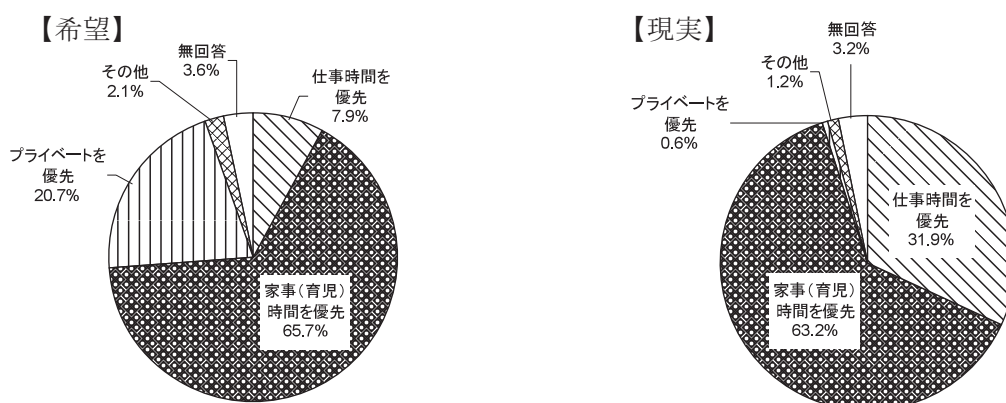
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに取り組むものであることから、男女が協力して子育てできるように、依然として社会に残っている職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を是正していく必要があります。

このようななか、市では、男女がお互いの人権を尊重し、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる領域で、その個性と能力を十分に発揮できる社会をめざすため、函館市男女共同参画推進条例を制定し、「男女共同参画推進事業」や「はこだて男女共同参画フォーラム」、「女性センター各種講座」などを実施しています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、就学前児童・小学校児童・中学校生徒の保護者の「仕事時間」、「家事(育児)時間」、「プライベート」の優先度の希望と現実の回答は、次のとおりとなっています。

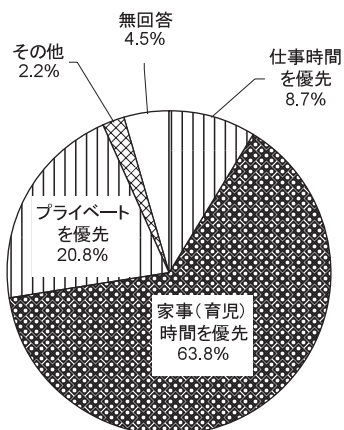
【「仕事時間」「家事(育児)時間」「プライベート」の優先度の希望と現実】

《就学前児童保護者》

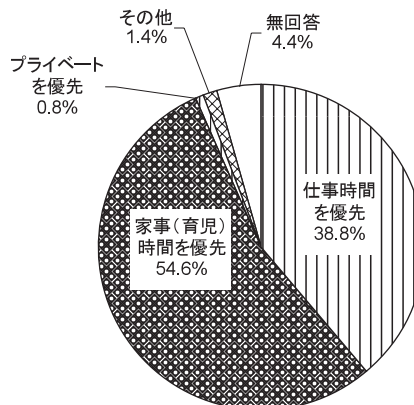


《小学生児童保護者》

【希望】

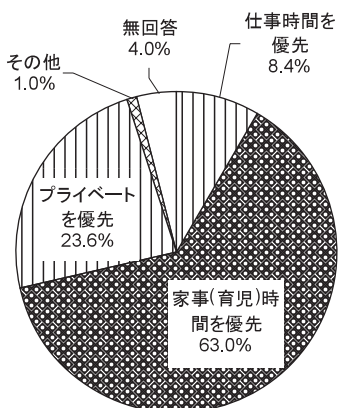


【現実】

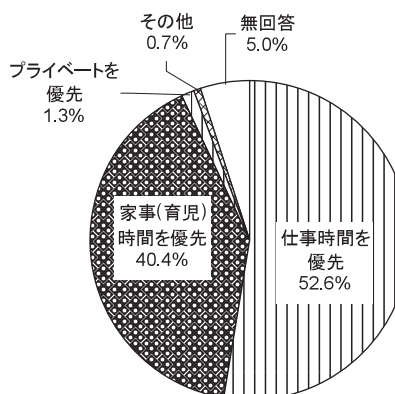


《中学生生徒保護者》

【希望】



【現実】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、就学前児童・小学校児童・中学校生徒の保護者いずれも、希望は、「家事(育児)時間を優先」や「プライベートを優先」の回答が大部分を占めていますが、現実としては、子どもの年齢が上がるにつれ、「仕事時間を優先」の回答が多く、大きなギャップを生じていることが分かります。

厳しい現状にはありますが、希望の実現のためには、さらなる取組みの充実が必要です。

【施策の方向】

「仕事と生活の調和が実現した社会」とは、具体的に「就労による経済的自立が可能な社会」や「多様な働き方・生き方が選択できる社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」をめざすものであり、これらの実現が、やがては、子どもを生ま育てやすい環境づくりにもつながっていきます。

このため、市では、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方等に関する意識改革を図るため、各種制度等の広報・啓発をはじめ、地域の実情に応じた取組みを進めていきます。

《個別事業》

■ 女性センター各種講座 [男女共同参画課]

女性センターにおいて、男女共同参画に係わる各種講座を開催しており、引き続きPRに努めるとともに、関心の高い講座内容を検討していきます。

【講座内容】 男女共同参画講座（年1回）、DV防止講座（年1回）

■ 男女共同参画推進事業 [男女共同参画課]（再掲，84頁）

■ はこだて男女共同参画フォーラム [男女共同参画課]（再掲，84頁）

■ 「仕事と子育て」両立推進フォーラム [次世代育成課]

「仕事と生活の調和の実現」は、子どもを生ま育てやすい環境づくりにつながることから、その実現に向けて、市民や企業をはじめ、地域社会全体で取り組むための意識啓発を図るとともに、行動喚起を促すことを目的とした講演会等を行う事業で、今後、事業化を検討します。

■ お父さんのための子育て講座 [次世代育成課]（再掲，34頁）

■ ちびっこあそびの広場 [子育て支援課]（再掲，51頁）

■ 子育て女性等の就職支援 [労働課]

ハローワーク函館マザーズコーナーについて、市広報誌、ホームページにより周知を図るとともに、子育て女性等の就職支援協議会において、関係機関との情報・意見交換を行うなど、就職支援の取組みを進めます。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

男女共同参画社会や働き方の見直しが進み、共働き家庭が増加しているなか、仕事と子育ての両立支援の充実が求められています。

市としては、国、道、企業等との連携を図りながら、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実に努めるとともに、企業においても、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態の導入や処遇の改善等に積極的に取り組むなど、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備を進める必要があります。

(1) 多様な働き方に対応した子育て支援

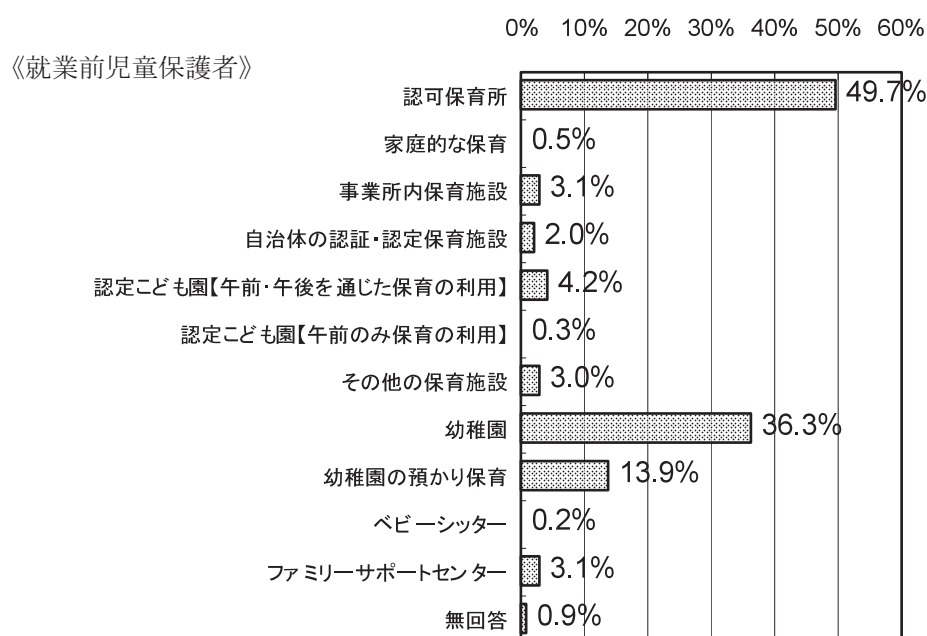
【現状と課題】

市では、仕事と子育ての両立支援のために、各種保育サービスの提供をはじめ、放課後児童健全育成事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業に取り組んでいます。

また、市の広報誌やホームページを活用し、企業を対象とした関係制度等の周知・啓発を行っています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「利用している子育て支援サービス」は、次のとおりとなっています。

【利用している子育て支援サービス】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「認可保育所」が49.7%、「幼稚園」が36.3%と利用が高く、効果的な活用が図られていることが分かりますが、一方、「ファミリー・サポート・センター」については3.1%と、利用度が低い状況にあることが分かります。

今後においては、多様化するニーズに的確に対応するため、各種保育サービス等の充実と併せて効果的なPRに努めるなど、工夫した取組みが必要です。

【施策の方向】

国、道、企業等との連携を図るなかで、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実や効果的な展開に努めるなど、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備を進めていきます。

《個別事業》

- ファミリー・サポート・センター事業 [子育て支援課] (再掲, 33頁)
- 各種保育サービス [子育て支援課] (再掲, 45～47頁)
- 「仕事と子育て」両立推進フォーラム [次世代育成課] (再掲, 119頁)
- 仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発 [労働課]
国が実施するワークライフバランス推進のための各種セミナーや事業所内保育施設整備にかかる助成金制度、道が実施する両立支援促進のための各種施策などを市広報誌、ホームページにおいて周知・啓発を図ります。
- 放課後児童健全育成事業 [生涯学習課] (再掲, 38頁)

(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進

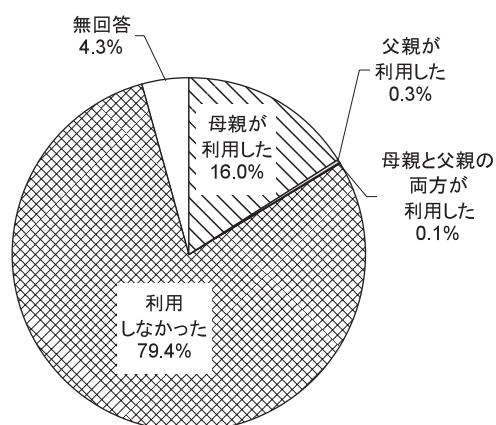
【現状と課題】

女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により，女性が出産や育児の理由で離職をせずに，職場に復帰し，仕事を続けていくことができるよう，育児休業などの制度について，市の広報誌やホームページ，ガイドブック等による周知・啓発に努め，その利用促進を図っています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において，就学前児童保護者の「育児休業制度の利用」は，次のとおりとなっています。

【育児休業制度の利用】

《就学前児童保護者》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると，育児休業制度を「利用しなかった」が79.4%を占めているほか，「父親が利用した」と「母親と父親の両方が利用した」については，それぞれ0.3%と0.1%になっているなど，全体として制度の利用が進んでいないことが分かりますが，特に，男性の制度利用が難しい状況にあることが分かります。

今後においては，男女共同参画推進の観点からも，「育児休業制度等の利用促進」を図るなど，さらなる取組みの充実が必要です。

【施策の方向】

男女共同参画推進の観点からも，固定的な性別役割分担意識等を是正し，男女が協力して子育てできるように，国，道，企業等との連携のもと，育児休業制度等の普及・啓発に努めるなど，地域の実情に応じた取組みを進めていきます。

《個別事業》

■ 育児休業制度等の利用促進 [労働課]

育児休業制度等に係る助成金について，市広報誌やホームページ，「雇用促進支援ガイド」により周知を行い，利用促進を図るとともに，当該制度を「労働者のためのハンドブック」にも掲載し，労使両面に対して，その周知に努めます。



第6 特別な援助を要する家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な事態が生じることはあってはならないとの認識のもと、福祉関係者と、医療、保健、教育、警察等関係機関が連携し、相互に情報を共有するなど、地域全体で子どもを守る支援体制を構築することが必要です。

児童福祉法に規定し、被虐待児などの要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行う要保護児童対策地域協議会は、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、その後の支援に至るまでのすべての段階で有効であり、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組みが期待されています。

(1) 関係機関との連携等

【現状と課題】

市内の児童虐待の状況について、函館児童相談所において虐待の疑いがあるとして通告のあったケース、調査の結果、児童虐待と診断されたケース、それぞれの件数は平成20年度で通告件数153件、受理件数94件と、「児童虐待の防止等に関する法律」施行直後の、平成13年度の同74件、同42件と比較して倍増しており、憂慮すべき状況が続いております。

このようななか、平成18年8月に、これまでの函館市児童虐待防止ネットワーク会議を発展的に解消し、児童福祉法に規定する「函館市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待に係る相談・受理・援助体制の強化に努めており、構成団体の代表者会議のほか、実務者による事例検討会、研修会等を行うとともに、必要に応じて個別ケースの検討会議を開催するなど、適切な対応を図っております。

しかしながら、児童虐待については、家庭という密室で発生することから、同協議会を構成する市や教育委員会、児童相談所等の関係機関が密接に連携し、個々の事例の解決につながるよう、より実効性のある取組みが求められています。

【施策の方向】

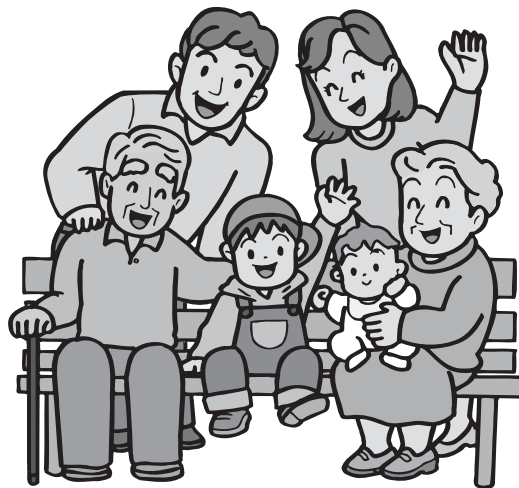
要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関の連携を強化します。

また、具体的虐待事例に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該協議会個別ケース検討会議における効果的な情報交換等により、各機関の役割や支援方針の確認・調整を行うなど、児童の安全確保を最優先としながら、家庭の状況等に応じて、適切な対応に努めていきます。

《個別事業》

■ 函館市要保護児童対策地域協議会 [次世代育成課]

市や教育委員会，児童相談所のほか，警察，保育所，幼稚園，小・中学校，主任児童委員，児童委員，医療機関など，子どもを取りまく関係機関により構成されており，代表者会議や実務者会議のほか，個別ケース検討会議を開催し，被虐待児などの要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行っています。



(2) 発生予防, 早期発見・早期対応等

【現状と課題】

子育て家庭の孤立化はもとより, 育児に手がかかるとことや家庭基盤の問題が児童虐待の要因となる場合があることから, これまで, 「乳幼児健康診査」等の健診時や保健指導を通じて, 子育てに関してリスクを持つ家庭の把握や相談・支援等を行ってきたほか, 平成19年度から「育児支援家庭訪問事業」, 平成20年度からは, 「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」を実施し, 支援等の充実を図っています。

また, 本市では, 平成19年度の子ども未来室の設置以来, 児童虐待を含め, 子どもに関するあらゆる相談窓口として「子どもなんでも相談110番」を開設しているほか, 児童虐待対応マニュアルを作成し, 子どもたちを取り巻く関係団体等に配布するなど, その発生予防, 早期発見・早期対応等に努めていますが, 近年, 相談や支援が必要なケースは増加傾向にあり, さらなる体制の強化が必要です。

【施策の方向】

「育児支援家庭訪問事業」と「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の連携を深めるとともに, 妊娠11週以内の妊娠届出に関する周知・啓発や「乳幼児健康診査」の受診率の向上等を図ります。

また, 主任児童委員, 児童委員の活動を促進するなど, 地域における子育て支援の充実を図るとともに, 子育て家庭の見守り体制を強化するなかで, 児童虐待の発生予防等に努めます。

《個別事業》

- 主任児童委員, 児童委員の活動の促進 [社会課] (再掲, 56頁)

- 児童虐待防止意識啓発事業 [次世代育成課]

児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カード等を作成・配布し, 児童虐待防止に関する意識啓発を図る事業で, 今後も継続していきます。

- 育児支援家庭訪問事業 [次世代育成課] (再掲, 32頁)

- 子どもなんでも相談110番 [次世代育成課] (再掲, 41頁)

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）〔健康増進課〕
（再掲，34頁）
- 妊婦健康診査 〔健康増進課〕（再掲，67頁）
- 妊産婦保健指導 〔健康増進課〕（再掲，67頁）
- 乳幼児健康診査 〔健康増進課〕（再掲，68頁）
- 乳幼児保健指導 〔健康増進課〕（再掲，68頁）
- 産後うつ・育児支援事業 〔健康増進課〕（再掲，70頁）

2 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防と早期発見・治療の推進を図るためには、妊婦や乳幼児に対する健診や学校における健康診断の機会が重要であり、障がい児の発達支援や身近な地域で安心して生活できるようにするための取組みが求められています。

このため、保健、医療、福祉、教育等各種施策の連携強化はもとより、発達障がいなど特別なニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが必要です。

また、発達障がいについては、社会的な理解を得るための適切な情報の周知や家族が適切な育児を行うことができるような支援が必要です。

さらに、保育所や放課後児童健全育成事業においては、各関係機関と連携し、障がい児の保育の推進を図ることが必要です。

本市では、「函館市障がい者基本計画」に基づき、障がいの種別や程度に応じた各種サービスの提供について、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

【現状と課題】

早期発見の機会となる乳幼児健診や学校での健康診断などを実施していますが、引き続き、健診などの充実を図るとともに、必要に応じて、経過観察健診（訓練含む）を行い、早期療育に結びつけることが必要です。

【施策の方向】

「乳幼児健康診査」の受診率の向上を図るとともに、関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。

《個別事業》

- 乳幼児健康診査 [健康増進課] (再掲, 68頁)
- 乳幼児健康診査 二次スクリーニング [健康増進課] (再掲, 68頁)
- 乳幼児保健指導 [健康増進課] (再掲, 68頁)

■ **子ども発達支援事業** [障害福祉課]

おしま地域療育センターにおいて、障がい児等やその家族への個別の支援計画の策定・療育支援, 家族への相談支援を行うとともに、センター職員または医師などによる指導, 支援など, 発達支援体制の整備を図っていきます。

■ **障がい児に関する知識・情報の提供** [障害福祉課, 健康増進課]

保健・医療・福祉・教育の各機関等が実施している啓発事業を通じて、障がい児を持つ保護者や療育関係者のみならず、一般市民にも障がいに関する情報等を提供していきます。

■ **障がい児訪問指導** [健康増進課]

障がい児の発達を支援するために、保健・医療・福祉・教育に関する情報を提供するとともに、保護者の育児不安の解消を図るために訪問指導の充実に取り組んでいきます。

■ **はこだて早期療育連絡会** [健康増進課]

障がいや障がいの疑いのある子どもに携わる保健・福祉・療育・教育関係機関が連携し、情報交換や課題協議を行うなかで、障がいの早期発見・早期療育を進めていきます。

■ **1歳6か月児健診事後教室(にこにこ教室)** [健康増進課]

1歳6か月児健診等において、言語発達や精神発達等で経過観察を要すると判断された子ども、または、育児不安や子どもとの関わり方に問題があると判断された保護者を対象に、小集団での遊び等を通じて、子どもの発達状況や保護者の関わり等を確認し、個別の育児相談や発達相談を実施します。

(2) 一貫した総合的な障がい児施策の推進

【現状と課題】

障がい児の発達支援を進めるうえで、早期発見・早期療育が重要なことから、集団生活に適応できるように基本動作を身に付けるための支援を行う児童デイサービス事業を市内3か所で実施するなど、支援体制の整備に努めていますが、適切な医療や医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組みを推進するとともに、障がい児デイサービス事業を通じて、家族への支援も行っていく必要があります。

【施策の方向】

障がい児の早期発見・早期療育に必要な支援体制を整えるとともに、児童デイサービス事業の充実を図ります。

《個別事業》

■ 児童デイサービス事業 [障害福祉課]

日常生活における基本的な動作を身に付け、集団生活への適応能力を養うため、障がいのある児童等に対する早期療育を実施する事業で、市内3か所で取り組んでおり、今後も事業の充実を図っていきます。

■ はこだて早期療育連絡会 [健康増進課] (再掲, 129頁)

(3) 教育的支援の推進

【現状と課題】

障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に発揮させる教育の推進のために、教員を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について研修会を実施しているほか、特別支援教育サポート委員会を設置し、各学校の教育的対応に関する助言を行ったり、特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への学習や生活上の支援を行っています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等への就学扶助についても行っています。

今後も支援を必要とする児童・生徒への社会全体の理解が深まるよう、特別支援教育のさらなる向上や意識啓発に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

函館市特別支援教育研究会との連携を深め、研修に取り組むとともに、特別支援教育就学扶助を継続していきます。

《個別事業》

■ ウィークエンド・サークル活動推進事業 [生涯学習課] (再掲, 61ページ)

■ 特別支援教育サポート委員会の設置 [学務課・教育指導課]

市立幼稚園、小・中学校を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について、巡回相談などを通じて、専門的な意見の提示や助言を行っており、今後も継続していきます。

■ 特別支援教育支援員配置事業 [学務課・教育指導課]

市立小・中学校に在籍する、発達障がい等の教育的支援が必要な児童・生徒に対して、学校における日常生活上の介助や、学習支援を行う特別支援教育支援員を配置しており、今後も継続していきます。

■ 特別支援教育に関する研修の充実 [教育指導課]

市立小・中学校の特別支援学級設置校を対象に、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に発揮させる教育の推進に関する研究協議や講演会を実施しており、今後も継続していきます。

■ 特別支援教育就学扶助 [保健給食課]

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等で、一定の要件を満たす場合に、特別支援学級への就学のために必要な給食費、通学費、修学旅行費などの経費を支給しており、今後も継続していきます。



(4) 保育所等における障がい児保育等の推進

【現状と課題】

保育所や幼稚園，放課後児童健全育成事業において，障がい児の保育等を行っています。保育等の体制の整備はもとより，統合保育の実施などにより，障がい児保育や，障がい児の発達支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

障がい児保育等については，統合保育における療育効果や障がいの種類や程度に応じた適切な発達支援が期待できるうえ，ノーマライゼーションの理念の普及・啓発においても重要な取組みであり，ニーズへの適切な対応が必要なことから，保育等に携わる職員の研修の充実を図るなど，積極的に推進していきます。

《個別事業》

■ 私立幼稚園における障がい児教育 [総務課]

私立幼稚園では，障がいへの理解を深めるとともに，療育を進めるため，心身に障がいのある幼児を受け入れており，現在，23園中，21園で対応可能となっています。全施設での実施をめざしていきます。

【施設数】 平成20年度：21園 → 平成26年度：23園

■ 保育所における障がい児保育 [子育て支援課] (再掲，46頁)

■ 放課後児童健全育成事業における障がい児保育 [生涯学習課]

保育所や幼稚園と同様に学童保育所においても障がい児保育を実施する必要があります。障がいのある児童を受け入れるための施設改修や備品購入を支援するなかで，実施施設を拡大していきます。

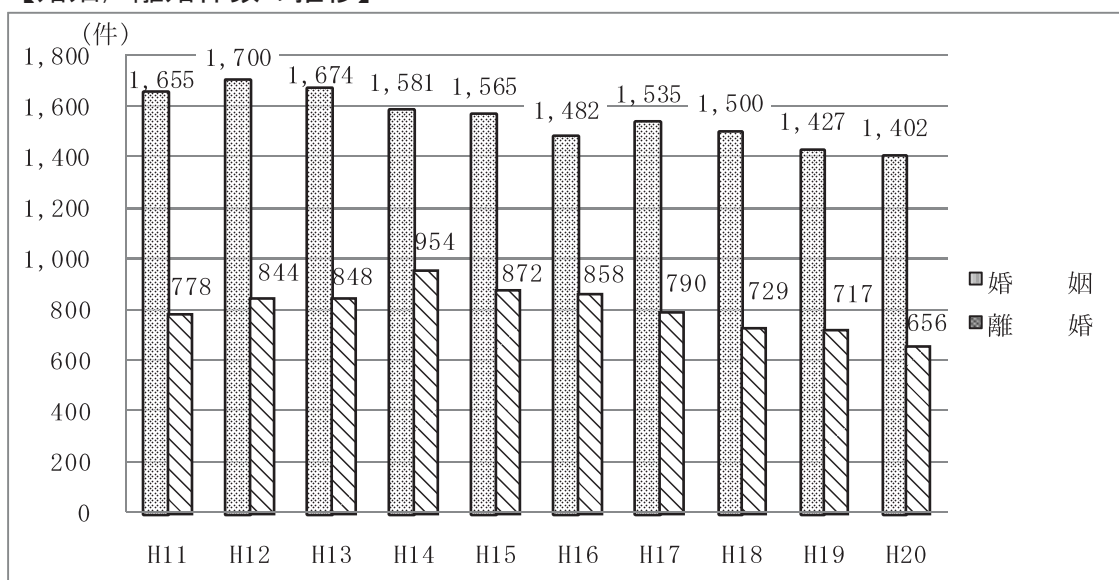
第7 母子家庭等の自立支援

1 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等については、子育てをしながらの就労などの理由により、経済的自立が難しい状況にあるなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、的確な情報提供はもとより、相談体制を整備し、総合的な対策を適切に実施していくことが求められています。

函館市の保健指標によると、婚姻、離婚件数の推移は次のとおりとなっています。

【婚姻、離婚件数の推移】



(函館市保健所：函館市の保健指標)

この結果を見ると、平成14年以降は、離婚件数は減少しているものの、その数は、毎年、婚姻数の半数近くに上っており、今後とも、母子家庭等への自立支援を図っていく必要があります。

(1) 子育て・生活支援の充実

【現状と課題】

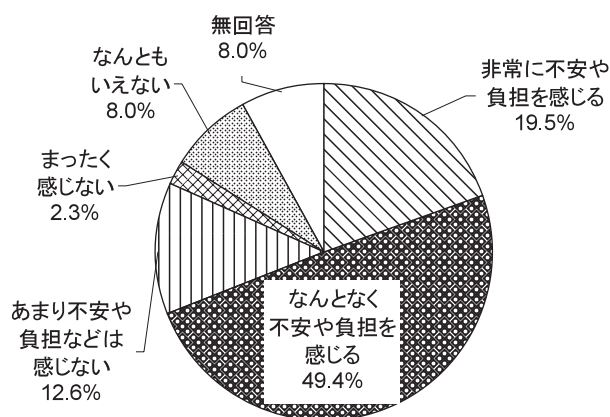
母子家庭等については、子育てや生活支援の充実が必要であるため、保育所への優先入所や市営住宅への優先入居、保護者の病気時や急な残業時などに対応した子育て支援短期利用事業、トワイライトステイ事業を実施しているほか、母子生活支援施設や小規模分園型母子生活支援施設を設置運営するなかで、母子の生活環境の改善を図り、その自立を支援しています。

また、母子福祉センターでは、母子家庭等を対象に、生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための趣味・教養教室を開催しています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、母子・父子・寡婦家庭の「子育てに関して不安感や負担感などはお感じですか」の回答は、次のとおりとなっています。

【子育てに関して不安感や負担感などはお感じですか】

《母子・父子・寡婦家庭》



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた回答者が全体の70%近くを占めていることが分かります。

母子家庭等については、母親等の収入状況が自立に影響するため、就業、求職活動、職業訓練等を行う際に、保育サービスなどについて、きめ細かな支援が必要です。

【施策の方向】

母子家庭等の保育に関するニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、母子生活支援施設、小規模分園型母子生活支援施設での生活支援や就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を促進していきます。

《個別事業》

■ 母子家庭等の保育所優先入所 [子育て支援課]

母子世帯や父子世帯を対象に、認可保育所の優先入所を行っています。

■ 母子生活支援施設 [子育て支援課]

住居を提供するだけでなく、生活支援、就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を支援していきます。

【施設数等】平成20年度：2か所, 20世帯 → 平成26年度：2か所, 20世帯

■ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設 [子育て支援課]

母子生活支援施設入所に係わる課題をほぼ解決している母子家庭について、民間住宅等を活用して、本体施設と連携を図りながら、生活指導や相談の支援を行い、その自立を重点的に支援していきます。

【施設数等】平成20年度：1か所, 6世帯 → 平成26年度：1か所, 6世帯

■ ひとり親家庭ふれあい交流事業 [子育て支援課]

ひとり親庭を対象に映画鑑賞会を実施しており、今後も継続していきます。

【開催回数】平成20年度：1回 → 平成26年度：1回

■ 母子福祉センターでの趣味・教養教室 [子育て支援課]

母子家庭や寡婦の方を対象として、趣味や教養、スポーツ・レクリエーションを通じて生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための各種教室等を開催しており、今後も継続していきます。

【教室内容】料理, 英会話, 歌謡教室

■ ひとり親家庭奉仕員派遣事業 [子育て支援課] (再掲, 32頁)

■ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業） [子育て支援課]

(再掲, 37頁)

■ トワイライトステイ事業 [子育て支援課] (再掲, 37頁)

■ 市営住宅への母子家庭等の優先入居 [住宅課]

高齢者, 障がい者, 母子世帯, 低所得者を対象に, 市営住宅の優先入居を行っています。



(2) 就業支援の充実

【現状と課題】

母子家庭については、母親の就業等の収入によって自立を促進することが重要ですが、厳しい雇用情勢のなかで、母子家庭の母親の就業環境は、大変厳しい状況にあります。

より良い就業に向けた能力の開発を支援するため、母子福祉センターでの技能習得事業や資格取得のための教育訓練講座の受講料の一部などを支給する「母子家庭自立支援給付金支給事業」に取り組んでいるほか、母親の状況に応じた就業のあっせんなどが求められていることから、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、一貫した就業支援サービスの提供に努めています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、「現在の悩みは何ですか」、「現在、仕事についていない理由は何ですか」、「今後仕事に就くことを予定していますか」、「仕事を探すときの難しさ」の回答は、次のとおりとなっています。

《母子・父子・寡婦家庭》

【現在の悩みは何ですか】

区分	人数	比率
住居	14	3.9%
仕事	71	19.7%
家計	115	31.9%
家事	4	1.1%
健康	37	10.3%
その他	17	4.7%
特にない	29	8.1%
無回答	73	20.3%
全体	360	100.0%

【現在仕事についていない理由は何ですか（複数回答）】

区 分	人数	比率
子どもの面倒をみるため	10	3.4%
病弱、身体的な理由	23	39.7%
親や病人の世話、看護のため	0	0.0%
仕事が見つからない	25	43.1%
家賃収入などがあり、働かなくても生活ができる	0	0.0%
親の援助で生活ができる	1	1.7%
その他	13	22.4%
無回答	4	6.9%
全体	58	

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

《母子・父子・寡婦家庭》

【今後仕事に就くことを予定していますか】

区 分	人数	比率
仕事を探している	32	55.2%
仕事を探していないが、そのうち仕事に就きたい	4	6.9%
できれば仕事をしたくない	1	1.7%
仕事に就くことは考えていない	3	5.2%
今のところわからない	12	20.7%
無回答	6	10.3%
全体	58	100.0%

【仕事を探すときの難しさは何ですか(複数回答)】

区 分	人数	比率
資格がない	136	40.6%
給料が安い	144	43.0%
子どもの面倒をみる人がいない	97	29.0%
病気がち	40	11.9%
勤務時間が合わない	153	45.7%
自分に合う仕事が見つからない	55	16.4%
その他	42	12.5%
特にない	18	5.4%
無回答	31	9.3%
全体	335	

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、「現在の悩みは何ですか」では、「家計」が31.9%、「仕事」が19.7%、「現在仕事についていない理由は何ですか」では、「仕事が見つからない」が43.1%となっており、就業のための資格等の取得支援や民間事業者への就業依頼などに取り組む必要があります。

【施策の方向】

各種事業の効果的な展開により、母子家庭の母親のスキルアップを図るとともに、民間事業者の理解と協力を得るなかで、母子家庭の母親の就業に係る各種制度の周知・啓発を行ないながら、就業支援の充実に努めていきます。

《個別事業》

■ 母子福祉センターでの技能習得事業 [子育て支援課]

母子家庭の母親を対象として、就職に有利な資格を得るための講座を開催しており、今後も継続していきます。

【教室内容】

平成20年度：エクセル(3教室)、ワープロ(1教室)、簿記(1教室)

→ 平成26年度：エクセル(3教室)、ワープロ(1教室)、簿記(2教室)

■ **母子家庭等就業・自立支援センター事業** [子育て支援課]

道と連携を図りながら、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する相談のほか、民間事業者に対する就業に係わる協力依頼など、総合的な支援について、きめ細かく取り組んでいきます。

■ **母子自立支援プログラム策定事業** [子育て支援課]

就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。

■ **母子家庭自立支援給付金支給事業** [子育て支援課]

資格取得のための指定された講座を受講する場合や、看護師、介護福祉士など、経済的自立に有効な資格を取得する場合などに給付金を支給しています。

今後も事業の周知・啓発に努めるとともに、母子家庭の自立を一層支援するため、歯科衛生士や栄養士など、対象資格の拡充について検討していきます。

■ **子育て女性等の就職支援** [労働課] (再掲, 119頁)

(3) 養育費確保の促進

【現状と課題】

母子家庭の自立はもとより、生活の安定化を図るうえで、養育費の確保は重要な問題であり、本市では、専任の相談員を配置し、相談機能の強化を図るとともに、養育費に関する情報提供の充実を図っています。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、「離婚した夫（妻）からの養育費などは、現在どうなっていますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【離婚した夫（妻）からの養育費などは、現在どうなっていますか】

《母子・父子・寡婦家庭》

区 分	人数	比率
現在も受けている（定期的に）	42	13.7%
現在も受けている（ただし不定期に）	12	3.9%
受けたことがあるが、現在は受けていない	52	16.9%
受けたことがない	196	63.8%
無回答	5	1.6%
全体	307	100.0%

（資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査）

この結果を見ると、離婚した相手からの養育費などについては、「受けたことがない」が63.8%に達している状況にあります。

母子家庭においては、幼い子どもを抱えながら、臨時やパートとして就業するケースが多く、経済的自立が難しいことから、生活費等のための養育費の確保に向けた情報提供に取り組む必要があります。

【施策の方向】

国が定めた「養育費の手引き」の活用などにより、相談機能の強化を図るとともに、養育費確保に向けた情報提供に努めていきます。

《個別事業》

■ 養育費確保にかかる周知・啓発事業 [子育て支援課]

母子及び寡婦福祉法では、非監護親は養育費を支払うよう努めるべきであると定められており、児童扶養手当の申請時などに、養育費の確保に関する周知・啓発を図っていきます。

(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

長引く経済不況や雇用情勢の悪化などにより、母子家庭等を取り巻く環境は厳しいものがあり、経済的支援策として、「遺児手当」や「ひとり親家庭医療費助成制度」のほか、「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金」などに取り組んでいますが、さらなる支援策が求められています。

【施策の方向】

母子家庭に対する経済的支援策を引き続き実施するほか、父子家庭に対する支援策についても検討していきます。

≪個別事業≫

■ ひとり親家庭等医療費助成制度 [医療助成課]

母子または父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子とひとり親家庭の母または父の医療費の一部を助成しており、今後も継続していきます。

■ 遺児手当 [子育て支援課]

父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に対して、手当を支給しており、今後も継続していきます。

■ 母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金 [子育て支援課]

母子家庭および寡婦家庭の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

【貸付件数】 平成20年度：165件

■ 母子家庭自立支援給付金支給事業 [子育て支援課] (再掲, 140頁)

(5) 情報提供および相談体制の充実

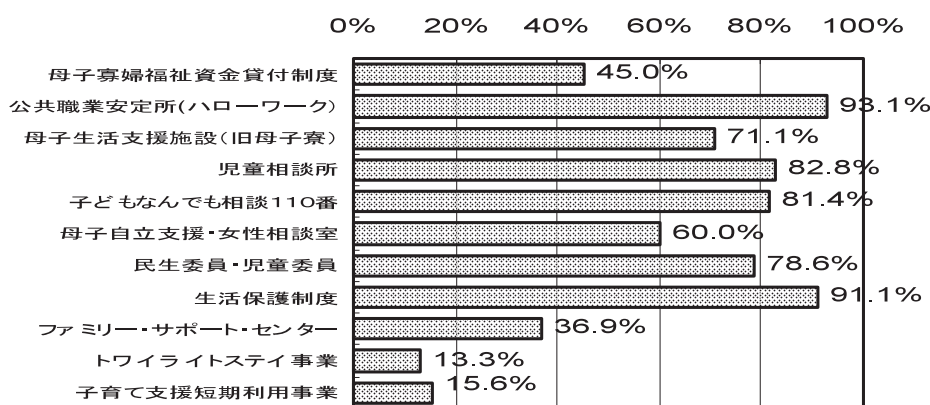
【現状と課題】

母子家庭の各種相談に応じるため、母子自立支援・女性相談室を設置し、専任の相談員を配置するとともに、母子家庭等の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成し、母子家庭等に配布しています。

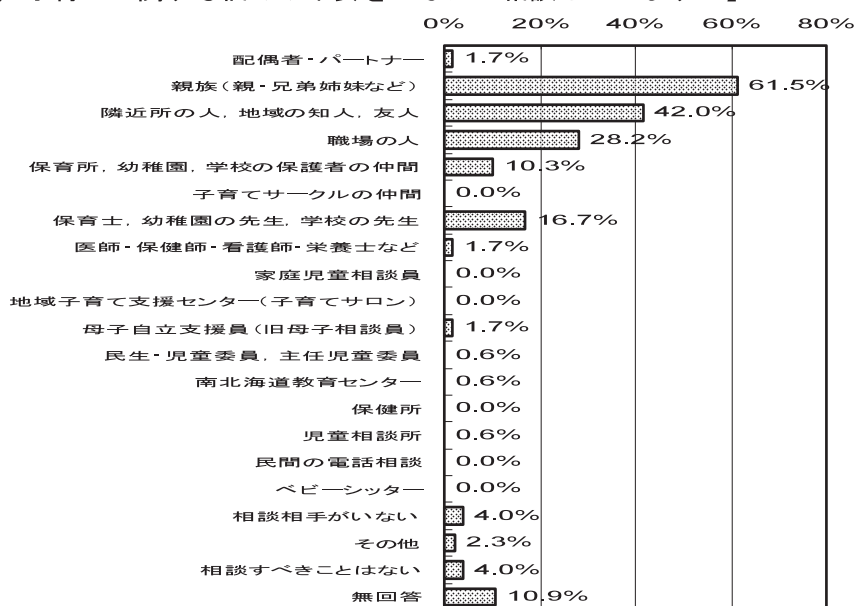
「次世代育成支援に関するニーズ調査」において母子・父子・寡婦家庭の「各種サービスの認知度等」、「子育てに関する悩みなどの相談相手」の回答は、次のとおりとなっております。

《母子・父子・寡婦家庭》

【各種サービスの認知度（複数回答）】



【身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、「各種サービスの認知度」については、公共職業安定所（93.1%）、生活保護制度（91.1%）、児童相談所（82.8%）、子どもなんでも相談110番（81.4%）などは比較的高いものの、ファミリー・サポート・センター（36.9%）、トワイライトステイ事業（13.3%）などは認知度が低くなっており、子育て支援サービス等について、効果的なPRが必要です。

【施策の方向】

効果的なPRの実施により、母子自立支援・女性相談室の利用促進を図っていきます。

《個別事業》

■ 母子自立支援・女性相談室 [子育て支援課]

専任の相談員を配置し、生活全般の問題について相談に応じ、その自立に必要な指導と生活資金の貸付を行っており、今後も継続していきます。

■ 「ひとり親家庭のしおり」の配布 [子育て支援課]

母子または父子家庭を対象とした相談や手当の制度、生活資金の貸付、仕事、子育て支援サービス等、生活に必要な情報を掲載した冊子を作成し、対象世帯に配布しており、今後も継続していきます。

第8 子育てに伴う経済的負担の軽減

1 子育て家庭への経済的支援の充実

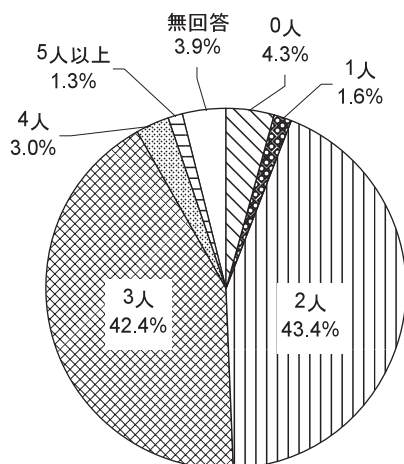
長引く経済不況や雇用情勢の悪化などにより、子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものがあり、経済的な不安が子育てに影響を及ぼすことがないように、各種手当てや助成制度をはじめとする経済的支援策の充実が必要です。

「次世代育成支援に関するニーズ調査」において、成年者の「理想的な子どもの数」、「現実に持ちたい子どもの数」および「理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由」は、次のとおりとなっています。

【あなたにとって、理想的な子どもの数、現実に持ちたい子どもの数は何人ですか】

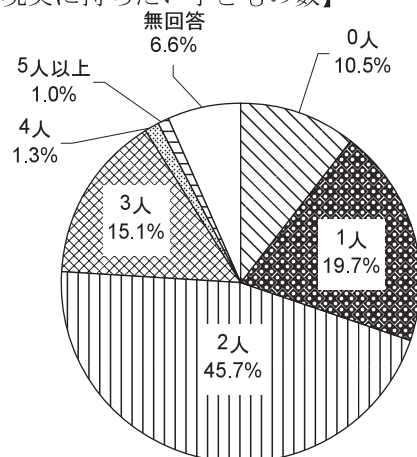
〈成年者〉

【理想的な子どもの数】



区分	人数	比率
0人	13	4.3%
1人	5	1.6%
2人	132	43.4%
3人	129	42.4%
4人	9	3.0%
5人以上	4	1.3%
無回答	12	3.9%
全体	304	100.0%

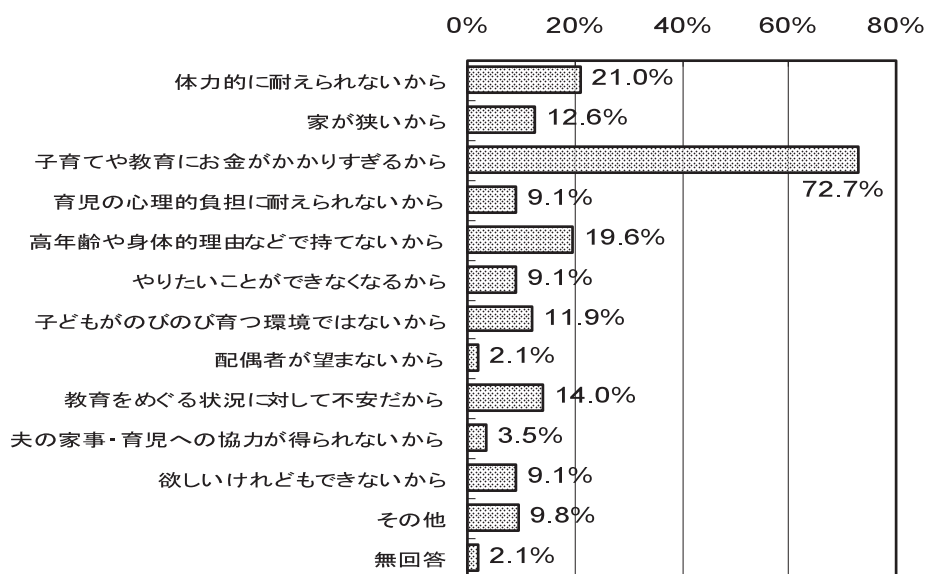
【現実に持ちたい子どもの数】



区分	人数	比率
0人	32	10.5%
1人	60	19.7%
2人	139	45.7%
3人	46	15.1%
4人	4	1.3%
5人以上	3	1.0%
無回答	20	6.6%
全体	304	100.0%

(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

【理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由】



(資料：平成20年度次世代育成支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、成年者の理想的な子どもの数は、「2人」が43.4%、「3人」が42.4%となっていますが、一方、現実に持ちたい子どもの数は、「2人」が45.7%、「3人」が15.1%で、理想と現実の「2人」はほとんど一致しているものの、理想と現実の「3人」は、ギャップが大きくなっています。

また、「理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由」については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が72.7%と最も多く、子育てに対する経済的負担が大きいことがうかがえ、経済的支援の充実が求められています。

(1) 各種手当の支給・充実

【現状と課題】

子育て家庭への経済的支援として、小学校修了前の子どもを養育している家庭で一定の所得要件を満たしている場合に児童手当を、父親がいない家庭等で子どもを養育している場合に児童扶養手当を支給していますが、対象範囲の拡大、手当の額や所得制限限度額の引上げが望まれています。

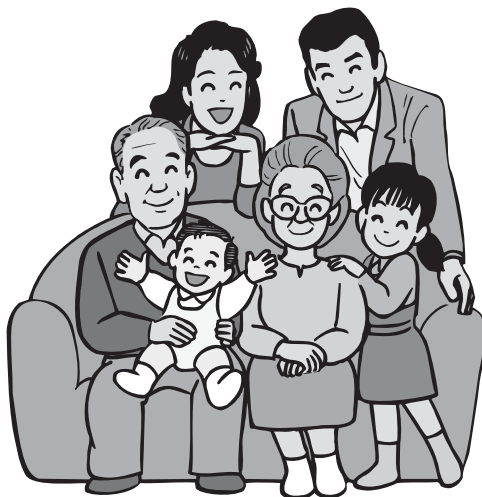
【施策の方向】

各制度の継続および充実を検討するなど、経済的支援に努めていきます。

《個別事業》

- 子ども手当 [子育て支援課]
- 児童手当 [子育て支援課]
- 児童扶養手当 [子育て支援課]

国の制度に基づき適切に支給していきます。



(2) 医療費等の助成，軽減の実施

【現状と課題】

子育て家庭の経済的負担の軽減はもとより，子どもの健全育成と健康保持の観点から子どもの医療費の一部助成を行っているほか，低所得世帯に配慮しながら，幼稚園児の入園料や保育料を減免する幼稚園就園奨励事業や，保育所保育料の負担軽減を実施していますが，さらに助成の拡大が求められています。

【施策の方向】

各制度の拡充を図るとともに，新たな支援策について検討していきます。

《個別事業》

■ 私立学校運営費補助金 [総務課] (再掲, 95頁)

■ 子ども医療費助成制度 [医療助成課]

小学校卒業までの乳幼児・児童の保険診療内の医療費を，一定の要件のもとに助成しています。

■ 保育所保育料の軽減 [子育て支援課]

低所得世帯に配慮しながら，保育料に係る階層区分を細分化等することにより，保育料の負担を軽減しています。

また，同一世帯で3人以上入所した場合は，3人目以降を無料としています。

■ 第3子以降の保育所保育料の無料化 [子育て支援課]

同一世帯に3人以上の児童（18歳未満）がいる世帯において，認可保育所に入所している第3子以降の保育料の無料化を検討しています。

■ 幼稚園就園奨励事業 [保健給食課]

経済的な事情により，就園が困難な幼児の保護者の経済的負担を軽減するため，幼稚園児の入園料，保育料を世帯の市民税額の状況に応じて減免しており，今後も継続していきます。

(3) 就学に係る費用の助成，軽減の実施

【現状と課題】

経済的な理由により，就学が困難と認められる児童・生徒の保護者（準要保護者）は増加傾向にあり，全児童・生徒数に占める準要保護者数の割合は，平成20年度で26.3%となっております。

このようななか，義務教育の円滑な実施を図るため，就学扶助を行っているほか，高等学校などへの進学のため，入学準備金や奨学金の貸付を行っていますが，長引く経済不況などにより，準要保護者数の増加が懸念されており，経済的支援の拡充が求められています。

【施策の方向】

教育費の負担は非常に大きいことから，各制度の継続に努めていきます。

《個別事業》

■ 就学扶助 [保健給食課]

経済的理由により，就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して，保護者の負担を軽減するため，給食費や学用品など，必要な援助を行っており，今後も継続していきます。

■ 入学準備金貸付事業 [保健給食課]

高等学校・大学などへ入学する生徒の保護者で入学金等の調達が困難な者を対象として入学準備金を貸し付けており，今後も継続していきます。

■ 奨学金貸付事業 [保健給食課]

高等学校・大学などに在学し，経済的理由により就学困難な学生・生徒を対象に奨学金を貸し付けており，今後も継続していきます。

VI 計画の推進

VI 計画の推進

第1 市民等との協働

本計画は、函館市基本構想に即しており、その推進にあたっては、他の計画などとの整合性や、関係部局をはじめ、関係する機関・団体と連携を図るとともに、市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、地域における市民活動団体などとの協力関係を構築するなかで、多様化する市民ニーズに適切に対応していきます。

第2 厳しい財政状況下における効果的な推進

次代の社会を担う子どもたちが健やかに成長し、生き生きと光り輝くことは、市民の願いであり、本計画の具現化が、「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」へとつながっていきます。

このため、市では、長引く景気低迷の影響により、極めて厳しい財政状況が続いていますが、市全体として、行財政対策における事務事業の見直しによる行政のスリム化やアウトソーシングの推進に取り組み、歳出の抑制などを進めるなかで、必要な財源を確保し、本計画の効果的な推進に努めていきます。

第3 積極的な情報公開の推進

本計画の推進にあたっては、常に進捗状況を把握して評価点検し、以後の各種施策への市民意見の反映などに努めていく必要があります。

このため、毎年、函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会を開催するほか、「市政はこだて」や各部局の情報誌、さらにはホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努めていきます。

VII 資料編

○ 函館市福祉計画策定推進委員会委員名簿

(平成21年11月19日現在)

【次世代部会委員 (委員会委員・部会特別委員)】

[区分別・五十音順]

区分	氏名	所属団体等
委員会委員	阿部 憲司	函館市中学校長会 事務局次長
	飯田 龍弘	北海道函館児童相談所 地域支援課長
	碓 幸信	函館市小学校長会 調査部員
	岩館 満	函館市PTA連合会 副会長
	金谷 疆	函館市民生児童委員連合会 家庭児童専門部会長
	高田 恵美子	函館市学童保育連絡協議会 副会長
	玉利 達人	函館市私立幼稚園協会 会長
	長谷川 雅昭	函館保育協会 会長
	原 子 はるみ	一般公募
◇三浦 稔	函館大学 教授	
部会特別委員	相澤 弘司	連合北海道函館地区連合会 支部長
	岩塚 晃一	函館商工会議所 議員
	須藤 文代	函館市町会連合会 常任理事 (女性部長)
	土方 源太	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 理事
	山田 豊	社団法人函館市医師会 理事

【委員会委員 (次世代部会委員を除く)】

[部会別・五十音順]

区分	氏名	所属団体等
高齢者部会委員	阿部 成孝	函館市町会連合会 常任理事 (保健福祉部長)
	池田 延己	函館大妻高等学校 校長
	坂本 二三子	社団法人北海道看護協会道南南支部 第一副支部長
	竹田 公一	社団法人函館市医師会 副会長
	◎谷口 利夫	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 会長
	野口 鉄男	一般公募
	堀口 悦郎	道南地区老人福祉施設協議会 副会長
	松野 陽	函館市地域包括支援センター連絡協議会 監事
	山下 康次	北海道理学療法士会道南支部 支部長
渡辺 郁也	社団法人函館歯科医師会 副会長	
障がい者部会委員	岩波 勝二	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 会長
	上平 公美	一般公募
	川越 昌彦	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
	河村 吉造	函館地域障害者自立支援協議会 委員
	小祝 良介	函館市ボランティア連絡協議会 副会長
	佐々木 弘子	特定非営利活動法人函館手をつなぐ親の会 広報担当理事
	○佐藤 秀臣	財団法人北海道難病連函館支部 支部長
	谷川 忍	函館特別支援教育研究会 副会長
松森 美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長	
森谷 康文	北海道教育大学教育学部函館校 講師	

(注) ◎印は会長, ○印は副会長, ◇印は次世代部会長を示す。

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成20年 5 月 1 日	○「函館市福祉計画策定推進委員会」設置 (委員30名, うち一般公募委員 3 名のほか次世代部会特別委員 5 名)
平成20年 9 月13日	○「次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施 (就学前児童保護者ほか 1 区分)
平成21年 2 月25日	○「次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施 (小学校児童ほか 7 区分)
平成21年 5 月22日	○第 1 回函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会開催 【後期計画策定の進め方について, ほか】
平成21年 7 月10日	○第 2 回函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会開催 【後期行動計画策定の考え方について, 特定事業について, ほか】
平成21年 8 月 7 日	○第 3 回函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会開催 【特定事業について, 前期計画の評価について, ほか】
平成21年 8 月27日	○第 4 回函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会開催 【後期計画の背景と趣旨について, ほか】
10月 9 日	○第 5 回函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会開催 【計画素案 (たたき台) の協議について】
10月22日	○第 6 回函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会開催 【計画素案 (たたき台) の協議について】
11月 6 日	○第 7 回函館市福祉計画策定推進委員会次世代部会開催 【計画素案 (たたき台) のまとめについて, ほか】
11月19日	○第 1 回函館市福祉計画策定推進委員会開催
11月20日	○庁内関係各課へ計画 (素案) の確認依頼

年 月 日	事 項
11月26日	○福祉計画策定推進委員会から市へ検討結果報告書の提出
11月30日	○関係部局長との協議
12月3日	○市議会民生常任委員会に計画（案）の資料配付
12月7日	○計画（案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施 （計画（案）の概要を市政はこだてに掲載，計画（案）を本庁・支所で配布し，市ホームページに掲載～1月8日）
12月16日	○市議会民生常任委員会で計画（案）の説明
平成22年1月27日	○市議会民生常任委員会で計画（案）の協議
2月10日	○市議会民生常任委員会で計画（案）の協議

○ 函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）ならびに次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。
- 3 委員のうち3人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(部会)

第6条 各種計画の専門的な事項について協議させるため、委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 高齢者部会
- (2) 障がい者部会
- (3) 次世代部会

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者および特別委員若干人をもって組織する。

3 特別委員は、専門的な識見を有する者のうちから、市長が指定する。

4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員および特別委員（以下、これらを「専門委員」という。）の互選によりこれを定める。

5 部会長は、その部会の事務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する専門委員が、その職務を代理する。

7 第3条の規定は、特別委員の任期について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

2 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

3 函館市障がい者基本計画等策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

4 函館市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱（平成16年4月1日市長決裁）は、廃止する。

5 この要綱の施行の日から平成23年3月31日までの間に市長が指定する委員および特別委員の任期は、第3条（第6条第7項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長の指定する日から平成23年3月31日までとする。

○ 次世代育成支援に関する調査

I 函館市次世代育成支援に関するニーズ調査

1 調査目的

この調査は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づき、国が定める行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策のため、平成22年度から26年度までの集中的・計画的な取組みを推進する「(仮称) 函館市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定するに当たり、市民のニーズを把握することを目的として実施した。

2 調査の実施概要

(1) 基準日

平成21年2月1日

（ただし、就学前児童保護者および小学校1～3年生の児童の保護者については、厚生労働省の「新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査」にあわせて実施したため、基準日は平成20年4月1日）

(2) 調査地域

函館市全域

(3) 調査対象

調査対象者は以下のとおり抽出した。

【保護者】

- ①就学前児童保護者：0～5歳の就学前児童11,679名（平成20年3月末現在）のうち、4,240名を住民基本台帳から無作為抽出し、その保護者を対象者とした。
- ②小学校児童保護者：市立小学校1～3年生の児童6,177名（学校基本調査平成20年5月1日現在）のうち、2,360名を地域性や児童数を勘案して対象校を選定し、その保護者を対象者とした。
- ③小学校児童保護者：市立小学校4～6年生の児童6,552名（学校基本調査平成20年5月1日現在）のうち、1,000名を地域性や児童数を勘案して対象校を選定し、その保護者を対象者とした。
- ④中学校生徒保護者：市立中学校1・2年生の生徒4,320名（学校基本調査平成20年5月1日現在）のうち、1,000名を地域性や生徒数を勘案して対象校を選定し、その保護者を対象者とした。

【児童・生徒】

- ①小学校児童：市立小学校4～6年生の児童6,552名（学校基本調査平成20年5月1日現在）のうち、1,000名を地域性や児童数を勘案して対象校を選定し、対象者とした。

②中学校生徒：市立中学校1・2年生の生徒4,320名（学校基本調査平成20年5月1日現在）のうち、1,000名を地域性や生徒数を勘案して対象校を選定し、対象者とした。

【上記以外】

- ①未成年者：15～19歳の未成年者、13,593名（平成20年3月末現在）のうち1,000名を住民基本台帳から無作為抽出し、対象者とした。
- ②成年者：20～49歳の成年者、100,254名（平成20年3月末現在）のうち1,000名を住民基本台帳から無作為抽出し、対象者とした。
- ③母子・父子・寡婦家庭：母子家庭は児童扶養手当受給世帯、父子家庭は住民基本台帳上で父と子で構成されると思われる世帯、寡婦家庭は母子福祉資金等貸付金利用世帯とし、これらの世帯から合計1,000名を無作為抽出し、対象者とした。

(4) 調査方法

小学校児童およびその保護者、中学校生徒およびその保護者については、学校を通じて配布、回収。それ以外については、郵送により配布、回収。

(5) 調査日程

調査票の配布	平成20年9月13日（就学前児童保護者） 平成20年9月16日（小学校1～3年生の児童の保護者） 平成21年2月25日（未成年者，成年者，母子・父子・寡婦家庭） 平成21年2月27日（小学校4～6年生の児童と保護者， 中学校1・2年生の生徒と保護者）
調査票の回収	平成20年9月14日～平成20年9月25日 （就学前児童保護者） 平成20年9月17日～平成20年9月25日 （小学校1～3年生の児童の保護者） 平成21年2月26日～平成21年3月10日 （未成年者，成年者，母子・父子・寡婦家庭） 平成21年3月2日～平成21年3月10日 （小学校4～6年生の児童と保護者，中学校 1・2年生の生徒と保護者）

(6) 回収結果

区分	配布数（名）	回収数（名）	回収率
①就学前児童保護者	4,240	1,613	38.0%
②小学校児童保護者	3,360	2,204	65.6%
③中学校生徒保護者	1,000	606	60.6%
④小学校児童	1,000	646	64.6%
⑤中学校生徒	1,000	603	60.3%
⑥未成年者	1,000	236	23.6%
⑦成年者	1,000	304	30.4%
⑧母子・父子・寡婦家庭	1,000	360	36.0%
計	13,600	6,572	48.3%

3 集計方法

調査票の各設問については、回答すべき設問に回答のない場合は「無回答」として集計、回答すべきでない設問に回答した場合は集計対象から除外した。

なお、調査結果の表、グラフにおける比率については小数点第2位を四捨五入しているため、比率の内訳を合計しても100%にならない場合がある。

Ⅱ アンケート調査の概要

1 調査の目的

函館市次世代支援行動計画の後期5か年計画の策定にあたっては、次世代育成支援対策推進法に基づき、国が定める行動計画策定指針を基に策定することとなるが、これに先行し、市民のニーズを把握することを目的として、平成20年度に「次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施し、報告書を作成したところである。

今回のアンケート調査は、本市として計画内容の充実を図るうえで、就学前の子どもを持つ保護者の意見等の収集がさらに必要であると考え、子育てサロンやつどいの広場などの利用者をはじめ、育児サークルの統括団体である「子育てを考える会」の協力を得て、実施したものである。

2 調査の実施概要

(1) 調査施設

子育てサロン：中央，亀田港，美原，石川，鍛冶さくら，花園，
南かやべ，大潤

つどいの広場：函館医療保育専門学校，サンパウロ広場（旧さゆり園子
育てサロン）

児童館：東川，赤川，旭岡，五稜

全 14か所

(2) 調査日程

平成21年6月15日（月）から7月3日（金）まで

(3) 調査対象

施設利用者（保護者），「子育てを考える会」会員

(4) 実施方法等

子ども未来室職員が各施設へ出向き、利用者に対し、アンケート調査票に基づき、聞き取り調査を行った。

また、「子育てを考える会」については、同会代表を通じて各会員へ調査票を配付・回収した。

(5) 回収結果

ア	子育てサロン	72人	
イ	つどいの広場	18人	
ウ	児童館	36人	
エ	子育てを考える会	29人	合計 155人

3 調査結果の概要

今回の調査は、「就学前の子どもを持つ親」を調査対象として、子育てサロンやつどいの広場、児童館で実施した。

なお、「子育てを考える会」に依頼した調査については、聞き取りは行っていない。

調査項目では「利用したことのあるサービス」は、調査票に記載されているサービスなどについての感想、「今後期待されるサービス」は、短時間の一時預かりなど、望ましいサービスについての提案、「今後期待される環境整備」は、公園などの整備について、「困っていること、不安なこと」は、育児に関する悩みなどが多く挙げられた。

【調査概要】

	施設	実施日	サンプル数	摘要
子育て サ ロ ン	中央子育てサロン	平成21年 6月29日	6	
	亀田港子育てサロン	6月30日	6	
	美原子育てサロン	6月22日	4	
	石川子育てサロン	6月25日	11	
	鍛冶さくら子育てサロン	6月15日	14	
	花園子育てサロン	6月24日	13	
	大潤子育てサロン	6月23日	9	
	南かやべ子育てサロン	6月18日	9	
つどい の 広 場	函館医療保育専門学校	6月18日	8	
	サンパウロ広場	6月23日	10	
児 童 館	東川児童館	7月3日	6	市内26館を地区割りで4ブロックに分けており、そのうち1館ずつを抽出
	赤川児童館	6月26日	7	
	旭岡児童館	6月16日	10	
	五稜児童館	6月15日	13	
子育てを考える会		6月11日	29	
サンプル数合計			155	

函館市次世代育成支援後期行動計画

平成22年3月発行

編集：函館市福祉部子ども未来室

発行：函館市

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3284 FAX 0138-22-2340

印刷：(株)長門出版社印刷部
